

京都市地域防災計画の主な修正案について

(字句修正や時点修正等の軽微な修正を除く)

※ 修正内容の全文は、京都市地域防災計画各編の新旧対照表を御確認ください。

1 概要

令和6年1月に発生した「令和6年能登半島地震」を踏まえた修正、関係法令や京都市の各局での防災関連事業や各種計画、災害対応マニュアル等の改定等に伴う修正を行う。

2 主な修正内容

(1) 「京都市備蓄計画」の改定に伴う修正 (令和6年能登半島地震を踏まえた修正)

【震災対策編、一般災害対策編】

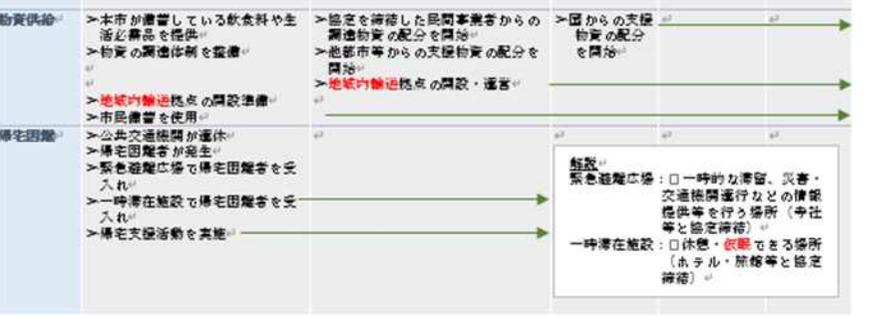
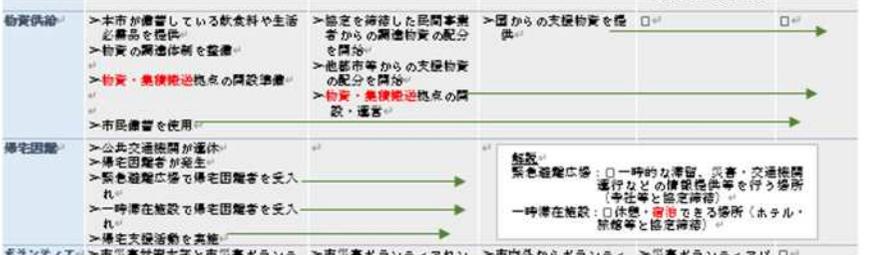
令和6年能登半島地震の課題・教訓等を踏まえて令和6年5月に改定した「京都市備蓄計画」に関する項目を修正

(2) 「災害対策基本法施行令」の改正に伴う修正

【震災対策編、一般災害対策編】

災害応急対策の円滑化を目的とした「災害対策基本法施行令」等の改正に伴う緊急通行車両確認標章等の事前交付に関する項目を修正

頁	旧	新	修正理由
<p>旧 3 新 3</p>	<p>(1) 計画の目的 (略)</p> <p>世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成、男女共同参画をはじめとした多様な視点などを踏まえ、<u>ウイズコロナ社会、アフターコロナ社会においても</u>、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p> <p>(2) 計画の理念 (略)</p> <p>災害対策の実施に当たっては、<u>ウイズコロナ社会における感染拡大防止策を講じたうえで</u>、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。</p>	<p>(1) 計画の目的 (略)</p> <p>世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成、男女共同参画をはじめとした多様な視点などを踏まえ、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p> <p>(2) 計画の理念 (略)</p> <p>災害対策の実施に当たっては、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。</p>	<p>字句修正 (感染症の類型移行に伴う修正)</p>
<p>旧 9 新 9</p>	<p>3 区防災会議 (略)</p> <p>(2) 所掌事務 (略)</p> <p>オ 自主防災<u>組織の設置育成</u>に関すること。</p>	<p>3 区防災会議 (略)</p> <p>(2) 所掌事務 (略)</p> <p>オ 自主防災<u>体制の推進</u>に関すること。</p>	<p>字句修正</p>
<p>旧 15 新 15</p>	<p>2 社会的特性 (1)人口分布 (略)</p> <p>ウ 観光客の分布</p> <p>京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和<u>元</u>年中に京都市を訪れた観光客は<u>5,352</u>万人で一日平均すると約<u>15</u>万人となり、そのうち約<u>25</u>%が市内への宿泊客である。<u>(※なお、令和2年及び令和3年は新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数の推計は行っていない。)</u></p>	<p>2 社会的特性 (1)人口分布 (略)</p> <p>ウ 観光客の分布</p> <p>京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和<u>5</u>年中に京都市を訪れた観光客は<u>5,028</u>万人で一日平均すると約<u>13</u>万人となり、そのうち約<u>29</u>%が市内への宿泊客である。 <u>(削除)</u></p>	<p>時点修正</p>

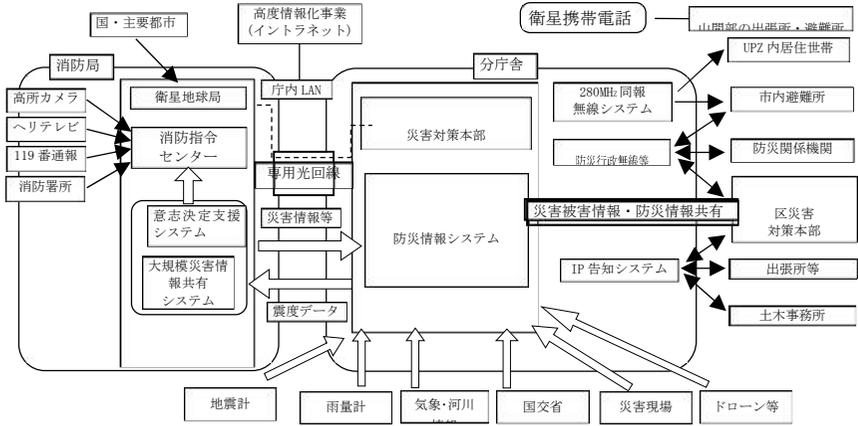
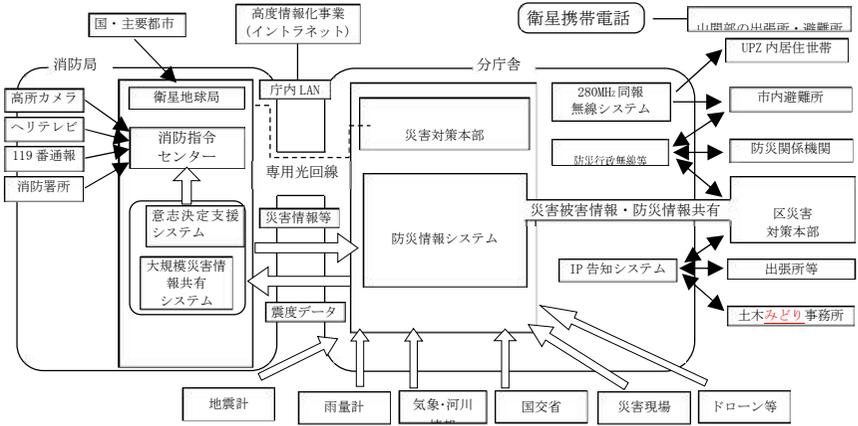
頁	旧	新	修正理由
旧 40 新 40	時系列シナリオ（内陸型地震（花折断層地震等）） （略） 	時系列シナリオ（内陸型地震（花折断層地震等）） （略） 	字句修正
旧 42 新 42	（略） 	（略） 	字句修正

頁	旧	新	修正理由
旧 51 新 51	<p>3 緑地の保全 (略) (4) 農地等の保全（産業観光局農林企画課） (略) また、市民農園の整備による緑地の確保についてもその推進を図っていく。</p>	<p>3 緑地の保全 (略) (4) 農地等の保全（産業観光局農林企画課） (略) また、市民農園による緑地の確保についてもその推進を図っていく。</p>	事業内容の変更に伴う修正
旧 52 新 52	<p>※ 特別緑地保全地区（都市計画局） ○ 洛西中央地区（約12ha）、吉田山地区（約14ha） ※ 近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区（都市計画局） ○ 約3,333ha（1区域）を近郊緑地保全区域に指定し、このうち約212ha（2地区）を近郊緑地特別保全地区として指定 ※ 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区（都市計画局） ○ 約8,513ha（14区域）を歴史的風土保存区域として指定し、このうち京都盆地の周辺のほぼすべての山麓部を含む約2,861ha（24地区）を歴史的風土特別保存地区として指定 ※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在約509.25ha ※ 市民農園の整備（産業観光局） ○ 桂上野農藝ひろば（西京区桂上野）、山科大宅農藝ひろば（山科区大宅）、久我・食農ふれあいの杜体験農園（伏見区久我）</p>	<p>※ 特別緑地保全地区（都市計画局） ○ 洛西中央地区（約12ha）、吉田山地区（約14ha） ※ 近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区（都市計画局） ○ 約3,333ha（1区域）を近郊緑地保全区域に指定し、このうち約212ha（2地区）を近郊緑地特別保全地区として指定 ※ 歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区（都市計画局） ○ 約8,513ha（14区域）を歴史的風土保存区域として指定し、このうち京都盆地の周辺のほぼすべての山麓部を含む約2,861ha（24地区）を歴史的風土特別保存地区として指定 ※ 生産緑地地区（都市計画局） ○ 令和5年7月1日現在約509.25ha ※ 市民農園（産業観光局） ○ 山科大宅農藝ひろば（山科区大宅）、久我・食農ふれあいの杜体験農園（伏見区久我）</p>	事業内容の変更に伴う修正
旧 54 新 54	<p>1-1 きめ細かな災害に強いまちづくり 1 パートナーシップ型まちづくりの推進（都市計画局まち再生・創造推進室） <u>今後の新たなまちづくりにおいては、住民、企業の参加を促していく仕組みを整備することにより、異なる価値観を有する個人や企業の自己実現を目指した自由で多様な活動、交流をできる限り尊重する。</u> <u>今後、行政が市民共通の夢やまちづくりの将来像を大きな枠組として示したうえで、地域の特性にあわせて多様な選択肢の中から自らの進むべき道を選択し、必要なルールを定め、実践していく「パートナーシップ型」まちづくりの仕組みを目指す。</u> <u>このパートナーシップ型まちづくりの中で、市民、企業、行政等が相互に連携しながら役割を分担し、地域環境の整備、地域課題の解決に取り組むことによって、併せて「きめ細かな災害に強いまちづくり」の実現を図る。</u></p>	<p>1-1 きめ細かな災害に強いまちづくり 1 防災まちづくりの推進（都市計画局まち再生・創造推進室） <u>(削除)</u></p>	事業内容の変更に伴う修正

頁	旧	新	修正理由
	<p>制度「<u>まちの匠の知恵を活かした京都型耐震・防火リフォーム支援事業</u>」を実施する。</p> <p>※ 資料2-1-2-2 耐震化<u>対策</u>助成事業の概要</p> <p>(4) 住宅の耐震化（分譲マンション）（都市計画局建築安全推進課） <u>【令和4年度以降休止】</u> <u>（追記）</u></p> <p>(5) 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化（耐震診断が義務付けられた建築物）（都市計画局建築安全推進課） <u>ア 耐震改修計画作成及び耐震改修の助成</u> 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断が義務付けられた昭和56年5月31日以前に着工された不特定多数の者が利用する大規模建築物を対象に、<u>耐震改修計画作成及び耐震改修に要する費用の一部を助成する制度を実施している。</u> <u>イ 耐震診断結果公表</u> 平成29年3月28日に耐震診断結果の公表を行った。今後、耐震改修や除却等を行った旨の報告があったものについては、随時、公表内容を更新していく。 <u>（追記）</u></p> <p>(6) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化（耐震診断が努力義務の建築物）（都市計画局建築安全推進課）<u>【令和4年度以降休止】</u> <u>（追記）</u></p> <p>(7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化（都市計画局建築安全推進課） <u>ア 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定</u> 平成29年3月に京都市建築物耐震改修促進計画を一部改定し、災害時の初動に重要な拠点施設等を結ぶ道路の緊急車両等の通行を確保するため、京都府との連携の下、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路を指定した。 診断<u>結果</u>の報告期限である令和5年3月31日までに、対象建築物の耐震診断が<u>適切に実施されるよう指導等を行う。</u></p>	<p>制度「<u>まちの匠・ぷらす</u>」京町家・木造住宅 耐震・防火<u>改修</u>支援事業」を実施する。</p> <p>※ 資料2-1-2-2 耐震化<u>促進</u>助成事業の概要</p> <p>(4) 住宅の耐震化（分譲マンション）（都市計画局建築安全推進課） <u>（削除）</u> ※ 資料2-1-2-2 耐震化<u>促進</u>助成事業の概要</p> <p>(5) 不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震化（耐震診断が義務付けられた建築物）（都市計画局建築安全推進課） <u>（削除）</u> 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断が義務付けられた、昭和56年5月31日以前に着工された不特定多数の者が利用する大規模建築物について、<u>（削除）</u>平成29年3月28日に耐震診断結果の公表を行った。今後、耐震改修や除却等を行った旨の報告があったものについては、随時、公表内容を更新していく。</p> <p><u>耐震性能が不足している建築物については、速やかに耐震化が図られるよう、必要な指導助言及び国や府の補助制度の利用促進を継続して行っていく。</u></p> <p>(6) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化（耐震診断が努力義務の建築物）（都市計画局建築安全推進課） <u>※ 資料2-1-2-2 耐震化促進助成事業の概要</u></p> <p>(7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化（都市計画局建築安全推進課） <u>（削除）</u> 平成29年3月に京都市建築物耐震改修促進計画を一部改定し、災害時の初動に重要な拠点施設等を結ぶ道路の緊急車両等の通行を確保するため、京都府との連携の下、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、沿道建築物の耐震診断を義務化する道路を指定した。 <u>対象建築物の耐震診断が適切に実施されるよう指導を行い、報告期限である令和5年3月31日までに、全ての対象建築物について耐震診断結果の報告があった。</u></p>	

頁	旧	新	修正理由																																																									
	<p><u>イ 耐震診断、耐震改修計画及び耐震改修の助成</u></p> <p><u>建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断を義務付けた道路沿道の建築物のうち、昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊により当該道路を閉塞する恐れのある建築物を対象に、耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修に要する費用を助成している。</u></p> <p><u>※ 資料2-1-2-2 耐震化対策助成事業の概要</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>																																																										
<p>旧 61 新 61</p>	<p>1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課） （略）</p> <p>なお、<u>新たな規制区域の公示までは、経過措置により、宅地造成等規制法及び同法に基づく規制区域が適用される。（追記）</u></p> <p>（略）</p> <p><u>（宅地造成等規制法に基づき指定された区域）</u></p> <table border="1" data-bbox="197 703 1090 1369"> <thead> <tr> <th>宅地造成工事規制区域</th> <th>符号</th> <th>面積(ha)</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東山地区</u></td> <td><u>A</u></td> <td><u>1,840</u></td> <td rowspan="7">第一次指定 <u>昭和37年11月13日</u></td> </tr> <tr> <td><u>醍醐地区</u></td> <td><u>B</u></td> <td><u>32</u></td> </tr> <tr> <td><u>吉田山地区</u></td> <td><u>C</u></td> <td><u>62</u></td> </tr> <tr> <td><u>北白川地区</u></td> <td><u>D</u></td> <td><u>247</u></td> </tr> <tr> <td><u>深泥池地区</u></td> <td><u>E</u></td> <td><u>89</u></td> </tr> <tr> <td><u>西賀茂宇多野地区</u></td> <td><u>F</u></td> <td><u>1,071</u></td> </tr> <tr> <td><u>西山地区</u></td> <td><u>G</u></td> <td><u>423</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>小 計</u></td> <td><u>3,764</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>山科東部地区</u></td> <td><u>H</u></td> <td><u>1,934</u></td> <td rowspan="6">第二次指定 <u>昭和43年6月20日</u></td> </tr> <tr> <td><u>東山第2地区</u></td> <td><u>I</u></td> <td><u>1,194</u></td> </tr> <tr> <td><u>北山地区</u></td> <td><u>J</u></td> <td><u>7,370</u></td> </tr> <tr> <td><u>宝池地区</u></td> <td><u>K</u></td> <td><u>183</u></td> </tr> <tr> <td><u>西山第2地区</u></td> <td><u>L</u></td> <td><u>3,762</u></td> </tr> <tr> <td><u>大枝南部地区</u></td> <td><u>M</u></td> <td><u>29</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>小 計</u></td> <td><u>14,472</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>合 計</u></td> <td><u>18,236</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	宅地造成工事規制区域	符号	面積(ha)	指定年月日	<u>東山地区</u>	<u>A</u>	<u>1,840</u>	第一次指定 <u>昭和37年11月13日</u>	<u>醍醐地区</u>	<u>B</u>	<u>32</u>	<u>吉田山地区</u>	<u>C</u>	<u>62</u>	<u>北白川地区</u>	<u>D</u>	<u>247</u>	<u>深泥池地区</u>	<u>E</u>	<u>89</u>	<u>西賀茂宇多野地区</u>	<u>F</u>	<u>1,071</u>	<u>西山地区</u>	<u>G</u>	<u>423</u>	<u>小 計</u>		<u>3,764</u>		<u>山科東部地区</u>	<u>H</u>	<u>1,934</u>	第二次指定 <u>昭和43年6月20日</u>	<u>東山第2地区</u>	<u>I</u>	<u>1,194</u>	<u>北山地区</u>	<u>J</u>	<u>7,370</u>	<u>宝池地区</u>	<u>K</u>	<u>183</u>	<u>西山第2地区</u>	<u>L</u>	<u>3,762</u>	<u>大枝南部地区</u>	<u>M</u>	<u>29</u>	<u>小 計</u>		<u>14,472</u>		<u>合 計</u>		<u>18,236</u>		<p>1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課） （略）</p> <p>なお、<u>市域の全域が宅地造成等工事規制区域あるいは特定盛土等規制区域に指定されている。（令和6年6月6日施行）</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>関係法令の改正に伴う修正</p>
宅地造成工事規制区域	符号	面積(ha)	指定年月日																																																									
<u>東山地区</u>	<u>A</u>	<u>1,840</u>	第一次指定 <u>昭和37年11月13日</u>																																																									
<u>醍醐地区</u>	<u>B</u>	<u>32</u>																																																										
<u>吉田山地区</u>	<u>C</u>	<u>62</u>																																																										
<u>北白川地区</u>	<u>D</u>	<u>247</u>																																																										
<u>深泥池地区</u>	<u>E</u>	<u>89</u>																																																										
<u>西賀茂宇多野地区</u>	<u>F</u>	<u>1,071</u>																																																										
<u>西山地区</u>	<u>G</u>	<u>423</u>																																																										
<u>小 計</u>		<u>3,764</u>																																																										
<u>山科東部地区</u>	<u>H</u>	<u>1,934</u>	第二次指定 <u>昭和43年6月20日</u>																																																									
<u>東山第2地区</u>	<u>I</u>	<u>1,194</u>																																																										
<u>北山地区</u>	<u>J</u>	<u>7,370</u>																																																										
<u>宝池地区</u>	<u>K</u>	<u>183</u>																																																										
<u>西山第2地区</u>	<u>L</u>	<u>3,762</u>																																																										
<u>大枝南部地区</u>	<u>M</u>	<u>29</u>																																																										
<u>小 計</u>		<u>14,472</u>																																																										
<u>合 計</u>		<u>18,236</u>																																																										

頁	旧	新	修正理由																																																																								
旧 64 新 63	<p>(防災パトロールの実施状況（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等）)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>擁壁の亀裂等</th> <th>がけ崩れ等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td> <td><u>10</u></td> <td>16</td> <td><u>26</u></td> </tr> <tr> <td>左京区</td> <td><u>4</u></td> <td><u>28</u></td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>東山区</td> <td><u>48</u></td> <td><u>13</u></td> <td><u>61</u></td> </tr> <tr> <td>山科区</td> <td><u>24</u></td> <td>22</td> <td><u>46</u></td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td><u>1</u></td> <td><u>17</u></td> <td><u>18</u></td> </tr> <tr> <td>西京区</td> <td><u>12</u></td> <td><u>20</u></td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>伏見区</td> <td><u>6</u></td> <td><u>23</u></td> <td><u>29</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>105</u></td> <td><u>139</u></td> <td><u>244</u></td> </tr> </tbody> </table>	行政区	擁壁の亀裂等	がけ崩れ等	計	北 区	<u>10</u>	16	<u>26</u>	左京区	<u>4</u>	<u>28</u>	32	東山区	<u>48</u>	<u>13</u>	<u>61</u>	山科区	<u>24</u>	22	<u>46</u>	右京区	<u>1</u>	<u>17</u>	<u>18</u>	西京区	<u>12</u>	<u>20</u>	32	伏見区	<u>6</u>	<u>23</u>	<u>29</u>	計	<u>105</u>	<u>139</u>	<u>244</u>	<p>(防災パトロールの実施状況（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等）)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>擁壁の亀裂等</th> <th>がけ崩れ等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北 区</td> <td><u>15</u></td> <td>16</td> <td><u>31</u></td> </tr> <tr> <td>左京区</td> <td><u>11</u></td> <td><u>32</u></td> <td><u>43</u></td> </tr> <tr> <td>東山区</td> <td><u>22</u></td> <td><u>21</u></td> <td><u>43</u></td> </tr> <tr> <td>山科区</td> <td><u>16</u></td> <td><u>15</u></td> <td><u>31</u></td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td><u>2</u></td> <td><u>24</u></td> <td><u>26</u></td> </tr> <tr> <td>西京区</td> <td><u>13</u></td> <td><u>19</u></td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>伏見区</td> <td><u>2</u></td> <td><u>15</u></td> <td><u>17</u></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td><u>81</u></td> <td><u>142</u></td> <td><u>223</u></td> </tr> </tbody> </table>	行政区	擁壁の亀裂等	がけ崩れ等	計	北 区	<u>15</u>	16	<u>31</u>	左京区	<u>11</u>	<u>32</u>	<u>43</u>	東山区	<u>22</u>	<u>21</u>	<u>43</u>	山科区	<u>16</u>	<u>15</u>	<u>31</u>	右京区	<u>2</u>	<u>24</u>	<u>26</u>	西京区	<u>13</u>	<u>19</u>	32	伏見区	<u>2</u>	<u>15</u>	<u>17</u>	計	<u>81</u>	<u>142</u>	<u>223</u>	時点修正
行政区	擁壁の亀裂等	がけ崩れ等	計																																																																								
北 区	<u>10</u>	16	<u>26</u>																																																																								
左京区	<u>4</u>	<u>28</u>	32																																																																								
東山区	<u>48</u>	<u>13</u>	<u>61</u>																																																																								
山科区	<u>24</u>	22	<u>46</u>																																																																								
右京区	<u>1</u>	<u>17</u>	<u>18</u>																																																																								
西京区	<u>12</u>	<u>20</u>	32																																																																								
伏見区	<u>6</u>	<u>23</u>	<u>29</u>																																																																								
計	<u>105</u>	<u>139</u>	<u>244</u>																																																																								
行政区	擁壁の亀裂等	がけ崩れ等	計																																																																								
北 区	<u>15</u>	16	<u>31</u>																																																																								
左京区	<u>11</u>	<u>32</u>	<u>43</u>																																																																								
東山区	<u>22</u>	<u>21</u>	<u>43</u>																																																																								
山科区	<u>16</u>	<u>15</u>	<u>31</u>																																																																								
右京区	<u>2</u>	<u>24</u>	<u>26</u>																																																																								
西京区	<u>13</u>	<u>19</u>	32																																																																								
伏見区	<u>2</u>	<u>15</u>	<u>17</u>																																																																								
計	<u>81</u>	<u>142</u>	<u>223</u>																																																																								
旧 67 新 67	<p>5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） (略)</p> <p>※ 道路防災総点検（建設局） ○道路のり面危険箇所調査、橋りょう耐震調査、歩道橋耐震調査、トンネル安全点検調査の実施</p> <p>※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○災害防除事業（令和<u>4</u>年度：一般国道162号ほか<u>15</u>路線） ○道路改良事業（<u>平成21年度</u>：一般国道<u>477</u>号ほか<u>9</u>路線） ○橋りょう健全化事業 （耐震補強：<u>御薮橋</u>、<u>九条跨線橋</u>など 29 橋完了） （老朽化修繕：<u>賀茂大橋</u>、<u>二条大橋</u>など <u>132</u> 橋完了）</p> <p>※ 社会資本整備重点計画に基づく、特定交通安全施設等整備事業の実施計画（建設局） ○道路情報提供装置、交差点改良、歩道・自転車歩行者道整備等の実施（平成15年度～）</p>	<p>5 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課） (略)</p> <p>※ 道路防災総点検（建設局） ○道路のり面危険箇所調査、橋りょう耐震調査、歩道橋耐震調査、トンネル安全点検調査の実施</p> <p>※ 道路・橋りょう等整備事業（建設局） ○災害防除事業（令和<u>5</u>年度：一般国道162号ほか<u>21</u>路線） ○道路改良事業（一般国道<u>162</u>号ほか） ○橋りょう健全化事業 （耐震補強：<u>丸太町橋</u>など 29 橋完了） （老朽化修繕：<u>山幸橋</u>など <u>160</u> 橋完了）</p> <p>※ 社会資本整備重点計画に基づく、特定交通安全施設等整備事業の実施計画（建設局） ○道路情報提供装置、交差点改良、歩道・自転車歩行者道整備等の実施（平成15年度～）</p>	時点修正																																																																								
旧 68 新 68	<p>2 農林施設の防災対策 (1) 管理責任者への指導（産業観光局農林企画課）</p> <p>ため池、頭首工、排水機等の農林施設の管理者に対して、保守点検を徹底し、老朽化や安全性に問題がある施設については、必要な対策工事や修理、補修を行うよう指導する。</p> <p>(2) 防災機能強化と緊急時連絡体制の確立（産業観光局農林企画課）</p>	<p>2 農林業用施設の防災対策 (1) 管理責任者への指導（産業観光局農林企画課）</p> <p>ため池、頭首工、排水機等の農林<u>業用</u>施設の管理者に対して、保守点検を徹底し、老朽化や安全性に問題がある施設については、必要な対策工事や修理、補修を行うよう指導する。</p> <p>(2) 防災機能強化と緊急時連絡体制の確立（産業観光局農林企画課）</p>	字句修正																																																																								

頁	旧	新	修正理由
	<p>市内総数113箇所のため池については、パトロールを実施し、危険箇所の点検を行う。また、防災重点農業用ため池に選定されている25箇所のうち受益地が市外にある3箇所を除く22箇所については、改修や補強等を管理者等に指導する。さらに、防災重点農業用ため池については、緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備するほか、震度5弱以上の地震が発生した場合には、ため池の緊急点検の実施を管理者等に指導する。</p>	<p>市内総数113箇所のため池については、パトロールを実施し、危険箇所の点検を行う。また、防災重点農業用ため池に選定されている25箇所のうち受益地が市外にある3箇所を除く22箇所については、改修や補強等を管理者等に指導する。さらに、防災重点農業用ため池については、緊急時に必要な措置が講じられるように連絡体制を整備するほか、震度5弱以上の地震が発生した場合には、ため池の緊急点検を実施する。</p>	
<p>旧 77 新 77</p>	<p>3 生涯学習総合センター等における防災啓発 (略)</p> <p style="border: 1px dashed red; padding: 2px;">※ 生涯学習総合センター等における防災啓発（教育委員会）</p>	<p>3 生涯学習総合センター等における防災啓発 (略)</p> <p style="text-decoration: underline;">(削除)</p>	<p>字句修正</p>
<p>旧 85 新 85</p>	<p>(防災情報システム概念図)</p>  <p>(1) 防災情報システムの活用（行財政局防災危機管理室） (略)</p> <p>ア市、区災害対策本部の機能強化 (ア) IP告知システム、衛星携帯電話等を有効に活用し、出張所、土木事務所等の出先機関との連携を強化する。</p>	<p>(防災情報システム概念図)</p>  <p>(1) 防災情報システムの活用（行財政局防災危機管理室） (略)</p> <p>ア市、区災害対策本部の機能強化 (ア) IP告知システム、衛星携帯電話等を有効に活用し、出張所、土木みどり事務所等の出先機関との連携を強化する。</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由
旧 86 新 86	<p>3-2 通信施設の整備 (略)</p> <p>(2) 市役所イントラネットの整備（総合企画局情報化推進室（情報システム担当））</p> <p>総合企画局情報化推進室（情報システム担当）は、災害時における通信経路を確保するため、イントラネットパソコンを活用した情報連絡体制の充実に努める。</p>	<p>3-2 通信施設の整備 (略)</p> <p>(2) 市役所イントラネットの整備（総合企画局デジタル化戦略推進室（情報システム担当））</p> <p>総合企画局デジタル化戦略推進室（情報システム担当）は、災害時における通信経路を確保するため、イントラネットパソコンを活用した情報連絡体制の充実に努める。</p>	組織名称の変更に伴う修正
旧 93 新 93	<p>2 広域避難場所（指定緊急避難場所） (略)</p> <p>※ 広域避難場所の指定（行財政局）</p> <p>○ 広域避難場所 68箇所（令和5年7月1日現在）</p>	<p>2 広域避難場所（指定緊急避難場所） (略)</p> <p>※ 広域避難場所の指定（行財政局）</p> <p>○ 広域避難場所 67箇所（令和6年7月1日現在）</p>	時点修正
旧 94 新 94	<p>3 避難救助拠点（指定緊急避難場所） (略)</p> <p>※ 避難救助拠点の指定（行財政局）</p> <p>○ 避難救助拠点 23箇所（令和5年7月1日現在）</p> <p>(略)</p> <p>5 指定避難所 (略)</p> <p>※ 指定避難所の指定（行財政局）</p> <p>○ 指定避難所 435箇所（令和5年7月1日現在）</p> <p>(略)</p> <p>7 避難システムの整備 (略)</p> <p>※ 避難誘導標識等の整備（行財政局）</p> <p>○ 避難誘導標識 250基（令和5年7月1日現在）</p> <p>○ 広域避難場所表示板 165基（令和5年7月1日現在）</p>	<p>3 避難救助拠点（指定緊急避難場所） (略)</p> <p>※ 避難救助拠点の指定（行財政局）</p> <p>○ 避難救助拠点 22箇所（令和6年7月1日現在）</p> <p>(略)</p> <p>5 指定避難所 (略)</p> <p>※ 指定避難所の指定（行財政局）</p> <p>○ 指定避難所 433箇所（令和6年7月1日現在）</p> <p>(略)</p> <p>7 避難システムの整備 (略)</p> <p>※ 避難誘導標識等の整備（行財政局）</p> <p>○ 避難誘導標識 247基（令和6年7月1日現在）</p> <p>○ 広域避難場所標示板 163基（令和6年7月1日現在）</p>	時点修正
旧 99 新 99	<p>4 避難所の防災機能と生活環境の整備 (略)</p> <p>(5) 通信機能の確保（行財政局防災危機管理室、総合企画局情報化推進室</p>	<p>4 避難所の防災機能と生活環境の整備 (略)</p> <p>(5) 通信機能の確保（行財政局防災危機管理室、総合企画局デジタル化戦略推進室</p>	組織名称の変更に伴う修正

頁	旧	新	修正理由
旧 99 新 99	(略) 避難者に対して必要な情報を迅速に提供するためには、避難所における通信機能の確保が重要であり、行財政局防災危機管理室、総合企画局情報化推進室（情報セキュリティ・ガバナンス推進担当）、保健福祉局各所属、子ども若者はぐくみ局各所属、区役所、教育委員会事務局各所属は、必要な設備、機器等の整備を進める。	(略) 避難者に対して必要な情報を迅速に提供するためには、避難所における通信機能の確保が重要であり、行財政局防災危機管理室、総合企画局デジタル化戦略推進室（情報セキュリティ・ガバナンス推進担当）、保健福祉局各所属、子ども若者はぐくみ局各所属、区役所、教育委員会事務局各所属は、必要な設備、機器等の整備を進める。	組織名称の変更に伴う修正
旧 102 新 102	4 防火対象物の安全化指導 (略) (3) 建築の安全化指導（都市計画局安全推進課、消防局（予防課、指導課）） (略) 5 危険物等関係施設災害の予防 危険物等を製造、貯蔵、取り扱っている危険物等関係施設に対し、関係法令等に基づく規制による指導と併せて、定期的な立入検査、違反是正を実施するとともに、次の事項について指導を強化し、危険物等関係施設における安全を確保する。	4 防火対象物の安全化指導 (略) (3) 建築の安全化指導（都市計画局建築安全推進課、消防局（予防課、指導課）） (略) 5 危険物等関係施設災害の予防 危険物等を製造、貯蔵又は取り扱っている危険物等関係施設に対し、関係法令等に基づく規制による指導と併せて、定期的な立入検査、違反是正を実施するとともに、次の事項について指導を強化し、危険物等関係施設における安全を確保する。	組織名称の変更に伴う修正 関係法令の改正に伴う修正
旧 103 新 103	(4) 施設の点検・補修等（消防局指導課） 消防法、火薬類取締法又は、高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施、不備項目についての改修を指導する。	(4) 施設の点検・補修等（消防局指導課） 消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施や不備項目についての改修を指導する。	関係法令の改正に伴う修正
旧 104 新 104	(3) 救急体制の整備（消防局（救急課、教育管理課）） (略) ※ 救急高度化事業（消防局）（令和5年7月1日現在） ○ 救急救命士の配置 356名 ○ 高規格救急車の整備 46台 ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材 45式 ○ 応急手当普及啓発	(3) 救急体制の整備（消防局（救急課、教育管理課）） (略) ※ 救急高度化事業（消防局）（令和6年7月1日現在） ○ 救急救命士の配置 365名 ○ 高規格救急車の整備 47台 ○ 高度応急処置用器材の整備 ○ 救急救命処置用器材 45式 ○ 応急手当普及啓発	時点修正

頁	旧	新	修正理由																																				
旧 105 新 105	(消防水利の状況) (令和5年7月1日現在) <table border="1"> <tr> <th>水利種別</th> <th>消火栓</th> <th>防火水槽</th> <th>井戸</th> <th>貯水池</th> <th>プール</th> <th>濠・河川溝川</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>25,957</td> <td>2,752</td> <td>33(28)</td> <td>208</td> <td>294</td> <td>1,576</td> <td>0</td> <td>30,820</td> </tr> </table>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計	箇所数	25,957	2,752	33(28)	208	294	1,576	0	30,820	(消防水利の状況) (令和6年7月1日現在) <table border="1"> <tr> <th>水利種別</th> <th>消火栓</th> <th>防火水槽</th> <th>井戸</th> <th>貯水池</th> <th>プール</th> <th>濠・河川溝川</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td>箇所数</td> <td>26,012</td> <td>2,752</td> <td>32(28)</td> <td>208</td> <td>291</td> <td>1,579</td> <td>0</td> <td>30,874</td> </tr> </table>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計	箇所数	26,012	2,752	32(28)	208	291	1,579	0	30,874	時点修正
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計																															
箇所数	25,957	2,752	33(28)	208	294	1,576	0	30,820																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川溝川	その他	計																															
箇所数	26,012	2,752	32(28)	208	291	1,579	0	30,874																															
旧 109 新 109	(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画（建設局道路河川管理課） （略） （ア）区役所、土木事務所 （略） (2) 緊急輸送道路ネットワークの整備（建設局道路建設課） 緊急輸送道路ネットワークの当面の整備は、地震防災緊急事業五箇年計画に位置付け、整備していく。	(1) 緊急輸送道路ネットワーク計画（建設局道路河川管理課） （略） （ア）区役所、土木みどり事務所 （略） (2) 緊急輸送道路ネットワークの整備（建設局道路建設課） 緊急輸送道路ネットワークの当面の整備は、京都市地域防災計画に位置付け、整備していく。	組織名称の変更に伴う修正																																				
旧 111 新 111	4 緊急通行車両の事前届出 （略） ア 警報の発表、伝達、避難情報等に関する事項 イ 消防、水防その他応急措置に関する事項 ウ 被災者の救援、救助その他保護に関する事項 エ 災害を受けた児童・生徒の応急の教育に関する事項 オ 施設、設備の応急の復旧に関する事項 カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関する事項 ク 緊急輸送の確保に関する事項 ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御や拡大防止のための措置に関する事項 (2) 緊急通行車両の事前届出制度（各局、区役所） 災害応急対策活動を円滑に推進するため、京都市が所有する車両については、事前に京都府警察に緊急通行車両の事前届出を実施するとともに、災害時には迅速な活用が可能なように、担当職員に対する確認申請の方法等について周知を図る。 （事前届出の対象車両）	4 緊急通行車両の確認申出 （略） ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項 ウ 被災者の救援、救助その他の保護に関する事項 エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 カ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項 キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 ク 緊急輸送の確保に関する事項 ケ 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項 (2) 緊急通行車両の確認申出制度（各局、区役所） 災害応急対策活動を円滑に推進するため、京都市が所有する車両については、災害発生前に京都府警察に緊急通行車両の確認申出を実施するとともに、災害時には迅速な活用が可能なように、担当職員に対する確認申出の方法等について周知を図る。 （確認申出の対象車両）	関係法令の改正に伴う修正																																				

頁	旧	新	修正理由
	<p>ア 指定地方行政機関等の保有車両（道路交通法施行令第13条の緊急自動車は<u>事前届出</u>を必要としない。） （略）</p> <p>(3) 緊急通行車両の<u>事前届出</u>に係る手続（各局、区役所） 各局等の緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者は、<u>京都府警察本部</u>の定める緊急通行車両<u>等事前届出書</u>で、車両の使用の本拠地を管轄警察署に<u>届け</u>出る。</p> <p><u>事前届出済証</u>の交付を受けたときは、各局、区役所において保管するとともに、毎年4月に所管する<u>届出</u>車両等について点検を行い、災害時に迅速に活用できるよう、適正に管理する。</p> <p>（略）</p> <p>※ 資料 <u>2-3-10-3</u> 緊急通行車両の<u>事前届出</u></p> <p>(4) 規制除外車両の<u>事前届出</u>に係る手続<u>き</u>の教示（各局、区役所） 各局等は、規制除外車両についての問合せを受けた場合、<u>京都府警察本部</u>の定める規制除外車両<u>事前届出書</u>で、車両の使用本拠地を管轄する警察署へ届け出るよう教示する。</p> <p>なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、<u>警察署</u>に問い合わせるよう教示する。</p> <p style="text-align: center;">（規制除外車両）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>緊急通行車両以外の車両で、発災後速やかに被災地に赴き人命救助、災害の拡大防止、物資の輸送等のために使用するもので</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に従事する自衛隊、米軍、外交官関係車両 ○ その他の規制除外車両（<u>医師搬送</u>用車両、医療機材<u>運搬</u>車両、建設機材運搬車両等）が該当する。 </div>	<p>ア 指定地方行政機関等の保有車両（道路交通法施行令第13条の緊急自動車は<u>確認申出</u>を必要としない。） （略）</p> <p>(3) 緊急通行車両の<u>確認申出</u>に係る手続（各局、区役所） 各局等の緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者は、<u>災害対策基本法施行規則</u>で定める緊急通行車両<u>確認申出書</u>を、<u>災害発生前</u>に車両の使用の本拠<u>の位置</u>を管轄する警察署<u>交通課又は警察本部（交通規制課）</u>に<u>申し</u>出る。 <u>緊急通行車両確認証明書及び確認標章</u>の交付を受けたときは、各局、区役所において保管するとともに、毎年4月に所管する<u>申出</u>車両等について点検を行い、災害時に迅速に活用できるよう、適正に管理する。</p> <p>（略）</p> <p>※ 資料 <u>3-10-7</u> 緊急通行車両の<u>確認申出書</u></p> <p>(4) 規制除外車両の<u>事前届出</u>に係る手続の教示（各局、区役所） 各局等は、規制除外車両についての問合せを受けた場合、規制除外車両<u>事前届出書</u>を車両の使用<u>の本拠の位置</u>を管轄する警察署<u>交通課又は警察本部（交通規制課）</u>へ届け出るよう教示する。</p> <p>なお、規制除外車両の取扱いについては、被災地の復興状況に応じて対象が拡大していく可能性があることから、詳細については必要の都度、問い合わせるよう教示する。</p> <p style="text-align: center;">（規制除外車両）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>緊急通行車両以外の車両で、発災後速やかに被災地に赴き人命救助、災害の拡大防止、物資の輸送等のために使用するもので</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策に従事する自衛隊、米軍、外交官関係車両 ○ その他の規制除外車両（<u>医療機関等が使用する</u>車両、医療機<u>器等</u>を<u>輸送する</u>車両、建設<u>用重機・機材</u>を運搬車両等）が該当する。 </div>	

頁	旧	新	修正理由
<p>旧 113 新 113</p>	<p>1 2 - 1 食料・飲料水の備蓄体制の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>京都市第4次地震被害想定結果によると、最悪の場合（花折断層地震）の避難者は、冬18時で最大となり、発災直後から約20.6万人となった。このうち避難所内避難者は約16.5万人という想定であり、避難所だけでも地震直後から膨大な食料・飲料水の需要が発生することが予想される。</p> <p>また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、備蓄物資の避難所までの搬送や、支援物資のマッチングの困難性、帰宅困難者や在宅避難者の物資の確保など、様々な課題が明らかとなった。</p> <p>これらのことから、備蓄に関するこれらの課題を検討し、京都市の今後の備蓄のあり方等に係る基本方針を示すため「京都市備蓄計画」を平成25年度に策定し、食料等の公的備蓄を進めるとともに、市民備蓄推進にも、併せて取り組んできた。</p> <p><u>備蓄計画策定から5年が経過し、平成30年度末で計画期間が満了することに伴い、熊本地震などの災害で明らかになった公的備蓄物資に係るニーズの変化や被災者支援に係る社会情勢の変化を踏まえ、平成30年度に、「京都市備蓄計画」の改定を行った。</u></p> <p><u>（追記）</u></p> <p>今後も「京都市備蓄計画」に基づき、食料・飲料水の確保に努める。</p> <p>1 市民や事業所等における備蓄の推進</p> <p>(1) 市民の備蓄（市民）</p> <p>大規模災害の発生直後は、行政の対応には限界がある。そのため、市民に対し、「<u>自らの身の安全は自らが守る</u>」という意識の下、大規模災害による都市機能の停止等を考慮して、<u>3日分以上（7日分以上が望ましい。）</u>の食料・飲料水の備えの促進を図る。</p> <p>（略）</p> <p>2 公的備蓄の充実</p> <p>（略）</p> <p>(1) 食料・飲料水の備蓄（行財政局防災危機管理室、上下水道局総務課）</p> <p>京都市第4次地震被害想定結果では、最大約16.5万人の避難者（要給食</p>	<p>1 2 - 1 食料・飲料水の備蓄体制の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>京都市第4次地震被害想定結果によると、最悪の場合（花折断層地震）の避難者は、冬18時で最大となり、発災直後から約20.6万人となった。このうち避難所内避難者は約16.5万人という想定であり、避難所だけでも地震直後から膨大な食料・飲料水の需要が発生することが予想される。</p> <p>また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、備蓄物資の避難所までの搬送や、支援物資のマッチングの困難性、帰宅困難者や避難所外避難者の物資の確保など、様々な課題が明らかとなった。</p> <p>これらのことから、備蓄に関するこれらの課題を検討し、京都市の今後の備蓄のあり方等に係る基本方針を示すため「京都市備蓄計画」を平成25年度に策定し、食料等の公的備蓄を進めるとともに、市民備蓄推進にも、併せて取り組んできた。</p> <p><u>平成30年度には、</u>計画策定から5年が経過し、<u>同</u>年度末で計画期間が満了することに伴い、熊本地震などの災害で明らかになった公的備蓄物資に係るニーズの変化や被災者支援に係る社会情勢の変化を踏まえ、<u>計画を改定した。</u></p> <p><u>令和6年度には、計画改定から5年が経過したことに伴い、令和5年3月策定の京都市第4次地震被害想定最大の想定避難者数を基礎として、子どもや女性、高齢者等の視点のほか、社会環境の変化など様々な観点から点検を行うとともに、令和6年1月に発生した能登半島地震における課題や教訓を踏まえ、備蓄物資の品目の拡大・充実を図ることにより、大規模災害への備えを着実に強化していくことを目的として、計画を改定した。</u></p> <p>今後も「京都市備蓄計画」に基づき、食料・飲料水の確保に努める。</p> <p>1 市民や事業所等における備蓄の推進</p> <p>(1) 市民の備蓄（市民）</p> <p>大規模災害の発生直後は、行政の対応には限界がある。そのため、市民に対し、<u>自分自身や家族の身の安全を守る「自助」の考え方に立ち</u>、大規模災害による都市機能の停止等を考慮して、<u>最低でも3日分、できれば1週間分程度</u>の食料・飲料水の備えの促進を図る。</p> <p>（略）</p> <p>2 公的備蓄の充実</p> <p>（略）</p> <p>(1) 食料・飲料水の備蓄（行財政局防災危機管理室、上下水道局総務課）</p> <p>京都市第4次地震被害想定結果では、最大約16.5万人の避難者（要給食</p>	<p>関係計画の改定に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由																																																																
旧 113 新 113	<p>者) が想定されており、被害想定結果に基づき、近隣自治体や企業等からの緊急調達体制の整備と併せて、備蓄の充実を図っていく。 <u>今後の食料の備蓄に当たっては、高齢者や幼児等が食べやすいお粥を備蓄するなど、備蓄品目の見直しを図りながら、帰宅困難者（観光客）や在宅避難者を新たな備蓄対象に加えるなど、量的な拡充にも努めていく。飲料水については、市民や事業所等に備蓄の呼び掛けを行うとともに、京都市としての飲料水備蓄の拡充も進めていく。</u></p> <p><u>なお、上下水道局では、災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」を製造、頒布している。</u></p>	<p>者) が想定されており、被害想定結果に基づき、近隣自治体や企業等からの緊急調達体制の整備と併せて、備蓄の充実を図っていく。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>なお、上下水道局では、災害用備蓄飲料水「京のかがやき 疏水物語」を製造、頒布している。</u></p>																																																																	
旧 114 新 114	<p>(2) 備蓄倉庫の整備（行財政局防災危機管理室） 震災時には、道路等の被害や混雑、また労力等の不足により、備蓄物資の輸送が困難な状況が予想されるため、避難された場所又は避難された場所からなるべく近くで備蓄しておく必要があることから、京都市備蓄計画において分散備蓄を<u>今後の備蓄の方針</u>としている。特に食料や飲料水は被災者へ迅速に供給する必要があるため、教育委員会等と連携を図りながら、避難所に指定している市立学校への学校備蓄を推進していく。</p> <p>(3) 福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課） (略)</p> <p>※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（令和5年7月1日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ アルファ化米等</td> <td>261,600 食</td> <td>○ お粥等</td> <td>75,300 食</td> </tr> <tr> <td>○ 補助食料</td> <td>111,000 食</td> <td>○ 加水等が不要な食料</td> <td>540,750 食</td> </tr> <tr> <td>○ 粉ミルク</td> <td>2,424 缶</td> <td>○ 飲料水</td> <td>583,864 本</td> </tr> </table> <p>※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（令和5年7月1日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 北区総合庁舎</td> <td>○ 上京区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 上京消防署</td> <td>○ 左京区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 岩倉東公園</td> <td>○ 元岩倉証明書発行コーナー</td> </tr> <tr> <td>○ 東北部クリーンセンター</td> <td>○ 国立京都国際会館</td> </tr> <tr> <td>○ 中京区総合庁舎</td> <td>○ 消防局本部庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 京都御池創生館</td> <td>○ 佛教大学二条キャンパス</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td>○ 東山区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td>○ 地下鉄山科駅</td> </tr> <tr> <td>○ 下京区総合庁舎</td> <td>○ ひと・まち交流館京都</td> </tr> <tr> <td>○ 地下鉄京都駅</td> <td>○ 南区総合庁舎</td> </tr> </table>	○ アルファ化米等	261,600 食	○ お粥等	75,300 食	○ 補助食料	111,000 食	○ 加水等が不要な食料	540,750 食	○ 粉ミルク	2,424 缶	○ 飲料水	583,864 本	○ 北区総合庁舎	○ 上京区総合庁舎	○ 上京消防署	○ 左京区総合庁舎	○ 岩倉東公園	○ 元岩倉証明書発行コーナー	○ 東北部クリーンセンター	○ 国立京都国際会館	○ 中京区総合庁舎	○ 消防局本部庁舎	○ 京都御池創生館	○ 佛教大学二条キャンパス	<u>(追加)</u>	○ 東山区総合庁舎	<u>(追加)</u>	○ 地下鉄山科駅	○ 下京区総合庁舎	○ ひと・まち交流館京都	○ 地下鉄京都駅	○ 南区総合庁舎	<p>(2) 備蓄倉庫の整備（行財政局防災危機管理室） 震災時には、道路等の被害や混雑、また労力等の不足により、備蓄物資の輸送が困難な状況が予想されるため、避難された場所又は避難された場所からなるべく近くで備蓄しておく必要があることから、京都市備蓄計画において分散備蓄を備蓄の<u>基本方針</u>としている。特に食料や飲料水は被災者へ迅速に供給する必要があるため、教育委員会等と連携を図りながら、避難所に指定している市立学校への学校備蓄を推進していく。</p> <p>(3) 福祉避難所における応急備蓄（保健福祉局保健福祉総務課） (略)</p> <p>※ 備蓄物資（食料・水）の整備（行財政局）（令和6年7月1日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ アルファ化米等</td> <td>197,100 食</td> <td>○ お粥等</td> <td>67,200 食</td> </tr> <tr> <td>○ 補助食料</td> <td>55,500 食</td> <td>○ 加水等が不要な食料</td> <td>562,750 食</td> </tr> <tr> <td>○ 粉ミルク</td> <td>1,200 缶</td> <td>○ 飲料水</td> <td>612,400 本</td> </tr> </table> <p>※ 拠点備蓄倉庫の整備（行財政局）（令和6年7月1日現在）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ 北区総合庁舎</td> <td>○ 上京区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 上京消防署</td> <td>○ 左京区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 岩倉東公園</td> <td>○ 元岩倉証明書発行コーナー</td> </tr> <tr> <td>○ 東北部クリーンセンター</td> <td>○ 国立京都国際会館</td> </tr> <tr> <td>○ 中京区総合庁舎</td> <td>○ 消防局本部庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 京都御池創生館</td> <td>○ 佛教大学二条キャンパス</td> </tr> <tr> <td>○ 地下鉄二条駅</td> <td>○ 東山区総合庁舎</td> </tr> <tr> <td>○ 山科区総合庁舎</td> <td>○ 地下鉄山科駅</td> </tr> <tr> <td>○ 下京区総合庁舎</td> <td>○ ひと・まち交流館京都</td> </tr> <tr> <td>○ 地下鉄京都駅</td> <td>○ 南区総合庁舎</td> </tr> </table>	○ アルファ化米等	197,100 食	○ お粥等	67,200 食	○ 補助食料	55,500 食	○ 加水等が不要な食料	562,750 食	○ 粉ミルク	1,200 缶	○ 飲料水	612,400 本	○ 北区総合庁舎	○ 上京区総合庁舎	○ 上京消防署	○ 左京区総合庁舎	○ 岩倉東公園	○ 元岩倉証明書発行コーナー	○ 東北部クリーンセンター	○ 国立京都国際会館	○ 中京区総合庁舎	○ 消防局本部庁舎	○ 京都御池創生館	○ 佛教大学二条キャンパス	○ 地下鉄二条駅	○ 東山区総合庁舎	○ 山科区総合庁舎	○ 地下鉄山科駅	○ 下京区総合庁舎	○ ひと・まち交流館京都	○ 地下鉄京都駅	○ 南区総合庁舎	<p>関係計画の改定に伴う修正</p> <p>時点修正</p>
○ アルファ化米等	261,600 食	○ お粥等	75,300 食																																																																
○ 補助食料	111,000 食	○ 加水等が不要な食料	540,750 食																																																																
○ 粉ミルク	2,424 缶	○ 飲料水	583,864 本																																																																
○ 北区総合庁舎	○ 上京区総合庁舎																																																																		
○ 上京消防署	○ 左京区総合庁舎																																																																		
○ 岩倉東公園	○ 元岩倉証明書発行コーナー																																																																		
○ 東北部クリーンセンター	○ 国立京都国際会館																																																																		
○ 中京区総合庁舎	○ 消防局本部庁舎																																																																		
○ 京都御池創生館	○ 佛教大学二条キャンパス																																																																		
<u>(追加)</u>	○ 東山区総合庁舎																																																																		
<u>(追加)</u>	○ 地下鉄山科駅																																																																		
○ 下京区総合庁舎	○ ひと・まち交流館京都																																																																		
○ 地下鉄京都駅	○ 南区総合庁舎																																																																		
○ アルファ化米等	197,100 食	○ お粥等	67,200 食																																																																
○ 補助食料	55,500 食	○ 加水等が不要な食料	562,750 食																																																																
○ 粉ミルク	1,200 缶	○ 飲料水	612,400 本																																																																
○ 北区総合庁舎	○ 上京区総合庁舎																																																																		
○ 上京消防署	○ 左京区総合庁舎																																																																		
○ 岩倉東公園	○ 元岩倉証明書発行コーナー																																																																		
○ 東北部クリーンセンター	○ 国立京都国際会館																																																																		
○ 中京区総合庁舎	○ 消防局本部庁舎																																																																		
○ 京都御池創生館	○ 佛教大学二条キャンパス																																																																		
○ 地下鉄二条駅	○ 東山区総合庁舎																																																																		
○ 山科区総合庁舎	○ 地下鉄山科駅																																																																		
○ 下京区総合庁舎	○ ひと・まち交流館京都																																																																		
○ 地下鉄京都駅	○ 南区総合庁舎																																																																		

頁	旧	新	修正理由
	<p>○ 京都市市民防災センター ○ 右京区総合庁舎 ○ 京北合同庁舎 ○ 京都アクアリーナ ○ 西京区総合庁舎 ○ 洛西総合庁舎 ○ 伏見区総合庁舎 ○ 深草総合庁舎 ○ 醍醐総合庁舎 ○ 神川出張所 ○ 災害物資搬送センター ○ 南部クリーンセンター</p> <p>※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会、行財政局）（令和5年7月1日現在） ○ 学校の余裕教室等を活用 293 箇所設置</p>	<p>○ 京都市市民防災センター ○ 右京区総合庁舎 ○ 京北合同庁舎 ○ 京都アクアリーナ ○ 西京区総合庁舎 ○ 洛西総合庁舎 ○ 伏見区総合庁舎 ○ 深草総合庁舎 ○ 醍醐総合庁舎 ○ 神川出張所 ○ 災害物資搬送センター ○ 南部クリーンセンター</p> <p>※ 避難所備蓄倉庫の拡充（教育委員会、行財政局）（令和5年7月1日現在） ○ 学校の余裕教室等を活用 <u>299</u> 箇所設置</p>	
<p>旧 115 新 115</p>	<p>(2) 地域内輸送拠点における物資管理体制の整備（文化市民局市民スポーツ振興室） （略）</p> <p>※ <u>災害物資搬送センター（行財政局）</u> <u>○ 場所 伏見区横大路千両松町</u> ○ <u>構造 鉄骨造2階建て</u> ○ <u>延床面積 1,500 m²</u></p> <p>※ 既存施設等の臨時的活用（候補地） ○ 西京極総合運動公園 ○ 横大路体育館 ○ 勸業館（みやこめっせ） ○ 府立体育館 ○ 協定等に基づき提供される民間事業者の施設</p>	<p>(2) 地域内輸送拠点における物資管理体制の整備（文化市民局市民スポーツ振興室） （略）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>※ 既存施設等の臨時的活用（候補地） ○ 西京極総合運動公園 ○ 横大路体育館 ○ 勸業館（みやこめっせ） ○ 府立体育館 ○ 協定等に基づき提供される民間事業者の施設</p>	<p>時点修正</p>

頁	旧	新	修正理由
<p>旧 117 新 117</p>	<p>1 3 - 1 生活必需品の備蓄体制の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>京都市第4次地震被害想定による大量の避難者の発生予測に対し、震災直後には、道路障害等により物資輸送が困難になると考えられるため、市民、事業所、公共がそれぞれの役割として、最低限の生活に必要な物資の備蓄を推進していくことが重要である。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、備蓄物資の避難所までの搬送や、支援物資のマッチングの困難性、帰宅困難者や在宅避難者の物資の確保など、様々な課題が明らかとなった。</p> <p><u>これらのことから、備蓄に関するこれらの課題を検討し、京都市の今後の備蓄のあり方等に係る基本方針を示すため「京都市備蓄計画」を平成25年度に策定し、生活必需品等の公的備蓄を進めるとともに、市民備蓄推進にも、併せて取り組んできた。</u></p> <p><u>備蓄計画策定から5年が経過し、平成30年度末で計画期間が満了することに伴い、熊本地震などの災害で明らかになった公的備蓄物資に係るニーズの変化や被災者支援に係る社会情勢の変化を踏まえ、平成30年度に、「京都市備蓄計画」の改定を行った。</u></p> <p><u>（追記）</u></p> <p>今後も「京都市備蓄計画」に基づき、生活必需品の確保に努める。</p> <p>1 市民や事業所等における備蓄の推進</p> <p>(1) 市民の備蓄（市民）</p> <p>大規模災害発生時には、行政機関の対応には一定の限界がある。そのため、市民に対し、「<u>自らの身の安全は自らが守る</u>」という意識の下、震災による都市機能の停止等を考慮して、生活必需品等の非常持出品の備えの促進を図る。</p>	<p>1 3 - 1 生活必需品の備蓄体制の整備</p> <p>■ 基本方針</p> <p>京都市第4次地震被害想定による大量の避難者の発生予測に対し、震災直後には、道路障害等により物資輸送が困難になると考えられるため、市民、事業所、公共がそれぞれの役割として、最低限の生活に必要な物資の備蓄を推進していくことが重要である。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、備蓄物資の避難所までの搬送や、支援物資のマッチングの困難性、帰宅困難者や避難所外避難者の物資の確保など、様々な課題が明らかとなった。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>平成30年度には、計画策定から5年が経過し、同年度末で計画期間が満了することに伴い、熊本地震などの災害で明らかになった公的備蓄物資に係るニーズの変化や被災者支援に係る社会情勢の変化を踏まえ、<u>計画を改定した。</u></p> <p><u>令和6年度には、計画改定から5年が経過したことに伴い、令和5年3月策定の京都市第4次地震被害想定最大の想定避難者数を基礎として、子どもや女性、高齢者等の視点のほか、社会環境の変化など様々な観点から点検を行うとともに、令和6年1月に発生した能登半島地震における課題や教訓を踏まえ、備蓄物資の品目の拡大・充実を図ることにより、大規模災害への備えを着実に強化していくことを目的として、計画を改定した。</u></p> <p>今後も「京都市備蓄計画」に基づき、生活必需品の確保に努める。</p> <p>1 市民や事業所等における備蓄の推進</p> <p>(1) 市民の備蓄（市民）</p> <p>大規模災害発生時には、行政機関の対応には一定の限界がある。そのため、市民に対し、<u>自分自身や家族の身の安全を守る「自助」の考え方に立ち</u>、震災による都市機能の停止等を考慮して、<u>最低でも3日分、できれば1週間分程度の</u>生活必需品等の非常持出品の備えの促進を図る。</p>	<p>関係計画の改定に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由
旧 118 新 118	<p>(1) 生活必需品の備蓄（行財政局防災危機管理室） （略）</p> <p>※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（令和5年7月1日現在）</p> <p>○ 毛布（真空パック）77,041枚 ○ アルミシート 228,862枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 23,000本 ○ 紙おむつ（大）24,000枚 ○ 紙おむつ（小）50,128枚 ○ 生理用品 134,080枚 ○ 仮設トイレ（貯留式）440基 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,146基 ○ トイレトペーパー28,117巻 ○ 凝固剤 372,540回分 ○ 簡易トイレ 3,649個</p> <p>（略）</p> <p>2 生活必需品供給体制の整備 （略）</p> <p>(2) 物資集積・搬送拠点の運営システムの整備（文化市民局市民スポーツ振興室）</p>	<p>(1) 生活必需品の備蓄（行財政局防災危機管理室） （略）</p> <p>※ 備蓄物資（生活必需品等）の整備（行財政局）（令和6年7月1日現在）</p> <p>○ 毛布（削除）77,041枚 ○ アルミシート 227,257枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 9,950本 ○ 紙おむつ（大）26,300枚 ○ 紙おむつ（小）57,112枚 ○ 生理用品 78,200枚 ○ 仮設トイレ（貯留式）440基 ○ 仮設トイレ（マンホール利用型）1,202基 ○ トイレトペーパー28,117巻 ○ 凝固剤 372,540回分 ○ 簡易トイレ 3,649個</p> <p>（略）</p> <p>2 生活必需品供給体制の整備 （略）</p> <p>(2) 地域内輸送拠点の運営システムの整備（文化市民局市民スポーツ振興室）</p>	<p>関係計画の改定に伴う修正</p>
旧 121 新 121	<p>(5) 生活用水の確保 （略）</p> <p>※災害時協力井戸登録 639件（行財政局）（令和5年7月1日現在） ※下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） ※雨水貯留タンクの設置（行財政局、教育委員会）</p>	<p>(5) 生活用水の確保 （略）</p> <p>※災害時協力井戸登録 637件（行財政局）（令和6年7月1日現在） ※下水高度処理水・雨水の有効利用（上下水道局） ※雨水貯留タンクの設置（行財政局、教育委員会）</p>	<p>時点修正</p>
旧 135 新 135	<p>エ 避難支援等関係者（保健福祉局保健福祉総務課、区役所、<u>消防局消防団・自主防災推進室</u>） 避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者が行うものとする。</p> <p>オ 「避難行動要支援者名簿」等の貸出し（保健福祉局保健福祉総務課、区役所） ア 災害時（区役所） 各区役所・支所及び消防局が保管している避難行動要支援者名簿を、<u>各区が</u>、住民の共助による避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に活用できるよう、必要と認められる住民に貸し出すこととする。</p>	<p>エ 避難支援等関係者（保健福祉局保健福祉総務課、区役所） 避難行動要支援者の避難支援については、避難支援等関係者が行うものとする。</p> <p>オ 「避難行動要支援者名簿」等の貸出し（保健福祉局保健福祉総務課、区役所） ア 災害時（区役所） 各区役所・支所が保管している避難行動要支援者名簿を、住民の共助による避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に活用できるよう、必要と認められる住民に貸し出すこととする。</p>	<p>字句修正</p>

頁	旧	新	修正理由
旧 135 新 135	<p>(略)</p> <p>ク 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者に関する情報提供（保健福祉局保健福祉総務課、区役所、消防局予防課）</p> <p>保健福祉局保健福祉総務課、区役所、消防局市民予防課は、避難行動要支援者の情報を共有している。更に、<u>(追記)</u> 避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報提供を行うなど、災害発生後の迅速な避難支援・安否確認の実施体制の充実を図っている。</p>	<p>(略)</p> <p>ク 避難支援等関係者への事前の避難行動要支援者に関する情報提供（保健福祉局保健福祉総務課、区役所、消防局予防課）</p> <p>保健福祉局保健福祉総務課、区役所、消防局予防課は、避難行動要支援者の情報を共有している。更に、<u>保健福祉総務課と区役所が連携のうえ</u>、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報提供を行うなど、災害発生後の迅速な避難支援・安否確認の実施体制の充実を図っている。</p>	<p>連携の強化に伴う修正</p>
旧 136 新 136	<p>ウ 事業対象者及び計画作成手法（保健福祉局保健福祉総務課）</p> <p>(ア) 避難行動要支援者名簿登載者のうち、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方（要介護3以上、又は障害支援区分4以上の方で、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定3m以上の区域等に居住する方）は、ケアマネジャー等の福祉専門職の協力を得て、ケアプラン作成等と合わせて、本人、家族等からの聞き取りにより、改正災害対策基本法施行後、概ね5年程度で個別避難計画を作成する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>ウ 事業対象者及び計画作成手法（保健福祉局保健福祉総務課）</p> <p>(ア) 避難行動要支援者名簿登載者のうち、災害時のリスクが高く、特に支援を要する方（要介護3以上、又は障害支援区分4以上の方で、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定3m以上の区域等に居住する方）は、ケアマネジャー等の福祉専門職の協力を得て、ケアプラン作成等と合わせて、本人、家族等からの聞き取りにより、改正災害対策基本法施行後、概ね5年程度で個別避難計画を作成する。</p> <p><u>なお、業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するようものとする。</u></p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>
旧 145 新 145	<p>1 防災体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害対策マニュアルの周知徹底</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震発生時から社員等安否確認の第一期行動から第四期の設備復旧までの、NTT <u>みやこブロック</u> 災害対策マニュアルの全社員への周知徹底を図る。</p>	<p>1 防災体制</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害対策マニュアルの周知徹底</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震発生時から社員等安否確認の第一期行動から第四期の設備復旧までの、NTT <u>西日本京都支店</u> 災害対策マニュアルの全社員への周知徹底を図る。</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>
旧 149 新 149	<p>2 高速鉄道の災害予防</p> <p>(1) 施設の耐震化（交通局高速鉄道部技術監理課）</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>出入口等の建築物に対し</u>、「建築物の耐震の促進に関する法律」が改正され（平成25年5月29日付け）、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により設計された全ての建築物に耐震化の努力義務が課せられたことから、出入口の耐震診断を<u>行い</u>、耐震化を<u>進めていく</u>。</p>	<p>2 高速鉄道の災害予防</p> <p>(1) 施設の耐震化（交通局高速鉄道部技術監理課）</p> <p>(略)</p> <p>また、「建築物の耐震の促進に関する法律」が改正され（平成25年5月29日付け）、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）により設計された全ての建築物に耐震化の努力義務が課せられたことから、<u>交通局が所管する出入口等の建築物に対し</u>、耐震診断を<u>実施し</u>、耐震性能が不足する<u>建築物の耐震補強工事を実施した</u>。</p>	<p>字句修正</p>

頁	旧	新	修正理由
旧 153 新 153	<p>1 オープンスペース利用計画の策定 (略)</p> <p>(3) 「応急・復旧対策用」オープンスペース利用計画の策定（文化市民局文化市民総務課、建設局各所属、上下水道局総務課、交通局企画総務課、ライフライン事業者等）</p> <p>ア <u>物資集積・搬送拠点</u></p>	<p>1 オープンスペース利用計画の策定 (略)</p> <p>(3) 「応急・復旧対策用」オープンスペース利用計画の策定（文化市民局文化市民総務課、建設局各所属、上下水道局総務課、交通局企画総務課、ライフライン事業者等）</p> <p>ア <u>地域内輸送拠点</u></p>	関係計画の改定に伴う修正
旧 155 新 155	<p>1 帰宅困難者支援体制の整備 (略)</p> <p>(4) 緊急避難先等の整備について（行財政局防災危機管理室、産業観光局観光MICE推進室、都市計画局まち再生・創造推進室）</p> <p>(略)</p> <p>イ 一時滞在施設 一時滞在施設とは、緊急避難広場で滞留している観光客が休憩及び<u>宿泊</u>できる場所</p> <p>※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 <u>118</u>箇所（令和5年7月1日現在）</p>	<p>1 帰宅困難者支援体制の整備 (略)</p> <p>(4) 緊急避難先等の整備について（行財政局防災危機管理室、産業観光局観光MICE推進室、都市計画局まち再生・創造推進室）</p> <p>(略)</p> <p>イ 一時滞在施設 一時滞在施設とは、緊急避難広場で滞留している観光客が休憩及び<u>仮眠</u>できる場所</p> <p>※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 <u>123</u>箇所（令和6年7月1日現在）</p>	関係計画の改定に伴う修正 時点修正
旧 156 新 156	<p>ウ 避難誘導団体 避難誘導団体とは、災害直後、観光客を緊急避難広場に誘導し、災害情報の提供、支援内容ごとの案内を行う団体</p> <p>※ 避難誘導団体の指定 ○ 避難誘導団体 <u>23</u>団体（令和5年7月1日現在）</p>	<p>ウ 避難誘導団体 避難誘導団体とは、災害直後、観光客を緊急避難広場に誘導し、災害情報の提供、支援内容ごとの案内を行う団体</p> <p>※ 避難誘導団体の指定 ○ 避難誘導団体 <u>22</u>団体（令和6年7月1日現在）</p>	時点修正

頁	旧	新	修正理由																																												
旧 182 新 182	3.1.3 各部等に地震情報を伝達する（本部事務局、消防部通信指令班（災害情報処理担当）） （略） ※ 様式3-3-2 地震情報（震源・震度に関する情報）の発表例 ※ 様式3-3-3 地震情報（地震回数に関する情報）の発表例 ※ 様式3-3-4 地震情報（各地の震度に関する情報）の発表例	3.1.3 各部等に地震情報を伝達する（本部事務局、消防部通信指令班（災害情報処理担当）） （略） ※ 様式3-3-2 地震情報（震源・震度に関する情報）の発表例 ※ 様式3-3-3 地震情報（地震回数に関する情報）の発表例 （削除）	時点修正																																												
旧 184 新 184	3.3.6 府知事に報告する（本部長） （略） ※ 様式3-3-6 災害状況報告（速報） ※ 様式3-3-7 災害状況報告（逐次） ※ 様式3-3-8 災害状況報告（中間・確定） ※ 様式3-3-9 人及び住家の被害調（中間・確定報告）	3.3.6 府知事に報告する（本部長） （略） ※ 様式3-3-6 災害状況報告（速報） ※ 様式3-3-7 災害状況報告（逐次） ※ 様式3-3-8 災害状況報告（中間・確定） （削除）	時点修正																																												
旧 186 新 186	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">4.1 総合的な 広報体制 を整える</td> <td>本部事務局 総合企画部広報・記録班</td> <td>4.1.1 広報体制を整える</td> </tr> <tr> <td>総合企画部広報・記録班</td> <td>4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を作成する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">4.2 一般広報 を行う</td> <td>総合企画部広報・記録班</td> <td>4.1.6 広報用資料を作成する 4.1.7 閲覧用資料を作成する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総合企画部広報・記録班</td> <td>4.2.2 本部事務局設置場所において、報道機関に対して情報の提供を行う</td> </tr> <tr> <td>4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う</td> </tr> <tr> <td>4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する</td> </tr> <tr> <td>4.2.5 広報印刷物による広報を行う</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	4.1 総合的な 広報体制 を整える	本部事務局 総合企画部広報・記録班	4.1.1 広報体制を整える	総合企画部広報・記録班	4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を作成する	(略)	(略)	(略)	(略)	4.2 一般広報 を行う	総合企画部広報・記録班	4.1.6 広報用資料を作成する 4.1.7 閲覧用資料を作成する	(略)	(略)	総合企画部広報・記録班	4.2.2 本部事務局設置場所において、報道機関に対して情報の提供を行う	4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う	4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する	4.2.5 広報印刷物による広報を行う	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">4.1 総合的な 広報体制 を整える</td> <td>本部事務局 総合企画部広報班</td> <td>4.1.1 広報体制を整える</td> </tr> <tr> <td>総合企画部広報班</td> <td>4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を作成する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">4.2 一般広報 を行う</td> <td>総合企画部広報班</td> <td>4.1.6 広報用資料を作成する 4.1.7 閲覧用資料を作成する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総合企画部広報班</td> <td>4.2.2 本部事務局設置場所において、報道機関に対して情報の提供を行う</td> </tr> <tr> <td>4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う</td> </tr> <tr> <td>4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する</td> </tr> <tr> <td>4.2.5 広報印刷物による広報を行う</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	4.1 総合的な 広報体制 を整える	本部事務局 総合企画部広報班	4.1.1 広報体制を整える	総合企画部広報班	4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を作成する	(略)	(略)	(略)	(略)	4.2 一般広報 を行う	総合企画部広報班	4.1.6 広報用資料を作成する 4.1.7 閲覧用資料を作成する	(略)	(略)	総合企画部広報班	4.2.2 本部事務局設置場所において、報道機関に対して情報の提供を行う	4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う	4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する	4.2.5 広報印刷物による広報を行う	組織名称の変更に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																													
4.1 総合的な 広報体制 を整える	本部事務局 総合企画部広報・記録班	4.1.1 広報体制を整える																																													
	総合企画部広報・記録班	4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を作成する																																													
	(略)	(略)																																													
	(略)	(略)																																													
4.2 一般広報 を行う	総合企画部広報・記録班	4.1.6 広報用資料を作成する 4.1.7 閲覧用資料を作成する																																													
	(略)	(略)																																													
	総合企画部広報・記録班	4.2.2 本部事務局設置場所において、報道機関に対して情報の提供を行う																																													
		4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う																																													
		4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する																																													
4.2.5 広報印刷物による広報を行う																																															
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																													
4.1 総合的な 広報体制 を整える	本部事務局 総合企画部広報班	4.1.1 広報体制を整える																																													
	総合企画部広報班	4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を作成する																																													
	(略)	(略)																																													
	(略)	(略)																																													
4.2 一般広報 を行う	総合企画部広報班	4.1.6 広報用資料を作成する 4.1.7 閲覧用資料を作成する																																													
	(略)	(略)																																													
	総合企画部広報班	4.2.2 本部事務局設置場所において、報道機関に対して情報の提供を行う																																													
		4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う																																													
		4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する																																													
4.2.5 広報印刷物による広報を行う																																															

頁	旧			新			修正理由		
		総合企画部広報・記録班、国際班	4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する		総合企画部広報班、国際班	4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する			
		(略)	(略)		(略)	(略)			
		(略)	(略)		(略)	(略)			
	4.3 広報印刷物等を行う	(略)	(略)	4.3.2 広報印刷物を作成する 4.3.3 点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する	総合企画部広報班	4.3.2 広報印刷物を作成する 4.3.3 点字版及び拡大版の広報印刷物を作成する		(略)	
		総合企画部広報・記録班	(略)						(略)
		(略)	(略)						(略)
		総合企画部広報・記録班	(2) 広報印刷物の配布・提供 4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する 4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する	4.3 広報印刷物等を行う	総合企画部広報班	(2) 広報印刷物の配布・提供 4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する 4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する		(略)	
		(略)	(略)						(略)
		(略)	(略)						(略)
	4.5 緊急問合せに対応する	(略)	(略)	4.5.5 コールセンターにおいて緊急の問合せに対応する	総合企画部広報・記録班	4.5.5 京都いつでもコールにおいて緊急の問合せに対応する		(略)	
		(略)	(略)						
		文化市民部問合せ対応班	4.5.7 問合せに対応する						文化市民部問合せ対応班
総合企画部広報・記録班		4.5.8 問合せ内容等を記録する	総合企画部広報班				4.5.8 問合せ内容等を記録する		
(略)		(略)	(略)				(略)		
4.8 総合的な相談窓口情報を提供する	(略)	(略)	4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報する	総合企画部広報・記録班	4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報する	(略)			
	(略)	(略)							
	(略)	(略)					(略)		
	(略)	(略)					(略)		

頁	旧	新	修正理由
旧 188 新 188	<p>4.1.1 広報体制を整える（本部事務局、総合企画部広報・記録班） 本部事務局は緊急広報（市民の生命、安全に関わる緊急情報）を実施する体制を整える。 総合企画部広報・記録班は、一般広報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報等）を実施する体制を整える。</p> <p>（略）</p> <p>4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を作成する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、被災地の状況をビデオや写真等に収めるとともに、本部事務局に報告された情報等と合わせて災害記録を作成して、復旧対策のための資料や広報活動資料として活用する。</p> <p>（略）</p> <p>4.1.6 広報用資料を作成する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、本部事務局が整理した災害情報等資料を基に、定期的に応報用資料を作成する。</p> <p>4.1.7 閲覧用資料を作成する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、本部事務局が整理した災害情報等資料を基に、関係機関への閲覧用資料を作成する。</p>	<p>4.1.1 広報体制を整える（本部事務局、総合企画部広報班） 本部事務局は緊急広報（市民の生命、安全に関わる緊急情報）を実施する体制を整える。 総合企画部広報班は、一般広報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報等）を実施する体制を整える。</p> <p>（略）</p> <p>4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を作成する（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、被災地の状況をビデオや写真等に収めるとともに、本部事務局に報告された情報等と合わせて災害記録を作成して、復旧対策のための資料や広報活動資料として活用する。</p> <p>（略）</p> <p>4.1.6 広報用資料を作成する（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、本部事務局が整理した災害情報等資料を基に、定期的に応報用資料を作成する。</p> <p>4.1.7 閲覧用資料を作成する（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、本部事務局が整理した災害情報等資料を基に、関係機関への閲覧用資料を作成する。</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>
旧 189 新 189	<p>4.2.2 本部事務局設置場所において、報道機関に対して情報の提供を行う（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、本部事務局へ参集し、本部事務局から提供された災害情報等に基づき定期的に報道機関に発表するとともに、本部事務局との連絡を密接に行い、報道機関からの問合せに対応する。さらに、報道機関に対し、市民への情報提供に関する協力を求める。</p> <p>（略）</p> <p>4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、災害の状況等に応じて、テレビ、ラジオ等の番組の利用を通じて広報を実施する。</p>	<p>4.2.2 本部事務局設置場所において、報道機関に対して情報の提供を行う（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、本部事務局へ参集し、本部事務局から提供された災害情報等に基づき定期的に報道機関に発表するとともに、本部事務局との連絡を密接に行い、報道機関からの問合せに対応する。さらに、報道機関に対し、市民への情報提供に関する協力を求める。</p> <p>（略）</p> <p>4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、災害の状況等に応じて、テレビ、ラジオ等の番組の利用を通じて広報を実施する。</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由
	<p>(略)</p> <p>4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、京都市のホームページ（京都市情報館）に加え、電気通信事業者、ポータルサイト・サーバ事業者、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て、インターネットを利用した多様な手段で、迅速に一般広報を実施するとともに、SNSなどによる流言飛語について注意喚起を行う。</p> <p>4.2.5 広報印刷物による広報を行う（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、多くの市民に対して一般広報の必要があるときは、広報印刷物を作成し、広報を行う。</p> <p>4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部広報・記録班、国際班）</p> <p>総合企画部広報・記録班、国際班は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。</p> <p>4.3.1 広報印刷物に記載する広報内容を総合企画部に提出する（各部、区本部）</p> <p>各部等は、一般広報の必要があると判断するときは、広報印刷物に掲載する広報内容を総合企画部広報・記録班に提出する。</p>	<p>(略)</p> <p>4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、京都市のホームページ（京都市情報館）に加え、電気通信事業者、ポータルサイト・サーバ事業者、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て、インターネットを利用した多様な手段で、迅速に一般広報を実施するとともに、SNSなどによる流言飛語について注意喚起を行う。</p> <p>4.2.5 広報印刷物による広報を行う（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、多くの市民に対して一般広報の必要があるときは、広報印刷物を作成し、広報を行う。</p> <p>4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部広報班、国際班）</p> <p>総合企画部広報班、国際班は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。</p> <p>4.3.1 広報印刷物に記載する広報内容を総合企画部に提出する（各部、区本部）</p> <p>各部等は、一般広報の必要があると判断するときは、広報印刷物に掲載する広報内容を総合企画部広報班に提出する。</p>	
<p>旧 190 新 190</p>	<p>4.3.2 広報印刷物を作成する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、各部等から提供された広報内容を基に、広報印刷物を作成する。</p> <p>4.3.3 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、必要に応じて視覚障害者向けの点字版・拡大版の広報印刷物を作成する。</p> <p>4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する（総合企画部広報・記録班）</p>	<p>4.3.2 広報印刷物を作成する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、各部等から提供された広報内容を基に、広報印刷物を作成する。</p> <p>4.3.3 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、必要に応じて視覚障害者向けの点字版・拡大版の広報印刷物を作成する。</p> <p>4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する（総合企画部広報班）</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由
	<p>総合企画部広報・記録班は、作成した広報印刷物を、各部等へ送付する。</p> <p>4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、広報印刷物の広報内容について、必要に応じてソーシャルメディアを含むインターネット等を利用して情報提供する。また、必要に応じて外国人向けの情報提供を行う。</p>	<p>総合企画部広報班は、作成した広報印刷物を、各部等へ送付する。</p> <p>4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、広報印刷物の広報内容について、必要に応じてソーシャルメディアを含むインターネット等を利用して情報提供する。また、必要に応じて外国人向けの情報提供を行う。</p>	
<p>旧 191 新 191</p>	<p>4.5.5 <u>コールセンター</u>において緊急問合せに対応する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、<u>コールセンター</u>を活用し、災害発生後に多発すると想定される市民からの緊急問合せに対応する。</p> <p>4.5.7 問合せに対応する（文化市民部問合せ対応班、総合企画部広報・記録班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班は、統一的な回答文書を掲示又は班員へ配付して、その後の同様の問合せに対して対応の迅速化を図るとともに、総合企画部広報・記録班にも統一的な回答文書を配付する。</p> <p>総合企画部広報・記録班は、統一的な回答文書を<u>コールセンター</u>へ配付し、その後の同様の問合せに対して、<u>コールセンター</u>を活用し、対応の迅速化を図る。</p> <p>4.5.8 問合せ内容等を記録する（文化市民部問合せ対応班、総合企画部広報・記録班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班、<u>コールセンター</u>は、暦日単位で内容、件数を記録、集約する。</p> <p>4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する（文化市民部問合せ対応班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班は、同種多数の問合せ内容がある場合は、必要に応じて総合企画部広報・記録班に広報印刷物等への掲載を依頼する。</p>	<p>4.5.5 <u>京都いつでもコール</u>において緊急問合せに対応する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、<u>京都いつでもコール</u>を活用し、災害発生後に多発すると想定される市民からの緊急問合せに対応する。</p> <p>4.5.7 問合せに対応する（文化市民部問合せ対応班、総合企画部広報班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班は、統一的な回答文書を掲示又は班員へ配付して、その後の同様の問合せに対して対応の迅速化を図るとともに、総合企画部広報班にも統一的な回答文書を配付する。</p> <p>総合企画部広報班は、統一的な回答文書を<u>京都いつでもコール</u>へ配付し、その後の同様の問合せに対して、<u>京都いつでもコール</u>を活用し、対応の迅速化を図る。</p> <p>4.5.8 問合せ内容等を記録する（文化市民部問合せ対応班、総合企画部広報班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班、<u>京都いつでもコール</u>は、暦日単位で内容、件数を記録、集約する。</p> <p>4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する（文化市民部問合せ対応班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班は、同種多数の問合せ内容がある場合は、必要に応じて総合企画部広報班に広報印刷物等への掲載を依頼する。</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由
旧 192 新 191	4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する（文化市民部問合せ対応班） 文化市民部問合せ対応班、 <u>コールセンター</u> は、広報印刷物等への掲載依頼を行った場合は、掲載内容に関する情報を総合企画部広報・記録班へ提供する。	4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する（文化市民部問合せ対応班） 文化市民部問合せ対応班、 <u>京都いつでもコール</u> は、広報印刷物等への掲載依頼を行った場合は、掲載内容に関する情報を総合企画部広報班へ提供する。	組織名称の変更に伴う修正
旧 192 新 192	4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、京都市や他の防災関係機関が実施する相談窓口の総合的な情報を広報印刷物等によって広報する。	4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報する（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、京都市や他の防災関係機関が実施する相談窓口の総合的な情報を広報印刷物等によって広報する。	組織名称の変更に伴う修正
旧 216 新 216	(5) 避難者のペットへの対応 7.5.11 ペットの受入ルール等を定め徹底を図る（運営協議会） ペットを受け入れる避難所において、運営協議会は、当該協議会で定めたペット受入れに関するルール等を飼い主である避難者に周知したうえ、飼い主自らが責任を持ってペットを管理するよう徹底する。	(5) 避難者のペットへの対応 7.5.11 ペットの受入ルール等を定め徹底を図る（運営協議会） ペットを受け入れる避難所において、運営協議会は、「 <u>ペットの同行避難ガイドライン</u> 」に基づき当該協議会で定めたペット受入れに関するルール等を飼い主である避難者に周知したうえ、飼い主自らが責任を持ってペットを管理するよう徹底する。	関係ガイドラインの策定に伴う修正

頁	旧			新			修正理由																																																		
旧 233 新 233	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合企画部広報・記録班</td> <td>10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10.6緊急通行 車両の確 認を行う</td> <td rowspan="2">各部、区本部</td> <td> <u>10.6.1届出済証、緊急通行車両確認申請書を提出する</u> <u>10.6.2緊急通行車両確認申請書、必要書類を提出する</u> <u>10.6.3緊急通行車両確認証明書、確認標章の交付を受ける</u> <u>10.6.4調達車両の届出・確認を行う</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総合企画部広報・記録班	10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る	(略)	(略)	(略)	10.6緊急通行 車両の確 認を行う	各部、区本部	<u>10.6.1届出済証、緊急通行車両確認申請書を提出する</u> <u>10.6.2緊急通行車両確認申請書、必要書類を提出する</u> <u>10.6.3緊急通行車両確認証明書、確認標章の交付を受ける</u> <u>10.6.4調達車両の届出・確認を行う</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合企画部広報班</td> <td>10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10.6緊急通行 車両の確 認を行う</td> <td rowspan="2">各部、区本部</td> <td>10.6 手続要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総合企画部広報班	10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る	(略)	(略)	(略)	10.6緊急通行 車両の確 認を行う	各部、区本部	10.6 手続要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る	(略)	(略)	(略)	(略)	組織名称の変更に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)																																																							
	総合企画部広報・記録班	10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
10.6緊急通行 車両の確 認を行う	各部、区本部	<u>10.6.1届出済証、緊急通行車両確認申請書を提出する</u> <u>10.6.2緊急通行車両確認申請書、必要書類を提出する</u> <u>10.6.3緊急通行車両確認証明書、確認標章の交付を受ける</u> <u>10.6.4調達車両の届出・確認を行う</u>																																																							
		(略)																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)																																																							
	(略)	(略)																																																							
	総合企画部広報班	10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
10.6緊急通行 車両の確 認を行う	各部、区本部	10.6 手続要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る																																																							
		(略)																																																							
(略)	(略)	(略)																																																							
旧 235 新 235	10.2.5 緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る（ <u>総合企画部広報・記録班</u> ） 総合企画部広報・記録班は、本部事務局から緊急交通路指定の連絡があったときは、これを市民に広報し、周知を図る。			10.2.5 緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る（ <u>総合企画部広報班</u> ） 総合企画部広報班は、本部事務局から緊急交通路指定の連絡があったときは、これを市民に広報し、周知を図る。			組織名称の変更に伴う修正																																																		
旧 236 新 235	（ <u>通行規制標識等の表示</u> ） ア道路の通行止めに当たっては道路標識により表示する。 イ通行注意に当たっては <u>標識</u> により <u>標</u> 示する。 ウ通行規制の対象区間、期間、理由を明示する。			（ <u>通行規制標識等の表示</u> ） ア道路の通行止めに当たっては道路標識により表示する。 イ通行注意に当たっては <u>看板等</u> により <u>表</u> 示する。 ウ通行規制の対象区間、期間、理由を明示する。				字句修正																																																	

頁	旧	新	修正理由
<p>旧 237 新 237</p>	<p>10.6 緊急通行車両の確認を行う</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に基づき、<u>緊急輸送を行う車両以外の車両の通行の禁止又は制限が行われた場合には</u>、京都市所有の車両については所管する各部等の長が、京都市所有以外の車両等については調達した部等の長が、それぞれ<u>次の</u>要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長、警察署長（<u>以下この節において「交通規制課長等」という。</u>）<u>において</u>行う。</p> <p><u>10.6.1 届出済証、緊急通行車両確認申請書を提出する（各部、区本部）</u></p> <p><u>緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認が行われるため、確認申請においては、届出済証を提出するとともに、緊急通行車両確認申請書に必要事項を記載する。</u></p> <p><u>10.6.2 緊急通行車両確認申請書、必要書類を提出する（各部、区本部）</u></p> <p><u>災害発生後に届出を行う車両については、緊急通行車両確認申請書、輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、本部等の上申書等）を、交通規制課長等に提出する。</u></p> <p><u>10.6.3 緊急通行車両確認証明書、確認標章の交付を受ける（各部、区本部）</u></p>	<p>10.6 緊急通行車両の確認を行う</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に基づき、<u>災害発生前</u>に、京都市所有の車両については所管する各部等の長が、京都市所有以外の車両等については調達した部等の長が、それぞれ<u>手続</u>要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る。</p> <p><u>なお、災害発生前における緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長において行う。また、一度に多数の車両の申出を行う場合は、申出先と事前調整を行った上で、緊急通行車両の確認申出を行う。</u></p> <p><u>災害発生後、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行の禁止又は制限が行われ、追加で緊急通行車両の確認を受ける必要が生じた車両がある場合、京都市所有の車両については所管する各部等の長が、京都市所有以外の車両等については調達した部等の長が、それぞれ手続要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る。</u></p> <p><u>災害発生後における緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長、警察署長において行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>関係法令の改正に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由
	<p><u>緊急通行車両であると確認された車両については、緊急通行車両確認証明書、確認標章が交付される。</u></p> <p><u>10.6.4 調達車両の届出・確認を行う（各部、区本部）</u></p> <p><u>車両を調達する各部等の長は、他都市、民間企業等から調達する車両の緊急通行車両としての届出、確認手続を調達先において行うよう要請する。</u></p> <p><u>※ 様式3-10-7 緊急通行車両確認申請書</u></p> <p><u>※ 様式3-10-8 緊急通行車両確認証明書</u></p> <p><u>※ 様式3-10-9 緊急通行車両確認標章</u></p>	<p><u>(手続要領)</u></p> <p><u>ア 緊急通行車両確認申請書、必要書類を提出する（各部、区本部）</u> 災害発生前・災害発生後ともに申出を行う車両については、緊急通行車両確認申出書、輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、本部等の上申書等）を、前記の交通規制課長等に提出する。</p> <p><u>イ 緊急通行車両確認証明書、確認標章の交付を受ける（各部、区本部）</u> 緊急通行車両であると確認された車両については、緊急通行車両確認証明書、確認標章が交付される。</p> <p><u>ウ 調達車両の緊急通行車両としての申出を要請する（各部、区本部）</u> 車両を調達する各部等の長は、他都市、民間企業等から調達する車両の緊急通行車両としての申出手続を調達先において、災害発生前に行うよう要請する。</p> <p><u>※様式3-10-7 緊急通行車両確認申出書</u></p> <p><u>※様式3-10-8 緊急通行車両確認証明書</u></p> <p><u>※様式3-10-9 緊急通行車両確認標章</u></p>	
<p>旧 240 新 242</p>	<p>11.2.4 う回路の設定・誘導をする</p> <p>警察は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険個所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。</p>	<p>11.2.4 う回路の設定・誘導をする</p> <p>警察は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、道路管理者と<u>連携して</u>共同点検を実施するなどして、危険個所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。</p>	<p>字句修正</p>
<p>旧 241 新 242</p>	<p>11.3.4 関係警察機関、道路管理者、報道関係機関等と情報交換する</p> <p>近畿管区警察局交通担当課（吹田高速道路管理室を含む。）、隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）、一般国道・府道・京都市道の道路管理者、日本道路交通情報センター、各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の<u>交換</u>に努める。</p>	<p>11.3.4 関係警察機関、道路管理者、報道関係機関等と情報交換する</p> <p>近畿管区警察局交通担当課（吹田高速道路管理室を含む。）、隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）、一般国道・府道・京都市道の道路管理者、日本道路交通情報センター、各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の<u>共有</u>に努める。</p>	<p>字句修正</p>

頁	旧	新	修正理由																																																												
旧 241 新 242	<p>11.4.4 交通情報板、<u>広報車</u>等により交通情報を広報する 交通情報板、<u>広報車</u>、パトカーなどにより交通情報を広報する。</p> <p>11.4.5 住民からの交通情報の照会に回答する 住民からの交通情報の照会に対しては、<u>直接又は電話応答装置などにより</u>適切に回答する。</p> <p>11.4.6 沿道住民、通行車両等に対し、交通情報や交通規制の周知徹底を図る 沿道住民、通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置、<u>交通規制図の配布</u>等により、交通情報や交通規制の周知徹底を図る。</p>	<p>11.4.4 交通情報板、<u>パトカー</u>等により交通情報を広報する 交通情報板、パトカーなどにより交通情報を広報する。</p> <p>11.4.5 住民からの交通情報の照会に回答する 住民からの交通情報の照会に対しては適切に回答する。</p> <p>11.4.6 沿道住民、通行車両等に対し、交通情報や交通規制の周知徹底を図る 沿道住民、通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置、<u>ホームページへの掲載、SNS投稿</u>等により、交通情報や交通規制の周知徹底を図る。</p>	時点修正																																																												
旧 242 新 243	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">12.2 食料調達・配分の方法を決める</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化市民部救 援物資班</td> <td>(4) <u>物資集積・搬送拠点</u>の開設 12.2.11 <u>物資集積・搬送拠点</u>を開設する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12.4食料を受</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	12.2 食料調達・配分の方法を決める	(略)	文化市民部救 援物資班	(4) <u>物資集積・搬送拠点</u> の開設 12.2.11 <u>物資集積・搬送拠点</u> を開設する	(略)	(略)	12.4食料を受	(略)	(略)	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">12.2 食料調達・配分の方法を決める</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化市民部 救援物資班</td> <td>(4) <u>地域内輸送拠点</u>の開設 12.2.11 <u>地域内輸送拠点</u>を開設する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>12.4食料を受</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	12.2 食料調達・配分の方法を決める	(略)	文化市民部 救援物資班	(4) <u>地域内輸送拠点</u> の開設 12.2.11 <u>地域内輸送拠点</u> を開設する	(略)	(略)	12.4食料を受	(略)	(略)	関係計画の改定に伴う修正																														
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													
12.2 食料調達・配分の方法を決める	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	文化市民部救 援物資班	(4) <u>物資集積・搬送拠点</u> の開設 12.2.11 <u>物資集積・搬送拠点</u> を開設する																																																													
	(略)	(略)																																																													
12.4食料を受	(略)	(略)																																																													
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																													
(略)	(略)	(略)																																																													
12.2 食料調達・配分の方法を決める	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	(略)	(略)																																																													
	文化市民部 救援物資班	(4) <u>地域内輸送拠点</u> の開設 12.2.11 <u>地域内輸送拠点</u> を開設する																																																													
	(略)	(略)																																																													
12.4食料を受	(略)	(略)																																																													

頁	旧		新		修正理由
	け入れ、配分する 文化市民部救援物資班 (略) (略)	12.4.2 物資集積・搬 送拠点で食料を受け入れ、管理する 12.4.3 物資集積・搬 送拠点から食料を配送する 12.4.4 備蓄食料を配送する (略) (略)	け入れ、配分する 文化市民部救援物資班 (略) (略)	12.4.2 地域内輸 送拠点で食料を受け入れ、管理する 12.4.3 地域内輸 送拠点から食料を配送する 12.4.4 備蓄食料を配送する (略) (略)	
旧 244 新 245	<p>(4) 地域内輸送拠点の開設</p> <p>12.2.11 地域内輸送拠点を開設する（文化市民部救援物資班） 文化市民部救援物資班は、産業観光部と協議し、物資集積・搬送拠点を開設する可能性があるとは判断した場合は、以下の手順で物資集積・搬送拠点を開設する。</p> <p style="text-align: center;">（物資集積・搬送拠点の開設手順）</p> <p>(略) イ産業観光部長から、物資集積・搬送拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。 (略)</p>		<p>(4) 地域内輸送拠点の開設</p> <p>12.2.11 地域内輸送拠点を開設する（文化市民部救援物資班） 文化市民部救援物資班は、産業観光部と協議し、地域内輸送拠点を開設する可能性があるとは判断した場合は、以下の手順で地域内輸送拠点を開設する。</p> <p style="text-align: center;">（地域内輸送拠点の開設手順）</p> <p>(略) イ産業観光部長から、地域内輸送拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。 (略)</p>		関係計画の改定に伴う修正
旧 245 新 246	12.4.2 物資集積・搬 送拠点で食料を受け入れ、管理する（文化市民部救援物資班） (略) 12.4.3 物資集積・搬 送拠点から食料を配送する（文化市民部救援物資班）	12.4.2 地域内輸 送拠点で食料を受け入れ、管理する（文化市民部救援物資班） (略) 12.4.3 地域内輸 送拠点から食料を配送する（文化市民部救援物資班）	関係計画の改定に伴う修正		

頁	旧			新			修正理由																																																																										
旧 247 新 248	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">13.2生活必需品供給の方針を立てる</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化市民部 救援物資班</td> <td>(4) 物資集積・搬送拠点の開設 13.2.9物資集積・搬送拠点を開設する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">13.4生活必需品を受け入れ、配分する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文化市民部 救援物資班</td> <td>13.4.2物資集積・搬送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する</td> </tr> <tr> <td>13.4.3物資集積・搬送拠点から生活必需品を配送する</td> </tr> <tr> <td>13.4.4備蓄生活必需品を配送する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	13.2生活必需品供給の方針を立てる	(略)	文化市民部 救援物資班	(4) 物資集積・搬送拠点の開設 13.2.9 物資集積・搬送 拠点を開設する	(略)	(略)	(略)	13.4生活必需品を受け入れ、配分する	(略)	(略)	文化市民部 救援物資班	13.4.2 物資集積・搬送 拠点で生活必需品を受け入れ、管理する	13.4.3 物資集積・搬送 拠点から生活必需品を配送する	13.4.4備蓄生活必需品を配送する	(略)	(略)	(略)	(略)	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">13.2生活必需品供給の方針を立てる</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化市民部 救援物資班</td> <td>(4) 地域内輸送拠点の開設 13.2.9地域内輸送拠点を開設する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">13.4生活必需品を受け入れ、配分する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文化市民部 救援物資班</td> <td>13.4.2地域内輸送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する</td> </tr> <tr> <td>13.4.3地域内輸送拠点から生活必需品を配送する</td> </tr> <tr> <td>13.4.4備蓄生活必需品を配送する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	13.2生活必需品供給の方針を立てる	(略)	文化市民部 救援物資班	(4) 地域内輸送拠点の開設 13.2.9 地域内輸送 拠点を開設する	(略)	(略)	(略)	13.4生活必需品を受け入れ、配分する	(略)	(略)	文化市民部 救援物資班	13.4.2 地域内輸送 拠点で生活必需品を受け入れ、管理する	13.4.3 地域内輸送 拠点から生活必需品を配送する	13.4.4備蓄生活必需品を配送する	(略)	(略)	(略)	(略)	関係計画の改定に伴う修正																										
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																															
13.2生活必需品供給の方針を立てる	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	文化市民部 救援物資班	(4) 物資集積・搬送拠点の開設 13.2.9 物資集積・搬送 拠点を開設する																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																															
13.4生活必需品を受け入れ、配分する	(略)	(略)																																																																															
	文化市民部 救援物資班	13.4.2 物資集積・搬送 拠点で生活必需品を受け入れ、管理する																																																																															
		13.4.3 物資集積・搬送 拠点から生活必需品を配送する																																																																															
		13.4.4備蓄生活必需品を配送する																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
(略)	(略)																																																																																
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																															
13.2生活必需品供給の方針を立てる	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	(略)	(略)																																																																															
	文化市民部 救援物資班	(4) 地域内輸送拠点の開設 13.2.9 地域内輸送 拠点を開設する																																																																															
(略)	(略)	(略)																																																																															
13.4生活必需品を受け入れ、配分する	(略)	(略)																																																																															
	文化市民部 救援物資班	13.4.2 地域内輸送 拠点で生活必需品を受け入れ、管理する																																																																															
		13.4.3 地域内輸送 拠点から生活必需品を配送する																																																																															
		13.4.4備蓄生活必需品を配送する																																																																															
(略)	(略)																																																																																
(略)	(略)																																																																																
旧 249 新 250	(4) 物資集積・搬送拠点の開設 13.2.9 物資集積・搬送 拠点を開設する（文化市民部救援物資班） 文化市民部救援物資班は、産業観光部と協議し、 物資集積・搬送 拠点を開設する可能性があるとは判断した場合は、以下の手順で 物資集積・搬送 拠点を開設する。			(4) 地域内輸送拠点の開設 13.2.9 地域内輸送 拠点を開設する（文化市民部救援物資班） 文化市民部救援物資班は、産業観光部と協議し、 地域内輸送 拠点を開設する可能性があるとは判断した場合は、以下の手順で 地域内輸送 拠点を開設する。			関係計画の改定に伴う修正																																																																										

頁	旧	新	修正理由																
	<p style="text-align: center;">（物資集積・搬送拠点の開設手順）</p> <p>（略） イ産業観光部長から、物資集積・搬送拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（地域内輸送拠点の開設手順）</p> <p>（略） イ産業観光部長から、地域内輸送拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。 （略）</p>																	
<p>旧 250 新 251</p>	<p>13.4.2 物資集積・搬送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する（文化市民部救援物資班） （略） 13.4.3 物資集積・搬送拠点から生活必需品を配送する（文化市民部救援物資班）</p>	<p>13.4.2 地域内輸送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する（文化市民部救援物資班） （略） 13.4.3 地域内輸送拠点から生活必需品を配送する（文化市民部救援物資班）</p>	<p>関係計画の改定に伴う修正</p>																
<p>旧 262 新 263</p>	<p style="text-align: center;">（道路障害物の除去作業実施機関と範囲）</p> <table border="1" data-bbox="192 868 1088 1082"> <tr> <td data-bbox="192 868 394 938">建設部</td> <td data-bbox="394 868 1088 938">・一般国道（指定区間外）、府道、市道の障害物を除去する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 938 394 976">近畿地方整備局</td> <td data-bbox="394 938 1088 976">・一般国道（指定区間）の障害物を除去する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 976 394 1046">高速道路（株）</td> <td data-bbox="394 976 1088 1046">・高速道路等の障害物を除去する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="192 1046 394 1082">道路占有者</td> <td data-bbox="394 1046 1088 1082">・電柱、架線等の被害による道路上の障害物を除去する。</td> </tr> </table>	建設部	・一般国道（指定区間外）、府道、市道の障害物を除去する。	近畿地方整備局	・一般国道（指定区間）の障害物を除去する。	高速道路（株）	・高速道路等の障害物を除去する。	道路占有者	・電柱、架線等の被害による道路上の障害物を除去する。	<p style="text-align: center;">（道路障害物の除去作業実施機関と範囲）</p> <table border="1" data-bbox="1111 868 2007 1082"> <tr> <td data-bbox="1111 868 1312 938">建設部</td> <td data-bbox="1312 868 2007 938">・一般国道（指定区間外）、府道、市道の障害物を除去する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 938 1312 976">近畿地方整備局</td> <td data-bbox="1312 938 2007 976">・一般国道（指定区間）の障害物を除去する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 976 1312 1046">西日本高速道路（株）</td> <td data-bbox="1312 976 2007 1046">・高速道路等の障害物を除去する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1111 1046 1312 1082">道路占有者</td> <td data-bbox="1312 1046 2007 1082">・電柱、架線等の被害による道路上の障害物を除去する。</td> </tr> </table>	建設部	・一般国道（指定区間外）、府道、市道の障害物を除去する。	近畿地方整備局	・一般国道（指定区間）の障害物を除去する。	西日本 高速道路（株）	・高速道路等の障害物を除去する。	道路占有者	・電柱、架線等の被害による道路上の障害物を除去する。	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>
建設部	・一般国道（指定区間外）、府道、市道の障害物を除去する。																		
近畿地方整備局	・一般国道（指定区間）の障害物を除去する。																		
高速道路（株）	・高速道路等の障害物を除去する。																		
道路占有者	・電柱、架線等の被害による道路上の障害物を除去する。																		
建設部	・一般国道（指定区間外）、府道、市道の障害物を除去する。																		
近畿地方整備局	・一般国道（指定区間）の障害物を除去する。																		
西日本 高速道路（株）	・高速道路等の障害物を除去する。																		
道路占有者	・電柱、架線等の被害による道路上の障害物を除去する。																		

頁	旧			新			修正理由	
旧 293 新 294	■ 役割分担			■ 役割分担			組織名称 の変更 に伴う 修正	
応急対策項目	担 当	分 担 内 容		応急対策項目	担 当	分 担 内 容		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		
22.3 要配慮者 に防災情報 等を提供する	総合企画部 広報・記録班	22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる 22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する		22.3 要配慮者 に防災情報 等を提供する	総合企画部 広報班	22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる 22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する		
	総合企画部 (広報・記録 班、国際班)	22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する			総合企画部 (広報班、国 際班)	22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する		
		22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する				22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する		
		22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する				22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する		
	(略)	(略)			(略)	(略)		
	(略)	(略)			(略)	(略)		
22.4 要配慮者 向け相談 窓口を開 設する	(略)	(略)		22.4 要配慮者 向け相談窓 口を開設す る	(略)	(略)		
	(略)	(略)			(略)	(略)		
	保健福祉部 要配慮者支 援班、総合企 画部広報・記 録班	(2) 臨時相談業務の援助 22.4.3 臨時相談所情報を収集する			保健福祉部 要配慮者支 援班、総合企 画部広報班	(2) 臨時相談業務の援助 22.4.3 臨時相談所情報を収集する		
	(略)	(略)			(略)	(略)		
	(略)	(略)			(略)	(略)		
	(略)	(略)			(略)	(略)		
旧 297 新 298	22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳、字幕スーパーによる放送を実施する。 (略)			22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳、字幕スーパーによる放送を実施する。 (略)			組織名称 の変更 に伴う 修正	

頁	旧	新	修正理由
	<p>22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、必要に応じて視覚障害者向けの点字版・拡大版の広報印刷物を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する（総合企画部（広報・記録班、国際班））</p> <p>総合企画部（広報・記録班、国際班）は、必要に応じてインターネット等を利用して、障害者や外国人等が利用しやすい災害情報等を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する（総合企画部（広報・記録班、国際班））</p> <p>総合企画部（広報・記録班、国際班）は、必要に応じて外国語による広報印刷物を作成する。</p> <p>22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部（広報・記録班、国際班））</p> <p>総合企画部（広報・記録班、国際班）は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。</p>	<p>22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、必要に応じて視覚障害者向けの点字版・拡大版の広報印刷物を作成する。</p> <p>(略)</p> <p>22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する（総合企画部（広報班、国際班））</p> <p>総合企画部（広報班、国際班）は、必要に応じてインターネット等を利用して、障害者や外国人等が利用しやすい災害情報等を提供する。</p> <p>(略)</p> <p>22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する（総合企画部（広報班、国際班））</p> <p>総合企画部（広報班、国際班）は、必要に応じて外国語による広報印刷物を作成する。</p> <p>22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部（広報班、国際班））</p> <p>総合企画部（広報班、国際班）は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。</p>	
<p>旧 298 新 299</p>	<p>22.4.3 臨時相談所情報を収集する（保健福祉部要配慮者支援班、子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班総合企画部広報・記録班）</p> <p>保健福祉部要配慮者支援班、子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班、総合企画部広報・記録班は、本部から被災地域内の公共施設や避難所に設置される臨時相談所の情報を収集する。</p>	<p>22.4.3 臨時相談所情報を収集する（保健福祉部要配慮者支援班、子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班総合企画部広報班）</p> <p>保健福祉部要配慮者支援班、子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班、総合企画部広報班は、本部から被災地域内の公共施設や避難所に設置される臨時相談所の情報を収集する。</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由																																																																																																																				
旧 302 新 303	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">23.3 災害救助を実施する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各部、区本部</td> <td>23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、<u>保健福祉部長</u>に報告する</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">23.4 国庫負担金の交付を申請する</td> <td><u>保健福祉部長(保健福祉部庶務班)</u></td> <td>23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する</td> </tr> <tr> <td><u>保健福祉部長(保健福祉部庶務班)</u></td> <td>23.4.1 国庫負担金の交付を申請する</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	23.3 災害救助を実施する	(略)	(略)	(略)	(略)	各部、区本部	23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、 <u>保健福祉部長</u> に報告する	23.4 国庫負担金の交付を申請する	<u>保健福祉部長(保健福祉部庶務班)</u>	23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する	<u>保健福祉部長(保健福祉部庶務班)</u>	23.4.1 国庫負担金の交付を申請する	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">23.3 災害救助を実施する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各部、区本部</td> <td>23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、<u>本部事務局</u>に報告する</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">23.4 国庫負担金の交付を申請する</td> <td><u>本部事務局</u></td> <td>23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する</td> </tr> <tr> <td><u>本部事務局</u></td> <td>23.4.1 国庫負担金の交付を申請する</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	23.3 災害救助を実施する	(略)	(略)	(略)	(略)	各部、区本部	23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、 <u>本部事務局</u> に報告する	23.4 国庫負担金の交付を申請する	<u>本部事務局</u>	23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する	<u>本部事務局</u>	23.4.1 国庫負担金の交付を申請する	担当変更に伴う修正																																																																																
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
23.3 災害救助を実施する	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																																																					
	各部、区本部	23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、 <u>保健福祉部長</u> に報告する																																																																																																																					
23.4 国庫負担金の交付を申請する	<u>保健福祉部長(保健福祉部庶務班)</u>	23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する																																																																																																																					
	<u>保健福祉部長(保健福祉部庶務班)</u>	23.4.1 国庫負担金の交付を申請する																																																																																																																					
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																																																					
23.3 災害救助を実施する	(略)	(略)																																																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																																																					
	各部、区本部	23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、 <u>本部事務局</u> に報告する																																																																																																																					
23.4 国庫負担金の交付を申請する	<u>本部事務局</u>	23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する																																																																																																																					
	<u>本部事務局</u>	23.4.1 国庫負担金の交付を申請する																																																																																																																					
旧 304 新 305	<p>(災害救助法の適用)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">災害救助法の適用基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">人 口 (<u>H27</u> 国勢調査)</th> <th colspan="2">滅失世帯数</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>京都市</td><td><u>1,475,183</u></td><td>150</td><td>75</td></tr> <tr><td>北 区</td><td><u>119,474</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>上京区</td><td><u>85,113</u></td><td>80</td><td>40</td></tr> <tr><td>左京区</td><td><u>168,266</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>中京区</td><td><u>109,341</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>東山区</td><td><u>39,044</u></td><td>60</td><td>30</td></tr> <tr><td>山科区</td><td><u>135,471</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>下京区</td><td><u>82,668</u></td><td>80</td><td>40</td></tr> <tr><td><u>南 区</u></td><td><u>99,927</u></td><td><u>80</u></td><td><u>40</u></td></tr> <tr><td><u>右京区</u></td><td><u>204,262</u></td><td><u>100</u></td><td><u>50</u></td></tr> <tr><td><u>西京区</u></td><td><u>150,962</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td><u>280,655</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	災害救助法の適用基準				区 分	人 口 (<u>H27</u> 国勢調査)	滅失世帯数		A	B	京都市	<u>1,475,183</u>	150	75	北 区	<u>119,474</u>	100	50	上京区	<u>85,113</u>	80	40	左京区	<u>168,266</u>	100	50	中京区	<u>109,341</u>	100	50	東山区	<u>39,044</u>	60	30	山科区	<u>135,471</u>	100	50	下京区	<u>82,668</u>	80	40	<u>南 区</u>	<u>99,927</u>	<u>80</u>	<u>40</u>	<u>右京区</u>	<u>204,262</u>	<u>100</u>	<u>50</u>	<u>西京区</u>	<u>150,962</u>	100	50	伏見区	<u>280,655</u>	100	50	<p>(災害救助法の適用)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">災害救助法の適用基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">人 口 (<u>R2</u> 国勢調査)</th> <th colspan="2">滅失世帯数</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>京都市</td><td><u>1,463,723</u></td><td>150</td><td>75</td></tr> <tr><td>北 区</td><td><u>117,165</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>上京区</td><td><u>83,832</u></td><td>80</td><td>40</td></tr> <tr><td>左京区</td><td><u>166,039</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>中京区</td><td><u>110,488</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>東山区</td><td><u>36,602</u></td><td>60</td><td>30</td></tr> <tr><td>山科区</td><td><u>135,101</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>下京区</td><td><u>82,784</u></td><td>80</td><td>40</td></tr> <tr><td><u>南 区</u></td><td><u>101,970</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td><u>右京区</u></td><td><u>202,047</u></td><td><u>100</u></td><td><u>50</u></td></tr> <tr><td><u>西京区</u></td><td><u>149,837</u></td><td><u>100</u></td><td><u>50</u></td></tr> <tr><td>伏見区</td><td><u>277,858</u></td><td>100</td><td>50</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	災害救助法の適用基準				区 分	人 口 (<u>R2</u> 国勢調査)	滅失世帯数		A	B	京都市	<u>1,463,723</u>	150	75	北 区	<u>117,165</u>	100	50	上京区	<u>83,832</u>	80	40	左京区	<u>166,039</u>	100	50	中京区	<u>110,488</u>	100	50	東山区	<u>36,602</u>	60	30	山科区	<u>135,101</u>	100	50	下京区	<u>82,784</u>	80	40	<u>南 区</u>	<u>101,970</u>	100	50	<u>右京区</u>	<u>202,047</u>	<u>100</u>	<u>50</u>	<u>西京区</u>	<u>149,837</u>	<u>100</u>	<u>50</u>	伏見区	<u>277,858</u>	100	50	時点修正
災害救助法の適用基準																																																																																																																							
区 分	人 口 (<u>H27</u> 国勢調査)	滅失世帯数																																																																																																																					
		A	B																																																																																																																				
京都市	<u>1,475,183</u>	150	75																																																																																																																				
北 区	<u>119,474</u>	100	50																																																																																																																				
上京区	<u>85,113</u>	80	40																																																																																																																				
左京区	<u>168,266</u>	100	50																																																																																																																				
中京区	<u>109,341</u>	100	50																																																																																																																				
東山区	<u>39,044</u>	60	30																																																																																																																				
山科区	<u>135,471</u>	100	50																																																																																																																				
下京区	<u>82,668</u>	80	40																																																																																																																				
<u>南 区</u>	<u>99,927</u>	<u>80</u>	<u>40</u>																																																																																																																				
<u>右京区</u>	<u>204,262</u>	<u>100</u>	<u>50</u>																																																																																																																				
<u>西京区</u>	<u>150,962</u>	100	50																																																																																																																				
伏見区	<u>280,655</u>	100	50																																																																																																																				
災害救助法の適用基準																																																																																																																							
区 分	人 口 (<u>R2</u> 国勢調査)	滅失世帯数																																																																																																																					
		A	B																																																																																																																				
京都市	<u>1,463,723</u>	150	75																																																																																																																				
北 区	<u>117,165</u>	100	50																																																																																																																				
上京区	<u>83,832</u>	80	40																																																																																																																				
左京区	<u>166,039</u>	100	50																																																																																																																				
中京区	<u>110,488</u>	100	50																																																																																																																				
東山区	<u>36,602</u>	60	30																																																																																																																				
山科区	<u>135,101</u>	100	50																																																																																																																				
下京区	<u>82,784</u>	80	40																																																																																																																				
<u>南 区</u>	<u>101,970</u>	100	50																																																																																																																				
<u>右京区</u>	<u>202,047</u>	<u>100</u>	<u>50</u>																																																																																																																				
<u>西京区</u>	<u>149,837</u>	<u>100</u>	<u>50</u>																																																																																																																				
伏見区	<u>277,858</u>	100	50																																																																																																																				

頁	旧	新	修正理由
旧 305 新 306	<p>23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、<u>保健福祉部長</u>に報告する（各部、区本部）</p> <p>各部、区本部は、所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、<u>保健福祉部長</u>に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>）</p> <p><u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、京都市の救助の実施状況を取りまとめる。</p> <p>23.3.5 実施状況を内閣府に報告する（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>）</p> <p><u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、京都市の救助の実施状況を取りまとめ、定期的に内閣府へ報告する。</p> <p>23.4 国庫負担金の交付を申請する</p> <p>23.4.1 国庫負担金の交付を申請する（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>）</p> <p><u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、災害救助法による救助の完了後、救助の種類ごとに、実施状況及び救助に掛かった費用を取りまとめ、内閣総理大臣に国庫負担金の交付を申請する。</p>	<p>23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、<u>本部事務局</u>に報告する（各部、区本部）</p> <p>各部、区本部は、所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、<u>本部事務局</u>に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる（<u>本部事務局</u>）</p> <p><u>本部事務局</u>は、京都市の救助の実施状況を取りまとめる。</p> <p>23.3.5 実施状況を内閣府に報告する（<u>本部事務局</u>）</p> <p><u>本部事務局</u>は、京都市の救助の実施状況を取りまとめ、定期的に内閣府へ報告する。</p> <p>23.4 国庫負担金の交付を申請する</p> <p>23.4.1 国庫負担金の交付を申請する（<u>本部事務局</u>）</p> <p><u>本部事務局</u>は、災害救助法による救助の完了後、救助の種類ごとに、実施状況及び救助に掛かった費用を取りまとめ、内閣総理大臣に国庫負担金の交付を申請する。</p>	<p>担当変更に伴う修正</p>
旧 307 新 308	<p>24.1.4 専門職ボランティアの募集情報を発信する（<u>本部長</u>）</p> <p>本部長は、各部等からの要請等により専門職ボランティアが京都府や日本赤十字社に要請しても、なお不足する場合は、総合企画部広報・記録班に専門職ボランティアの募集情報の発信を依頼する。</p>	<p>24.1.4 専門職ボランティアの募集情報を発信する（<u>本部長</u>）</p> <p>本部長は、各部等からの要請等により専門職ボランティアが京都府や日本赤十字社に要請しても、なお不足する場合は、総合企画部広報班に専門職ボランティアの募集情報の発信を依頼する。</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>
旧 325 新 326	<p>26.1.2.4 車内客の避難誘導を行う（<u>交通部自動車班</u>）</p> <p>運転士は、車内客を<u>近く</u>の安全な場所へ避難<u>誘導</u>する。また、被害の状況によっては、<u>車内</u>に携行している地図等で避難先を指示する。</p>	<p>26.1.2.4 車内客の避難誘導を行う（<u>交通部自動車班</u>）</p> <p>運転士は、車内客に<u>対し</u>近くの安全な場所への避難を<u>促</u>す。また、被害の状況によっては、携行している地図等で避難先を指示する。</p>	<p>字句修正</p>

頁	旧	新	修正理由																																								
旧 327 新 328	<p>(運転規制の内容)</p> <p>ア緊急地震速報を受信した場合は、列車を直ちに減速・停止する。</p> <p>(略)</p>	<p>(運転規制の内容)</p> <p>ア震度5弱以上の緊急地震速報を受信した場合は、列車を直ちに停止する。</p> <p>(略)</p>	関係計画の改定に伴う修正																																								
旧 328 新 329	<p>26.2.1.1 列車の運行規制を行う</p> <p>(略)</p> <p>(運転規制基準（在来線 京都支社）)</p>	<p>26.2.1.1 列車の運行規制を行う</p> <p>(略)</p> <p>(運転規制基準（在来線 京滋支社）)</p>	組織名称の変更に伴う修正																																								
旧 329 新 330	<p>(近畿統括本部緊急時連絡先)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿統括本部</td> <td>施設課 (06)7668-7076</td> <td>大阪総合指令所施設指令 (06)6376-6190</td> </tr> </tbody> </table>	区分	昼間	夜間	近畿統括本部	施設課 (06)7668-7076	大阪総合指令所施設指令 (06)6376-6190	<p>(近畿統括本部緊急時連絡先)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>昼間</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>近畿統括本部</td> <td>施設部 (06)7668-7076</td> <td>近畿総合指令所施設指令 (06)6376-6190</td> </tr> </tbody> </table>	区分	昼間	夜間	近畿統括本部	施設部 (06)7668-7076	近畿総合指令所施設指令 (06)6376-6190	組織名称の変更に伴う修正																												
区分	昼間	夜間																																									
近畿統括本部	施設課 (06)7668-7076	大阪総合指令所施設指令 (06)6376-6190																																									
区分	昼間	夜間																																									
近畿統括本部	施設部 (06)7668-7076	近畿総合指令所施設指令 (06)6376-6190																																									
旧 329 新 330	<p>(対策本部等の構成)</p>	<p>(対策本部等の構成)</p>	組織名称の変更に伴う修正																																								
旧 330 新 331	<p>(部外協力要請機関及び要請分担)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部外機関名</th> <th>連絡先</th> <th>要請者</th> <th>要請担当</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>私鉄等</td> <td>私鉄等の長</td> <td>大阪総合指令所長</td> <td>大阪総合指令所長</td> <td>駅長が輸送指令に手配方を要請する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記 事	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	私鉄等	私鉄等の長	大阪総合指令所長	大阪総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(部外協力要請機関及び要請分担)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部外機関名</th> <th>連絡先</th> <th>要請者</th> <th>要請担当</th> <th>記 事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>私鉄等</td> <td>私鉄等の長</td> <td>大阪総合指令所長</td> <td>近畿総合指令所長</td> <td>駅長が輸送指令に手配方を要請する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記 事	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	私鉄等	私鉄等の長	大阪総合指令所長	近畿総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	組織名称の変更に伴う修正
部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記 事																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
私鉄等	私鉄等の長	大阪総合指令所長	大阪総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
部外機関名	連絡先	要請者	要請担当	記 事																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							
私鉄等	私鉄等の長	大阪総合指令所長	近畿総合指令所長	駅長が輸送指令に手配方を要請する																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																							

頁	旧			新			修正理由																																												
旧 331 新 332	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>27.1.8 建設型 応急仮設住宅の管理・保全を行う</td> <td>都市計画部住宅班</td> <td>27.1.8.1 建設型 応急仮設住宅の維持管理を行う</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	27.1.8 建設型 応急仮設住宅の管理・保全を行う	都市計画部住宅班	27.1.8.1 建設型 応急仮設住宅の維持管理を行う	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>27.1.8 応急仮設住宅の管理・保全を行う</td> <td>都市計画部住宅班 (略)</td> <td>27.1.8.1 応急仮設住宅の維持管理を行う (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	27.1.8 応急仮設住宅の管理・保全を行う	都市計画部住宅班 (略)	27.1.8.1 応急仮設住宅の維持管理を行う (略)	(略)	(略)	(略)	関係計画の改訂に伴う修正																	
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
27.1.8 建設型 応急仮設住宅の管理・保全を行う	都市計画部住宅班	27.1.8.1 建設型 応急仮設住宅の維持管理を行う																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
27.1.8 応急仮設住宅の管理・保全を行う	都市計画部住宅班 (略)	27.1.8.1 応急仮設住宅の維持管理を行う (略)																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
旧 335 新 336	27.1.8 建設型 応急仮設住宅の管理・保全を行う (略) 27.1.8.1 建設型 応急仮設住宅の維持管理を行う（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、 建設型 応急仮設住宅の維持管理を行うとともに、必要に応じて関係部等と連携して入居者の日常生活の利便性の向上に努める。			27.1.8 応急仮設住宅の管理・保全を行う (略) 27.1.8.1 応急仮設住宅の維持管理を行う（都市計画部住宅班） 都市計画部住宅班は、応急仮設住宅の維持管理を行うとともに、必要に応じて関係部等と連携して入居者の日常生活の利便性の向上に努める。			関係計画の改訂に伴う修正																																												
旧 350 新 351	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">29.5 帰宅支援活動を実施する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合企画部 広報・記録班</td> <td>29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容		(略)	(略)	(略)	29.5 帰宅支援活動を実施する	(略)	(略)	(略)	(略)	総合企画部 広報・記録班	29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">29.5 帰宅支援活動を実施する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合企画部 広報班</td> <td>29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	29.5 帰宅支援活動を実施する	(略)	(略)	(略)	(略)	総合企画部 広報班	29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する	(略)								
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
29.5 帰宅支援活動を実施する	(略)	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
	総合企画部 広報・記録班	29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する																																																	
	(略)	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
29.5 帰宅支援活動を実施する	(略)	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
	総合企画部 広報班	29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する																																																	
	(略)	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	

頁	旧	新	修正理由
旧 352 新 353	<p>29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、本部事務局から収集した道路、交通機関情報や帰宅支援情報をマスコミ、インターネット等を活用して広報する。</p>	<p>29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、本部事務局から収集した道路、交通機関情報や帰宅支援情報をマスコミ、インターネット等を活用して広報する。</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>

頁	旧			新			修正理由																																														
旧 361 新 362	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>復旧計画項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">2.6 義援物資を募集・配分する</td> <td>産業観光部</td> <td>2.6.1 義援物資募集品目を決定する</td> </tr> <tr> <td>文化市民部</td> <td>2.6.2 義援物資受入準備を行う</td> </tr> <tr> <td>文化市民部</td> <td>2.6.3 義援物資募集の広報を依頼する</td> </tr> <tr> <td>総合企画部</td> <td>2.6.4 義援物資の募集を広報する</td> </tr> <tr> <td>文化市民部</td> <td>2.6.5 義援物資受付窓口を設置する</td> </tr> <tr> <td>文化市民部、区本部</td> <td>2.6.6 義援物資を受け付け、保管する</td> </tr> <tr> <td>文化市民部</td> <td>2.6.7 <u>物資集積・搬送</u>拠点の義援物資を配分する</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>2.6.8 区本部の義援物資を配分する</td> </tr> </tbody> </table>			復旧計画項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	2.6 義援物資を募集・配分する	産業観光部	2.6.1 義援物資募集品目を決定する	文化市民部	2.6.2 義援物資受入準備を行う	文化市民部	2.6.3 義援物資募集の広報を依頼する	総合企画部	2.6.4 義援物資の募集を広報する	文化市民部	2.6.5 義援物資受付窓口を設置する	文化市民部、区本部	2.6.6 義援物資を受け付け、保管する	文化市民部	2.6.7 <u>物資集積・搬送</u> 拠点の義援物資を配分する	区本部	2.6.8 区本部の義援物資を配分する	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>復旧計画項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">2.6 義援物資を募集・配分する</td> <td>産業観光部</td> <td>2.6.1 義援物資募集品目を決定する</td> </tr> <tr> <td>文化市民部</td> <td>2.6.2 義援物資受入準備を行う</td> </tr> <tr> <td>文化市民部</td> <td>2.6.3 義援物資募集の広報を依頼する</td> </tr> <tr> <td>総合企画部</td> <td>2.6.4 義援物資の募集を広報する</td> </tr> <tr> <td>文化市民部</td> <td>2.6.5 義援物資受付窓口を設置する</td> </tr> <tr> <td>文化市民部、区本部</td> <td>2.6.6 義援物資を受け付け、保管する</td> </tr> <tr> <td>文化市民部</td> <td>2.6.7 <u>地域内輸送</u>拠点の義援物資を配分する</td> </tr> <tr> <td>区本部</td> <td>2.6.8 区本部の義援物資を配分する</td> </tr> </tbody> </table>			復旧計画項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	2.6 義援物資を募集・配分する	産業観光部	2.6.1 義援物資募集品目を決定する	文化市民部	2.6.2 義援物資受入準備を行う	文化市民部	2.6.3 義援物資募集の広報を依頼する	総合企画部	2.6.4 義援物資の募集を広報する	文化市民部	2.6.5 義援物資受付窓口を設置する	文化市民部、区本部	2.6.6 義援物資を受け付け、保管する	文化市民部	2.6.7 <u>地域内輸送</u> 拠点の義援物資を配分する	区本部	2.6.8 区本部の義援物資を配分する	関係計画の改定に伴う修正
復旧計画項目	担 当	分 担 内 容																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
2.6 義援物資を募集・配分する	産業観光部	2.6.1 義援物資募集品目を決定する																																																			
	文化市民部	2.6.2 義援物資受入準備を行う																																																			
	文化市民部	2.6.3 義援物資募集の広報を依頼する																																																			
	総合企画部	2.6.4 義援物資の募集を広報する																																																			
	文化市民部	2.6.5 義援物資受付窓口を設置する																																																			
	文化市民部、区本部	2.6.6 義援物資を受け付け、保管する																																																			
	文化市民部	2.6.7 <u>物資集積・搬送</u> 拠点の義援物資を配分する																																																			
	区本部	2.6.8 区本部の義援物資を配分する																																																			
復旧計画項目	担 当	分 担 内 容																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
2.6 義援物資を募集・配分する	産業観光部	2.6.1 義援物資募集品目を決定する																																																			
	文化市民部	2.6.2 義援物資受入準備を行う																																																			
	文化市民部	2.6.3 義援物資募集の広報を依頼する																																																			
	総合企画部	2.6.4 義援物資の募集を広報する																																																			
	文化市民部	2.6.5 義援物資受付窓口を設置する																																																			
	文化市民部、区本部	2.6.6 義援物資を受け付け、保管する																																																			
	文化市民部	2.6.7 <u>地域内輸送</u> 拠点の義援物資を配分する																																																			
	区本部	2.6.8 区本部の義援物資を配分する																																																			
旧 362 新 363	<p>2.1 リ災証明書を発行する (略)</p> <p>⇒ 第3章 23.1 <u>被害の認定を行う</u></p>			<p>2.1 リ災証明書を発行する (略)</p> <p>⇒ 第3章 23.1 <u>災害救助法の適用を判断する</u></p>			字句修正																																														
旧 365 新 366	<p>2.6.5 義援物資受付窓口を設置する（文化市民部） 文化市民部は、「第3章 第12節 食料の調達・配分」、「第3章 第13節 生活必需品の供給」に基づき、<u>物資集積・搬送</u>拠点に義援物資受付窓口を設置する。ただし、市役所・区役所に直接届けられた義援物資は、必要に応じて受領する。</p> <p>⇒ 第3章 12.2.11 <u>物資集積・搬送</u>拠点を開設する</p> <p>2.6.6 義援物資を受け付け、保管する（文化市民部、区本部） 文化市民部は、<u>物資集積・搬送</u>拠点に届けられた義援物資を受領し、義援物資受付台帳に記入するとともに、義援物資の寄託者に受領書を交付し、当該物資の保管を行う。</p> <p>特定の品目の義援物資や、企業等から同一規格で大量に届けられた義援物資については、原則として区本部が受け付けず、<u>物資集積・輸送</u>拠点に搬送を依頼する。</p> <p>⇒ 第3章 12.4.2 <u>物資集積・搬送</u>拠点で食料を受け入れ、管理する</p>			<p>2.6.5 義援物資受付窓口を設置する（文化市民部） 文化市民部は、「第3章 第12節 食料の調達・配分」、「第3章 第13節 生活必需品の供給」に基づき、<u>地域内輸送</u>拠点に義援物資受付窓口を設置する。ただし、市役所・区役所に直接届けられた義援物資は、必要に応じて受領する。</p> <p>⇒ 第3章 12.2.11 <u>地域内輸送</u>拠点を開設する</p> <p>2.6.6 義援物資を受け付け、保管する（文化市民部、区本部） 文化市民部は、<u>地域内輸送</u>拠点に届けられた義援物資を受領し、義援物資受付台帳に記入するとともに、義援物資の寄託者に受領書を交付し、当該物資の保管を行う。</p> <p>特定の品目の義援物資や、企業等から同一規格で大量に届けられた義援物資については、原則として区本部が受け付けず、<u>地域内輸送</u>拠点に搬送を依頼する。</p> <p>⇒ 第3章 12.4.2 <u>地域内輸送</u>拠点で食料を受け入れ、管理する</p>			関係計画の改定に伴う修正																																														

頁	旧	新	修正理由
	<p>⇒ 第3章 13.4.2 物資集積・搬送拠点で生活必需品を受け入れ管理する ※ 様式4-2-11 義援物資受付台帳・義援物資受領書</p>	<p>⇒ 第3章 13.4.2 地域内輸送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する ※ 様式4-2-11 義援物資受付台帳・義援物資受領書</p>	
<p>旧 366 新 367</p>	<p>2.6.7 物資集積・搬送拠点の義援物資を配分する（文化市民部） 文化市民部は、「第3章 第12節 食料の調達・配分」、「第3章 第13節 生活必需品の供給」に基づき、物資集積・搬送拠点で受け付けた義援物資を配分する。 ⇒ 第3章 12.4.3 物資集積・搬送拠点から食料を配送する ⇒ 第3章 13.4.3 物資集積・搬送拠点から生活必需品を配送する</p>	<p>2.6.7 地域内輸送拠点の義援物資を配分する（文化市民部） 文化市民部は、「第3章 第12節 食料の調達・配分」、「第3章 第13節 生活必需品の供給」に基づき、地域内輸送拠点で受け付けた義援物資を配分する。 ⇒ 第3章 12.4.3 地域内輸送拠点から食料を配送する ⇒ 第3章 13.4.3 地域内輸送拠点から生活必需品を配送する</p>	<p>関係計画の改定に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由
旧 3 新 3	<p>(1) 計画の目的 (略)</p> <p>世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成、男女共同参画をはじめとした多様な視点などを踏まえ、<u>ウイズコロナ社会、アフターコロナ社会においても</u>、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p> <p>(2) 計画の理念 (略)</p> <p>災害対策の実施に当たっては、<u>ウイズコロナ社会における感染拡大防止策を講じたうえで</u>、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。</p>	<p>(1) 計画の目的 (略)</p> <p>世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成、男女共同参画をはじめとした多様な視点などを踏まえ、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p> <p>(2) 計画の理念 (略)</p> <p>災害対策の実施に当たっては、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。</p>	字句修正 （感染症の類型移行に伴う修正）
旧 13 新 13	<p>(1) 人口分布 (略)</p> <p>京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和<u>元</u>年中に京都市を訪れた観光客は <u>5,352</u>万人で一日平均すると約<u>15</u>万人となり、そのうち約<u>25</u>%が市内への宿泊客である。<u>(※なお、令和2年及び令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、観光客数の推計は行っていない。)</u></p>	<p>(1) 人口分布 (略)</p> <p>京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。令和<u>5</u>年中に京都市を訪れた観光客は <u>5,028</u>万人で一日平均すると約<u>13</u>万人となり、そのうち約<u>29</u>%が市内への宿泊客である。 <u>(削除)</u></p>	時点修正

頁	旧	新	修正理由
旧 27 新 27	<p>■ 計画の目的</p> <p>台風や集中豪雨等により発生する水害から市民の生命や財産を守るため、気象情報等を受信した場合の関係機関への連絡体制、河川水位及び雨量の観測体制を整備し、迅速な対応が可能な体制づくりが必要である。また、河川排水路の改修、保水、遊水機能の向上、下水道施設の整備などによる総合的な治水対策や道路、橋りょう、農林施設等の維持補修、水防資器材の整備による、災害に強い市街地の形成が必要である。</p>	<p>■ 計画の目的</p> <p>台風や集中豪雨等により発生する水害から市民の生命や財産を守るため、気象情報等を受信した場合の関係機関への連絡体制、河川水位及び雨量の観測体制を整備し、迅速な対応が可能な体制づくりが必要である。また、河川排水路の改修、保水、遊水機能の向上、下水道施設の整備などによる総合的な治水対策や道路、橋りょう、農林業用施設等の維持補修、水防資器材の整備による、災害に強い市街地の形成が必要である。</p>	字句修正
旧 27 新 27	<p>4 水害発生予想箇所等の調査（行財政局防災危機管理室、消防局）</p> <p>行財政局防災危機管理室は、国土交通省が開催する淀川水防連絡会等に参加し、<u>平常時から</u>重要水防箇所の現場視察等を行う。</p>	<p>4 水害発生予想箇所の調査（行財政局防災危機管理室、消防局）</p> <p>行財政局防災危機管理室は、国土交通省が開催する淀川水防連絡会に参加し、重要水防箇所の現場視察等を行う等、平常時から関係各所と連携し、最新情報の収集等を実施する。</p>	字句修正
旧 28 新 28	<p>1 河川・排水路の整備と維持管理（略）</p> <p>(2) 京都市が実施する河川・排水路改修（建設局河川整備課）</p> <p>一級河川のうち京都市が京都府との協議に基づき改修事業を行う河川（都市基盤河川）、準用河川、普通河川、排水路については、出水時に氾濫いっ水する危険性があるなど、整備の必要性の高いものから、順次、改修、整備事業を推進する。</p> <p>また、上記の京都市が管理する河川、排水路等は、その雨水流下能力を保全するため、除草、しゅんせつ、補修等の維持管理等の機能管理に努める。</p>	<p>1 河川・排水路の整備と維持管理（略）</p> <p>(2) 京都市が実施する河川・排水路改修（建設局河川整備課）</p> <p>一級河川のうち京都市が京都府との協議に基づき改修事業を行う河川（都市基盤河川）、準用河川、普通河川、排水路については、出水時に氾濫いっ水する危険性があるなど、整備の必要性の高いものから、順次、改修、整備事業を推進する。</p> <p>また、上記の京都市が管理する河川、排水路等は、その雨水流下能力を保全するため、除草、しゅんせつ、補修等の維持管理に努める。</p>	字句修正
旧 30 新 30	<p>4 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課）（略）</p> <p>※道路防災総点検（建設局）</p> <p>○道路のり面危険箇所調査、橋りょう耐震調査、歩道橋耐震調査、トンネル安全点検調査の実施</p> <p>※道路・橋りょう等整備事業（建設局）</p> <p>○災害防除事業（令和4年度：一般国道162号ほか15路線）</p> <p>○道路改良事業（<u>平成21年度</u>：一般国道477号ほか9路線）</p> <p>○橋りょう健全化事業</p>	<p>4 道路情報提供装置の整備（建設局土木管理課）（略）</p> <p>※道路防災総点検（建設局）</p> <p>○道路のり面危険箇所調査、橋りょう耐震調査、歩道橋耐震調査、トンネル安全点検調査の実施</p> <p>※道路・橋りょう等整備事業（建設局）</p> <p>○災害防除事業（令和5年度：一般国道162号ほか21路線）</p> <p>○道路改良事業（一般国道162号ほか）</p> <p>○橋りょう健全化事業</p>	時点修正

頁	旧	新	修正理由
	<p>(耐震補強：<u>御蔭橋</u>、<u>九条跨線橋</u>など29橋完了) (老朽化修繕：<u>賀茂大橋</u>、<u>二条大橋</u>など132橋完了) ※ 社会資本整備重点計画に基づく、特定交通安全施設等整備事業の実施計画（建設局） ○道路情報提供装置、交差点改良、歩道・自転車歩行者道整備等の実施（平成15年度～）</p>	<p>(耐震補強：<u>丸太町橋</u>など29橋完了) (老朽化修繕：<u>山幸橋</u>など160橋完了) ※ 社会資本整備重点計画に基づく、特定交通安全施設等整備事業の実施計画（建設局） ○道路情報提供装置、交差点改良、歩道・自転車歩行者道整備等の実施（平成15年度～）</p>	
旧30 新30	<p>1-5 農林施設等の防災対策 ■ 基本方針 梅雨期や台風期において、ため池等の農林施設に起因する災害の発生防止を図るため、各施設の管理責任者等に対し、維持管理の徹底、老朽化施設等の改良を指導する。また、農林産物等の生産物自体が水害により被害を被ることを防止するため、生産者等に対し、災害予防策の徹底を指導する。</p>	<p>1-5 農林業用施設等の防災対策 ■ 基本方針 梅雨期や台風期において、ため池等の農業用施設に起因する災害の発生防止を図るため、各施設の管理責任者等に対し、維持管理の徹底、老朽化施設等の改良を指導する。また、農林産物等の生産物自体が水害により被害を被ることを防止するため、生産者等に対し、災害予防策の徹底を指導する。</p>	字句修正
旧31 新31	<p>2 農林産物の水害予防対策 (略) (3) 林業関係（産業観光局林業振興課） ア 林道（令和3年度末現在） (略) イ 作業道・作業路（令和元年度末現在） 路線数 959路線 延長 405km</p> <p>※ 農林施設の安全対策指導（産業観光局） (略)</p>	<p>2 農林産物の水害予防対策 (略) (3) 林業関係（産業観光局林業振興課） ア 林道（令和5年度末現在） (略) イ 作業道・作業路・<u>森林作業道</u>（令和5年度末現在） 路線数 1,304路線 延長 544km</p> <p>※ 農業用施設の安全対策指導（産業観光局） (略)</p>	時点修正
旧34 新34	<p>1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課） (略) なお、<u>新たな規制区域の公示までは、経過措置により、宅地造成等規制法及び同法に基づく規制区域が適用</u>される。 (略)</p>	<p>1 宅地造成工事等による災害の防止（都市計画局開発指導課） (略) なお、<u>市域の全域が宅地造成等工事規制区域あるいは特定盛土等規制区域に指定</u>されている。<u>（令和6年6月6日施行）</u> (略)</p>	関係法令の改正に伴う修正

頁	旧	新	修正理由																																																																						
	<p style="text-align: center;"><u>（宅地造成等規制法に基づき指定された区域）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>宅地造成工事規制区域</u></th> <th><u>符号</u></th> <th><u>面積 (ha)</u></th> <th><u>指定年月</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東山地区</td> <td>A</td> <td>1,840</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">第一次指定 昭和37年11月13日</td> </tr> <tr> <td>醍醐地区</td> <td>B</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>吉田山地区</td> <td>C</td> <td>62</td> </tr> <tr> <td>北白川地区</td> <td>D</td> <td>247</td> </tr> <tr> <td>深泥池地区</td> <td>E</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>西賀茂宇多野地区</td> <td>F</td> <td>1,071</td> </tr> <tr> <td>西山地区</td> <td>G</td> <td>423</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td></td> <td>3,764</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山科東部地区</td> <td>H</td> <td>1,934</td> <td rowspan="6" style="text-align: center;">第二次指定 昭和43年6月20日</td> </tr> <tr> <td>東山第2地区</td> <td>I</td> <td>1,194</td> </tr> <tr> <td>北山地区</td> <td>J</td> <td>7,370</td> </tr> <tr> <td>宝池地区</td> <td>K</td> <td>183</td> </tr> <tr> <td>西山第2地区</td> <td>L</td> <td>3,762</td> </tr> <tr> <td>大枝南部地区</td> <td>M</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小計</td> <td></td> <td>14,472</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td></td> <td>18,236</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<u>宅地造成工事規制区域</u>	<u>符号</u>	<u>面積 (ha)</u>	<u>指定年月</u>	東山地区	A	1,840	第一次指定 昭和37年11月13日	醍醐地区	B	32	吉田山地区	C	62	北白川地区	D	247	深泥池地区	E	89	西賀茂宇多野地区	F	1,071	西山地区	G	423	小計		3,764		山科東部地区	H	1,934	第二次指定 昭和43年6月20日	東山第2地区	I	1,194	北山地区	J	7,370	宝池地区	K	183	西山第2地区	L	3,762	大枝南部地区	M	29	小計		14,472		合計		18,236		<p style="text-align: center;"><u>（削除）</u></p>	<p>関係法令の改正に伴う修正</p>													
<u>宅地造成工事規制区域</u>	<u>符号</u>	<u>面積 (ha)</u>	<u>指定年月</u>																																																																						
東山地区	A	1,840	第一次指定 昭和37年11月13日																																																																						
醍醐地区	B	32																																																																							
吉田山地区	C	62																																																																							
北白川地区	D	247																																																																							
深泥池地区	E	89																																																																							
西賀茂宇多野地区	F	1,071																																																																							
西山地区	G	423																																																																							
小計		3,764																																																																							
山科東部地区	H	1,934	第二次指定 昭和43年6月20日																																																																						
東山第2地区	I	1,194																																																																							
北山地区	J	7,370																																																																							
宝池地区	K	183																																																																							
西山第2地区	L	3,762																																																																							
大枝南部地区	M	29																																																																							
小計		14,472																																																																							
合計		18,236																																																																							
旧 36 新 36	<p>5 治山対策（産業観光局林業振興課） （略） （林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき京都府が判定した山地災害危険地区）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政区</th> <th colspan="3">山地災害危険地区</th> </tr> <tr> <th>山腹崩壊危険地区</th> <th>崩壊土砂流出危険地区</th> <th>地すべり危険地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北区</td> <td style="text-align: center;"><u>37</u></td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>左京区</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;"><u>101</u></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>山科区</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td style="text-align: center;">154</td> <td style="text-align: center;"><u>154</u></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>西京区</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>伏見区</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;"><u>304</u></td> <td style="text-align: center;"><u>336</u></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>	行政区	山地災害危険地区			山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区	北区	<u>37</u>	48	0	左京区	81	<u>101</u>	0	山科区	14	7	0	右京区	154	<u>154</u>	0	西京区	14	17	0	伏見区	4	9	0	合計	<u>304</u>	<u>336</u>	0	<p>5 治山対策（産業観光局林業振興課） （略） （林野庁が定める山地災害危険地区調査要領に基づき京都府が判定した山地災害危険地区）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">行政区</th> <th colspan="3">山地災害危険地区</th> </tr> <tr> <th>山腹崩壊危険地区</th> <th>崩壊土砂流出危険地区</th> <th>地すべり危険地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北区</td> <td style="text-align: center;"><u>38</u></td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>左京区</td> <td style="text-align: center;">81</td> <td style="text-align: center;"><u>102</u></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>山科区</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td style="text-align: center;"><u>156</u></td> <td style="text-align: center;">154</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>西京区</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">17</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>伏見区</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;"><u>307</u></td> <td style="text-align: center;"><u>337</u></td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table>	行政区	山地災害危険地区			山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区	北区	<u>38</u>	48	0	左京区	81	<u>102</u>	0	山科区	14	7	0	右京区	<u>156</u>	154	0	西京区	14	17	0	伏見区	4	9	0	合計	<u>307</u>	<u>337</u>	0	<p>時点修正</p>
行政区	山地災害危険地区																																																																								
	山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区																																																																						
北区	<u>37</u>	48	0																																																																						
左京区	81	<u>101</u>	0																																																																						
山科区	14	7	0																																																																						
右京区	154	<u>154</u>	0																																																																						
西京区	14	17	0																																																																						
伏見区	4	9	0																																																																						
合計	<u>304</u>	<u>336</u>	0																																																																						
行政区	山地災害危険地区																																																																								
	山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区																																																																						
北区	<u>38</u>	48	0																																																																						
左京区	81	<u>102</u>	0																																																																						
山科区	14	7	0																																																																						
右京区	<u>156</u>	154	0																																																																						
西京区	14	17	0																																																																						
伏見区	4	9	0																																																																						
合計	<u>307</u>	<u>337</u>	0																																																																						

頁	旧	新	修正理由																																																																								
旧 37 新 37	<p>土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>※1 □ あらかじめ登録した方に対して電話又はFAXにより一斉伝達 ※2 □ メール・電話・FAXにより一斉伝達</p>	<p>土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>※1 □ あらかじめ登録した方に対して電話又はFAXにより一斉伝達 ※2 □ メール・電話・FAXにより一斉伝達</p>	伝達経路の変更に伴う修正																																																																								
旧 38 新 38	<p>(防災パトロールの実施状況（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等）)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>擁壁等の亀裂等</th> <th>がけ崩れ等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北区</td><td>10</td><td>16</td><td>26</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>4</td><td>28</td><td>32</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>48</td><td>13</td><td>61</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>24</td><td>22</td><td>46</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>1</td><td>17</td><td>18</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>12</td><td>20</td><td>32</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>6</td><td>23</td><td>29</td></tr> <tr><td>計</td><td>105</td><td>139</td><td>244</td></tr> </tbody> </table> <p>(令和4年7月1日～令和5年6月30日)</p>	行政区	擁壁等の亀裂等	がけ崩れ等	計	北区	10	16	26	左京区	4	28	32	東山区	48	13	61	山科区	24	22	46	右京区	1	17	18	西京区	12	20	32	伏見区	6	23	29	計	105	139	244	<p>(防災パトロールの実施状況（がけ崩れ、擁壁等の亀裂等）)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区</th> <th>擁壁等の亀裂等</th> <th>がけ崩れ等</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>北区</td><td>15</td><td>16</td><td>31</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>11</td><td>32</td><td>43</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>22</td><td>21</td><td>43</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>16</td><td>15</td><td>31</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>2</td><td>24</td><td>26</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>13</td><td>19</td><td>32</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>2</td><td>15</td><td>17</td></tr> <tr><td>計</td><td>81</td><td>142</td><td>223</td></tr> </tbody> </table> <p>(令和5年7月1日～令和6年6月30日)</p>	行政区	擁壁等の亀裂等	がけ崩れ等	計	北区	15	16	31	左京区	11	32	43	東山区	22	21	43	山科区	16	15	31	右京区	2	24	26	西京区	13	19	32	伏見区	2	15	17	計	81	142	223	時点修正
行政区	擁壁等の亀裂等	がけ崩れ等	計																																																																								
北区	10	16	26																																																																								
左京区	4	28	32																																																																								
東山区	48	13	61																																																																								
山科区	24	22	46																																																																								
右京区	1	17	18																																																																								
西京区	12	20	32																																																																								
伏見区	6	23	29																																																																								
計	105	139	244																																																																								
行政区	擁壁等の亀裂等	がけ崩れ等	計																																																																								
北区	15	16	31																																																																								
左京区	11	32	43																																																																								
東山区	22	21	43																																																																								
山科区	16	15	31																																																																								
右京区	2	24	26																																																																								
西京区	13	19	32																																																																								
伏見区	2	15	17																																																																								
計	81	142	223																																																																								
旧 43 新 43	<p>5 危険物等関係施設災害の予防 (略) (1) 危険物施設の安全化指導（消防局指導課） (略) エ 防油堤や流出堤の耐震化（防油堤の目地部・隅角部の補強、応急措置用の資器材（土のうや粘着シート等）の備蓄）</p>	<p>5 危険物等関係施設災害の予防 (略) (1) 危険物施設の安全化指導（消防局指導課） (略) エ 防油堤や流出堤の耐震化（防油堤の目地部・隅角部の補強）、 措置用の資器材（土のうや粘着シート等）の備蓄等</p>	字句修正																																																																								

頁	旧	新	修正理由																																				
	オ 容器貯蔵施設における耐震化（転倒・落下防止のための防護柵の設置、架台の固定等）	オ 容器貯蔵施設における耐震化（転倒及び落下防止のための防護柵の設置、架台の固定等）																																					
旧 45 新 45	<p>※ 消防車両、器材等の整備（消防局） （略）</p> <p>※ 救急高度化事業（消防局）（令和5年7月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救急救命士の配置 356名 ○ 高規格救急車の整備 46台 <p>（略）</p>	<p>※ 消防車両、器材等の整備（消防局） （略）</p> <p>※ 救急高度化事業（消防局）（令和6年7月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救急救命士の配置 365名 ○ 高規格救急車の整備 47台 <p>（略）</p>	時点修正																																				
旧 46 新 46	<p>（消防水利の状況）（令和5年7月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水利種別</th> <th>消火栓</th> <th>防火水槽</th> <th>井戸</th> <th>貯水池</th> <th>プール</th> <th>濠・河川 溝川</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>25,957</td> <td>2,752</td> <td>33(28)</td> <td>208</td> <td>294</td> <td>1,576</td> <td>0</td> <td>30,820</td> </tr> </tbody> </table>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	25,957	2,752	33(28)	208	294	1,576	0	30,820	<p>（消防水利の状況）（令和6年7月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>水利種別</th> <th>消火栓</th> <th>防火水槽</th> <th>井戸</th> <th>貯水池</th> <th>プール</th> <th>濠・河川 溝川</th> <th>その他</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇所数</td> <td>26,012</td> <td>2,752</td> <td>32(28)</td> <td>208</td> <td>291</td> <td>1,579</td> <td>0</td> <td>30,874</td> </tr> </tbody> </table>	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計	箇所数	26,012	2,752	32(28)	208	291	1,579	0	30,874	時点修正
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	25,957	2,752	33(28)	208	294	1,576	0	30,820																															
水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠・河川 溝川	その他	計																															
箇所数	26,012	2,752	32(28)	208	291	1,579	0	30,874																															
旧 54 新 54	<p>2 警察機関</p> <p>警察機関は、主として<u>道路交通上</u>の見地から、道路工事施工者に対し次の事項について指導し、事故防止を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路使用許可条件による警察署への事前連絡、通報義務の徹底等 (2) 工事期間中の交通規制等 (3) 高圧ガスその他危険物の取締り (4) 事故処理上の資機材の整備 (5) 関係機関の相互連絡の緊密化 	<p>2 警察機関</p> <p>警察機関は、主として交通<u>管理者として</u>の見地から、道路工事施工者に対し次の事項について指導し、事故防止を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路使用許可条件の<u>確実な履行</u>、<u>管轄警察署との情報共有</u>等 (2) 工事期間中における<u>適正な交通規制の実施</u>等 (3) 高圧ガスその他危険物の<u>適正な使用・管理</u> (4) <u>正確な現状復旧又は仮復旧の実施</u> (5) 関係機関との連絡の緊密化 	字句修正																																				
旧 55 新 55	<p>■ 基本方針</p> <p>台風により街路樹や公園樹木等が倒木、落下し、人命に対する危害や家屋の損壊を未然に防止するため、必要な措置を実施する。</p> <p>また、台風による農林産物の風害防止のため、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>台風により街路樹や公園樹木等が倒木、落下し、人命に対する危害や家屋の損壊を未然に防止するため、必要な措置を実施する。</p> <p>また、台風による農林産物の風害防止のため、農林<u>業用</u>施設の管理者や農作物等の生産者に対して、風害防止のための管理方法の周知指導を実施する。</p>	字句修正																																				

頁	旧	新	修正理由
旧 55 新 55	<p>1 街路樹、公園樹木等の風害予防対策 (略) (4) 倒木の未然防止対策の実施（倒木未然防止対策ユニット） 民家裏や道路、電線などのインフラ施設沿いの倒木の未然防止対策の実施を<u>検討</u>する。</p>	<p>1 街路樹、公園樹木等の風害予防対策 (略) (4) 倒木の未然防止対策の実施（倒木未然防止対策ユニット） 民家裏や道路、電線などのインフラ施設沿いの倒木の未然防止対策の実施を<u>進め</u>る。</p>	字句修正
旧 56 新 56	<p>■ 基本方針 山間部等における大雪に対処するため、関係機関は相互に除雪時の対策について緊密に連携して対応する。 また、農林施設の管理者や農作物等の生産者に対して、雪害防止のため管理方法の周知指導を実施する。</p>	<p>■ 基本方針 山間部等における大雪に対処するため、関係機関は相互に除雪時の対策について緊密に連携して対応する。 また、農林<u>業</u>用施設の管理者や農作物等の生産者に対して、雪害防止のため管理方法の周知指導を実施する。</p>	字句修正

頁	旧			新			修正理由
旧 85 新 85	■ 役割分担			■ 役割分担			組織名称 の変更 に伴う修正
	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	
	4.1 総合的な 広報体制 を整える	本部事務局 総合企画部広 報・記録班	4.1.1 広報体制を整える	4.1 総合的な 広報体制 を整える	本部事務局 総合企画部広 報班	4.1.1 広報体制を整える	
		総合企画部広 報・記録班	4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を 作成する		総合企画部広 報班	4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を 作成する	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	4.1.6 広報用資料を作成する 4.1.7 閲覧用資料を作成する	総合企画部広 報・記録班	4.1.6 広報用資料を作成する 4.1.7 閲覧用資料を作成する	4.1.6 広報用資料を作成する 4.1.7 閲覧用資料を作成する	総合企画部広 報班	4.1.6 広報用資料を作成する 4.1.7 閲覧用資料を作成する	
		(略)	(略)		(略)	(略)	
	4.2 一般広報 を行う	(略)	(略)	4.2 一般広報 を行う	(略)	(略)	
		総合企画部広 報・記録班	4.2.2 本部事務局設置場所において、報 道機関に対して情報の提供を行う		総合企画部広 報班	4.2.2 本部事務局設置場所において、報 道機関に対して情報の提供を行う	
			4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行 う			4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行 う	
			4.2.4 インターネットを利用して情報 を提供する			4.2.4 インターネットを利用して情報 を提供する	
			4.2.5 広報印刷物による広報を行う			4.2.5 広報印刷物による広報を行う	
			4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文 を提供し、広報を依頼する			4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文 を提供し、広報を依頼する	
	(略)	(略)	(略)	(略)			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
	4.3 広報印刷 物等を発 行する	(略)	(略)	4.3 広報印刷 物等を発 行する	(略)	(略)	
		総合企画部広 報・記録班	4.3.2 広報印刷物を作成する		総合企画部広 報班	4.3.2 広報印刷物を作成する	
			4.3.3 点字版及び拡大版の広報印刷物 を作成する			4.3.3 点字版及び拡大版の広報印刷物 を作成する	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		

頁	旧			新			修正理由
	総合企画部広報・記録班	(2) 広報印刷物の配布・提供 4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する 4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する		総合企画部広報班	(2) 広報印刷物の配布・提供 4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する 4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
4.5 緊急問合せに対応する	(略)	(略)		4.5 緊急問合せに対応する	(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	総合企画部広報・記録班	4.5.5 <u>コールセンター</u> において緊急の問合せに対応する		総合企画部広報班	4.5.5 <u>京都いつでもコール</u> において緊急の問合せに対応する		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	文化市民部問合せ対応班 総合企画部広報・記録班	4.5.7 問合せに対応する 4.5.8 問合せ内容等を記録する		文化市民部問合せ対応班 総合企画部広報班	4.5.7 問合せに対応する 4.5.8 問合せ内容等を記録する		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
4.8 総合的な相談窓口情報を提供する	(略)	(略)		4.8 総合的な相談窓口情報を提供する	(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
	総合企画部広報・記録班	4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報する		総合企画部広報班	4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報する		
	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	

頁	旧	新	修正理由
<p>旧 87 新 87</p>	<p>4.1.1 広報体制を整える（本部事務局、総合企画部広報・記録班） （略） 総合企画部広報・記録班は、一般広報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報等）を実施する体制を整える。</p> <p>4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を作成する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、被災地の状況をビデオや写真等に収めるとともに、本部事務局に報告された情報等と合わせて災害記録を作成して、復旧対策のための資料や広報活動資料として活用する。</p> <p>（略）</p> <p>4.1.6 広報用資料を作成する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、本部事務局が整理した災害情報等資料を基に、定期的に応報用資料を作成する。</p> <p>4.1.7 閲覧用資料を作成する（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、本部事務局が整理した災害情報等資料を基に、関係機関への閲覧用資料を作成する。</p>	<p>4.1.1 広報体制を整える（本部事務局、総合企画部広報班） （略） 総合企画部広報班は、一般広報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報等）を実施する体制を整える。</p> <p>4.1.2 被災地の状況を記録し、災害記録を作成する（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、被災地の状況をビデオや写真等に収めるとともに、本部事務局に報告された情報等と合わせて災害記録を作成して、復旧対策のための資料や広報活動資料として活用する。</p> <p>（略）</p> <p>4.1.6 広報用資料を作成する（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、本部事務局が整理した災害情報等資料を基に、定期的に応報用資料を作成する。</p> <p>4.1.7 閲覧用資料を作成する（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、本部事務局が整理した災害情報等資料を基に、関係機関への閲覧用資料を作成する。</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>
<p>旧 88 新 88</p>	<p>4.2.2 本部事務局設置場所において、報道機関に対して情報の提供を行う（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、本部事務局へ参集し、本部事務局から提供された災害情報等に基づき定期的に報道機関に発表するとともに、本部事務局との連絡を密接に行い、報道機関からの問合せに対応する。さらに、報道機関に対し、市民への情報提供に関する協力を求める。</p> <p>（略）</p> <p>4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、災害の状況等に応じて、テレビ、ラジオ等の番組の利用を通じて広報を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する（総合企画部広報・記録班）</p>	<p>4.2.2 本部事務局設置場所において、報道機関に対して情報の提供を行う（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、本部事務局へ参集し、本部事務局から提供された災害情報等に基づき定期的に報道機関に発表するとともに、本部事務局との連絡を密接に行い、報道機関からの問合せに対応する。さらに、報道機関に対し、市民への情報提供に関する協力を求める。</p> <p>（略）</p> <p>4.2.3 放送機関を通じて情報提供を行う（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、災害の状況等に応じて、テレビ、ラジオ等の番組の利用を通じて広報を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>4.2.4 インターネットを利用して情報を提供する（総合企画部広報班）</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由
	<p>総合企画部広報・記録班は、京都市のホームページ（京都市情報館、京都市防災ポータルサイト）に加え、電気通信事業者、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て、インターネットを利用した多様な手段で、迅速に一般広報を実施する。</p> <p>4.2.5 広報印刷物による広報を行う（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、多くの市民に対して一般広報の必要があるときは、広報印刷物を作成し、広報を行う。 （略）</p> <p>4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部広報・記録班、国際班）</p> <p>総合企画部広報・記録班、国際班は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。 （略）</p> <p>4.3.2 広報印刷物を作成する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、各部等から提供された広報内容を基に、広報印刷物を作成する。</p> <p>4.3.3 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、必要に応じて視覚障害者向けの点字版・拡大版の広報印刷物を作成する。 （略）</p> <p>4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、作成した広報印刷物を、各部等へ送付する。</p> <p>4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、広報印刷物の広報内容について、必要に応じてソーシャルメディアを含むインターネット等を利用して情報提供する。また、必要に応じて外国人向けの情報提供を行う。</p>	<p>総合企画部広報班は、京都市のホームページ（京都市情報館、京都市防災ポータルサイト）に加え、電気通信事業者、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等の協力を得て、インターネットを利用した多様な手段で、迅速に一般広報を実施する。</p> <p>4.2.5 広報印刷物による広報を行う（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、多くの市民に対して一般広報の必要があるときは、広報印刷物を作成し、広報を行う。 （略）</p> <p>4.2.6 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部広報班、国際班）</p> <p>総合企画部広報班、国際班は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。 （略）</p> <p>4.3.2 広報印刷物を作成する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、各部等から提供された広報内容を基に、広報印刷物を作成する。</p> <p>4.3.3 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、必要に応じて視覚障害者向けの点字版・拡大版の広報印刷物を作成する。 （略）</p> <p>4.3.5 広報印刷物を各部等へ送付する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、作成した広報印刷物を、各部等へ送付する。</p> <p>4.3.6 広報内容についてインターネット等を利用して情報提供する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、広報印刷物の広報内容について、必要に応じてソーシャルメディアを含むインターネット等を利用して情報提供する。また、必要に応じて外国人向けの情報提供を行う。</p>	

頁	旧	新	修正理由
<p>旧 90 新 90</p>	<p>4.5.5 <u>コールセンター</u>において緊急問合せに対応する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、<u>コールセンター</u>を活用し、災害発生後に多発すると想定される市民からの緊急問合せに対応する。</p> <p>(略)</p> <p>4.5.7 問合せに対応する（文化市民部問合せ対応班、総合企画部広報・記録班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班は、統一的な回答文書を掲示又は班員へ配付して、その後の同様の問合せに対して対応の迅速化を図るとともに、総合企画部広報・記録班にも統一的な回答文書を配付する。</p> <p>総合企画部広報・記録班は、統一的な回答文書を<u>コールセンター</u>へ配付し、その後の同様の問合せに対して、<u>コールセンター</u>を活用し、対応の迅速化を図る。</p> <p>4.5.8 問合せ内容等を記録する（文化市民部問合せ対応班、総合企画部広報・記録班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班、<u>コールセンター</u>は、暦日単位で内容、件数を記録、集約する。</p> <p>4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する（文化市民部問合せ対応班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班は、同種多数の問合せ内容がある場合は、必要に応じて総合企画部広報・記録班に広報印刷物等への掲載を依頼する。</p> <p>4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する（文化市民部問合せ対応班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班、<u>コールセンター</u>は、広報印刷物等への掲載依頼を行った場合は、掲載内容に関する情報を総合企画部広報・記録班へ提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、京都市や他の防災関係機関が実施する相談窓口の総合的な情報を広報印刷物等によって広報する。</p>	<p>4.5.5 <u>京都いつでもコール</u>において緊急問合せに対応する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、<u>京都いつでもコール</u>を活用し、災害発生後に多発すると想定される市民からの緊急問合せに対応する。</p> <p>(略)</p> <p>4.5.7 問合せに対応する（文化市民部問合せ対応班、総合企画部広報班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班は、統一的な回答文書を掲示又は班員へ配付して、その後の同様の問合せに対して対応の迅速化を図るとともに、総合企画部広報班にも統一的な回答文書を配付する。</p> <p>総合企画部広報班は、統一的な回答文書を<u>京都いつでもコール</u>へ配付し、その後の同様の問合せに対して、<u>京都いつでもコール</u>を活用し、対応の迅速化を図る。</p> <p>4.5.8 問合せ内容等を記録する（文化市民部問合せ対応班、総合企画部広報班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班、<u>京都いつでもコール</u>は、暦日単位で内容、件数を記録、集約する。</p> <p>4.5.9 広報印刷物等への掲載を要請する（文化市民部問合せ対応班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班は、同種多数の問合せ内容がある場合は、必要に応じて総合企画部広報班に広報印刷物等への掲載を依頼する。</p> <p>4.5.10 掲載内容に関する情報を提供する（文化市民部問合せ対応班）</p> <p>文化市民部問合せ対応班、<u>京都いつでもコール</u>は、広報印刷物等への掲載依頼を行った場合は、掲載内容に関する情報を総合企画部広報班へ提供する。</p> <p>(略)</p> <p>4.8.3 相談窓口の総合的情報を広報印刷物等によって広報する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、京都市や他の防災関係機関が実施する相談窓口の総合的な情報を広報印刷物等によって広報する。</p>	<p>組織名称の変更に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由																																																
旧 116 新 116	7.5.11 ペットの受入ルール等を定め徹底を図る（運営協議会） ペットを受け入れる避難所において、運営協議会は、当該協議会で定めたペット受入に関するルール等を飼い主である避難者に周知したうえ、飼い主自らが責任を持ってペットを管理するよう徹底する。	7.5.11 ペットの受入ルール等を定め徹底を図る（運営協議会） ペットを受け入れる避難所において、運営協議会は、「 <u>ペットの同行避難ガイドライン</u> 」に基づき当該協議会で定めたペット受入に関するルール等を飼い主である避難者に周知したうえ、飼い主自らが責任を持ってペットを管理するよう徹底する。	関係計画の策定に伴う修正																																																
旧 132 新 132	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合企画部広報・記録班</td> <td>10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10.6緊急通行 車両の確 認を行う</td> <td>各部、区本部</td> <td> <u>10.6.1届出済証、緊急通行車両確認申請書を提出する</u> <u>10.6.2緊急通行車両確認申請書、必要書類を提出する</u> <u>10.6.3緊急通行車両確認証明書、確認標章の交付を受ける</u> <u>10.6.4調達車両の届出・確認を行う</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総合企画部広報・記録班	10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る	(略)	(略)	(略)	10.6緊急通行 車両の確 認を行う	各部、区本部	<u>10.6.1届出済証、緊急通行車両確認申請書を提出する</u> <u>10.6.2緊急通行車両確認申請書、必要書類を提出する</u> <u>10.6.3緊急通行車両確認証明書、確認標章の交付を受ける</u> <u>10.6.4調達車両の届出・確認を行う</u>	(略)	(略)	(略)	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合企画部広報班</td> <td>10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>10.6緊急通行 車両の確 認を行う</td> <td>各部、区本部</td> <td> <u>10.6 手続要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総合企画部広報班	10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る	(略)	(略)	(略)	10.6緊急通行 車両の確 認を行う	各部、区本部	<u>10.6 手続要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る</u>	(略)	(略)	(略)	<p>組織名称の変更に伴う修正</p> <p>関係法令の改正に伴う修正</p>
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う	(略)	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
	総合企画部広報・記録班	10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
10.6緊急通行 車両の確 認を行う	各部、区本部	<u>10.6.1届出済証、緊急通行車両確認申請書を提出する</u> <u>10.6.2緊急通行車両確認申請書、必要書類を提出する</u> <u>10.6.3緊急通行車両確認証明書、確認標章の交付を受ける</u> <u>10.6.4調達車両の届出・確認を行う</u>																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
10.2緊急交通 路指定時 の対応を 行う	(略)	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
	(略)	(略)																																																	
	総合企画部広報班	10.2.5緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
10.6緊急通行 車両の確 認を行う	各部、区本部	<u>10.6 手続要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る</u>																																																	
(略)	(略)	(略)																																																	
旧 134 新 134	10.2.5 緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る（総合企画部広報・記録班） 総合企画部広報・記録班は、本部事務局から緊急交通路指定の連絡があったときは、これを市民に広報し、周知を図る。	10.2.5 緊急交通路指定を市民に広報し、周知を図る（総合企画部広報班） 総合企画部広報班は、本部事務局から緊急交通路指定の連絡があったときは、これを市民に広報し、周知を図る。	組織名称の変更に伴う修正																																																
旧 135 新 135	(通行規制標識等の表示) ア道路の通行止めに当たっては道路標識により表示する。 イ通行注意に当たっては標識により標示する。 ウ通行規制の対象区間、期間、理由を明示する。	(通行規制標識等の表示) ア道路の通行止めに当たっては道路標識により表示する。 イ通行注意に当たっては看板等により表示する。 ウ通行規制の対象区間、期間、理由を明示する。	字句修正																																																

頁	旧	新	修正理由
<p>旧 136 新 136</p>	<p>10.6 緊急通行車両の確認を行う</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に基づき、<u>緊急輸送を行う車両以外の車両の通行の禁止又は制限が行われた場合には</u>、京都市所有の車両については所管する各部等の長が、京都市所有以外の車両等については調達した部等の長が、それぞれ<u>次の</u>要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る。</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長、警察署長（<u>以下この節において「交通規制課長等」という。</u>）<u>において行う。</u></p> <p><u>10.6.1 届出済証、緊急通行車両確認申請書を提出する（各部、区本部）</u></p> <p><u>緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認が行われるため、確認申請においては、届出済証を提出するとともに、緊急通行車両確認申請書に必要事項を記載する。</u></p> <p><u>10.6.2 緊急通行車両確認申請書、必要書類を提出する（各部、区本部）</u></p> <p><u>災害発生後に届出を行う車両については、緊急通行車両確認申請書、輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、本部等の上申書等）を、交通規制課長等に提出する。</u></p>	<p>10.6 緊急通行車両の確認を行う</p> <p>災害対策基本法第76条第1項に基づき、<u>災害発生前</u>に、京都市所有の車両については所管する各部等の長が、京都市所有以外の車両等については調達した部等の長が、それぞれ<u>手続</u>要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る。</p> <p><u>なお、災害発生前における緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長において行う。また、一度に多数の車両の申出を行う場合は、申出先と事前調整を行った上で、緊急通行車両の確認申出を行う。</u></p> <p><u>災害発生後、緊急輸送を行う車両以外の車両の通行の禁止又は制限が行われ、追加で緊急通行車両の確認を受ける必要が生じた車両がある場合、京都市所有の車両については所管する各部等の長が、京都市所有以外の車両等については調達した部等の長が、それぞれ手続要領により必要な手続を行い、緊急通行車両の通行の確保を図る。</u></p> <p><u>災害発生後における緊急通行車両の確認は、京都府警察本部交通規制課長、高速道路交通警察隊長、警察署長において行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>関係法令の改正に伴う修正</p>

頁	旧	新	修正理由
<p>旧 137 新 137</p>	<p><u>10.6.3 緊急通行車両確認証明書、確認標章の交付を受ける（各部、区本部）</u></p> <p><u>緊急通行車両であると確認された車両については、緊急通行車両確認証明書、確認標章が交付される。</u></p> <p><u>10.6.4 調達車両の届出・確認を行う（各部、区本部）</u></p> <p><u>車両を調達する各部等の長は、他都市、民間企業等から調達する車両の緊急通行車両としての届出、確認手続を調達先において行うよう要請する。</u></p> <p>※ <u>様式3-10-7 緊急通行車両確認申請書</u></p> <p>※ <u>様式3-10-8 緊急通行車両確認証明書</u></p> <p>※ <u>様式3-10-9 緊急通行車両確認標章</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(手続要領)</u></p> <p><u>ア 緊急通行車両確認申請書、必要書類を提出する（各部、区本部）</u> <u>災害発生前・災害発生後ともに申出を行う車両については、緊急通行車両確認申出書、輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を証明する書類（輸送協定書等がない場合は、本部等の上申書等）を、前記の交通規制課長等に提出する。</u></p> <p><u>イ 緊急通行車両確認証明書、確認標章の交付を受ける（各部、区本部）</u> <u>緊急通行車両であると確認された車両については、緊急通行車両確認証明書、確認標章が交付される。</u></p> <p><u>ウ 調達車両の緊急通行車両としての申出を要請する（各部、区本部）</u> <u>車両を調達する各部等の長は、他都市、民間企業等から調達する車両の緊急通行車両としての申出手続を調達先において、災害発生前に行うよう要請する。</u></p> <p>※<u>様式3-10-7 緊急通行車両確認申出書</u> ※<u>様式3-10-8 緊急通行車両確認証明書</u> ※<u>様式3-10-9 緊急通行車両確認標章</u></p>	<p>関係法令の改正に伴う修正</p>

頁	旧			新			修正理由
旧 138 新 139	<p>応急対策項目 (略)</p> <p>11.4交通情報を提供する</p>	<p>担 当 (略)</p> <p>京都府警察</p>	<p>分 担 内 容 (略)</p> <p>11.4.1 (略) 11.4.2 (略) 11.4.3 (略) 11.4.4交通情報板、<u>広報車</u>等により交通情報を広報する 11.4.5 (略) 11.4.6 (略)</p>	<p>応急対策項目 (略)</p> <p>11.4交通情報を提供する</p>	<p>担 当 (略)</p> <p>京都府警察</p>	<p>分 担 内 容 (略)</p> <p>11.4.1 (略) 11.4.2 (略) 11.4.3 (略) 11.4.4交通情報板、<u>パトカー</u>等により交通情報を広報する 11.4.5 (略) 11.4.6 (略)</p>	<p>現状に即した修正</p>
旧 140 新 141	<p>11.2.4 う回路の設定・誘導をする 警察は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険個所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。</p> <p>(略)</p> <p>11.3.4 関係警察機関、道路管理者、報道関係機関等と情報交換する 近畿管区警察局交通担当課（吹田高速道路管理室を含む。）、隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）、一般国道・府道・京都市道の道路管理者、日本道路交通情報センター、各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の<u>交換</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p>11.4.4 交通情報板、<u>広報車</u>等により交通情報を広報する 交通情報板、<u>広報車</u>、パトカー等により交通情報を広報する。</p> <p>11.4.5 住民からの交通情報の照会に回答する 住民からの交通情報の照会に対しては、<u>直接又は電話応答装置などにより</u>適切に回答する。</p> <p>11.4.6 沿道住民、通行車両等に対し、交通情報や交通規制の周知徹底を図る 沿道住民、通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置、<u>交通規制図の配布</u>等により、交通情報や交通規制の周知徹底を図る。</p>	<p>11.2.4 う回路の設定・誘導をする 警察は、一般車両の円滑な通行を確保するために必要があると認めるときは、道路管理者と<u>連携して</u>共同点検を実施するなどして、危険個所がないことを確認した上で、う回路の設定・誘導をする。</p> <p>(略)</p> <p>11.3.4 関係警察機関、道路管理者、報道関係機関等と情報交換する 近畿管区警察局交通担当課（吹田高速道路管理室を含む。）、隣接府県警察本部交通規制担当課（交通管制担当課を含む。）、一般国道・府道・京都市道の道路管理者、日本道路交通情報センター、各新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関と相互連絡を密にして情報の<u>共有</u>に努める。</p> <p>(略)</p> <p>11.4.4 交通情報板、<u>パトカー</u>等により交通情報を広報する 交通情報板、パトカー等により交通情報を広報する。</p> <p>11.4.5 住民からの交通情報の照会に回答する 住民からの交通情報の照会に対して適切に回答する。</p> <p>11.4.6 沿道住民、通行車両等に対し、交通情報や交通規制の周知徹底を図る 沿道住民、通行車両等に対しては、交通情報提供装置、立看板の設置、<u>ホームページへの掲載、SNS投稿</u>等により、交通情報や交通規制の周知徹底を図る。</p>	<p>現状に即した修正</p>				

頁	旧			新			修正理由																																																																						
旧 141 新 142	<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">12.2 食料調達・配分の方法を決める</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化市民部救援物資班</td> <td>(4) 物資集積・搬送拠点の開設 12.2.11 物資集積・搬送拠点を開設する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">12.4食料を受け入れ、配分する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化市民部救援物資班</td> <td>12.4.2 物資集積・搬送拠点で食料を受け入れ、管理する 12.4.3 物資集積・搬送拠点から食料を配送する 12.4.4 備蓄食料を配送する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	12.2 食料調達・配分の方法を決める	(略)	文化市民部救援物資班	(4) 物資集積・搬送 拠点の開設 12.2.11 物資集積・搬送 拠点を開設する	(略)	(略)	(略)	12.4食料を受け入れ、配分する	(略)	(略)	文化市民部救援物資班	12.4.2 物資集積・搬送 拠点で食料を受け入れ、管理する 12.4.3 物資集積・搬送 拠点から食料を配送する 12.4.4 備蓄食料を配送する	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">12.2 食料調達・配分の方法を決める</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化市民部救援物資班</td> <td>(4) 地域内輸送拠点の開設 12.2.11 地域内輸送拠点を開設する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">12.4食料を受け入れ、配分する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化市民部救援物資班</td> <td>12.4.2 地域内輸送拠点で食料を受け入れ、管理する 12.4.3 地域内輸送拠点から食料を配送する 12.4.4 備蓄食料を配送する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	12.2 食料調達・配分の方法を決める	(略)	文化市民部救援物資班	(4) 地域内輸送 拠点の開設 12.2.11 地域内輸送 拠点を開設する	(略)	(略)	(略)	12.4食料を受け入れ、配分する	(略)	(略)	文化市民部救援物資班	12.4.2 地域内輸送 拠点で食料を受け入れ、管理する 12.4.3 地域内輸送 拠点から食料を配送する 12.4.4 備蓄食料を配送する	(略)	(略)	(略)	(略)	関係計画の改定に伴う修正																														
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																																											
(略)	(略)	(略)																																																																											
12.2 食料調達・配分の方法を決める	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	文化市民部救援物資班	(4) 物資集積・搬送 拠点の開設 12.2.11 物資集積・搬送 拠点を開設する																																																																											
(略)	(略)	(略)																																																																											
12.4食料を受け入れ、配分する	(略)	(略)																																																																											
	文化市民部救援物資班	12.4.2 物資集積・搬送 拠点で食料を受け入れ、管理する 12.4.3 物資集積・搬送 拠点から食料を配送する 12.4.4 備蓄食料を配送する																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																																											
(略)	(略)	(略)																																																																											
12.2 食料調達・配分の方法を決める	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	文化市民部救援物資班	(4) 地域内輸送 拠点の開設 12.2.11 地域内輸送 拠点を開設する																																																																											
(略)	(略)	(略)																																																																											
12.4食料を受け入れ、配分する	(略)	(略)																																																																											
	文化市民部救援物資班	12.4.2 地域内輸送 拠点で食料を受け入れ、管理する 12.4.3 地域内輸送 拠点から食料を配送する 12.4.4 備蓄食料を配送する																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
	(略)	(略)																																																																											
旧 143 新 144	<p>(4) 物資集積・搬送拠点の開設 12.2.11 物資集積・搬送拠点を開設する（文化市民部救援物資班）</p> <p>文化市民部救援物資班は、産業観光部と協議し、物資集積・搬送拠点を開設する可能性があるとは判断した場合は、以下の手順で物資集積・搬送拠点を開設する。</p>	<p>(4) 地域内輸送拠点の開設 12.2.11 地域内輸送拠点を開設する（文化市民部救援物資班）</p> <p>文化市民部救援物資班は、産業観光部と協議し、地域内輸送拠点を開設する可能性があるとは判断した場合は、以下の手順で地域内輸送拠点を開設する。</p>	関係計画の改定に伴う修正																																																																										

頁	旧	新	修正理由
	<p style="text-align: center;">(物資集積・搬送拠点の開設手順)</p> <p>(略) イ産業観光部長から、<u>物資集積・搬送</u>拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(地域内輸送拠点の開設手順)</p> <p>(略) イ産業観光部長から、<u>地域内輸送</u>拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。 (略)</p>	
<p>旧 144 新 145</p>	<p>12.4.2 <u>物資集積・搬送</u>拠点で食料を受け入れ、管理する（文化市民部救 援物資班） (略) 12.4.3 <u>物資集積・搬送</u>拠点から食料を配送する（文化市民部救援物資班）</p>	<p>12.4.2 <u>地域内輸送</u>拠点で食料を受け入れ、管理する（文化市民部救 援物資班） (略) 12.4.3 <u>地域内輸送</u>拠点から食料を配送する（文化市民部救援物資班）</p>	<p>関係計画 の改定に 伴う修正</p>

頁	旧			新			修正理由																																																																																
旧 146 新 147	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">13.2生活必需品供給の方針を立てる</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化市民部 救援物資班</td> <td>(4) 物資集積・搬送拠点の開設 13.2.9 物資集積・搬送拠点を開設する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">13.4生活必需品を受け入れ、配分する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文化市民部 救援物資班</td> <td>13.4.2 物資集積・搬送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する</td> </tr> <tr> <td>13.4.3 物資集積・搬送拠点から生活必需品を配送する</td> </tr> <tr> <td>13.4.4 備蓄生活必需品を配送する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	13.2生活必需品供給の方針を立てる	(略)	文化市民部 救援物資班	(4) 物資集積・搬送拠点 の開設 13.2.9 物資集積・搬送拠点 を開設する	(略)	(略)	(略)	13.4生活必需品を受け入れ、配分する	(略)	(略)	文化市民部 救援物資班	13.4.2 物資集積・搬送拠点 で生活必需品を受け入れ、管理する	13.4.3 物資集積・搬送拠点 から生活必需品を配送する	13.4.4 備蓄生活必需品を配送する	(略)	■ 役割分担 <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">13.2生活必需品供給の方針を立てる</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>文化市民部 救援物資班</td> <td>(4) 地域内輸送拠点の開設 13.2.9 地域内輸送拠点を開設する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">13.4生活必需品を受け入れ、配分する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文化市民部 救援物資班</td> <td>13.4.2 地域内輸送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する</td> </tr> <tr> <td>13.4.3 地域内輸送拠点から生活必需品を配送する</td> </tr> <tr> <td>13.4.4 備蓄生活必需品を配送する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>			応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	13.2生活必需品供給の方針を立てる	(略)	文化市民部 救援物資班	(4) 地域内輸送拠点 の開設 13.2.9 地域内輸送拠点 を開設する	(略)	(略)	(略)	13.4生活必需品を受け入れ、配分する	(略)	(略)	文化市民部 救援物資班	13.4.2 地域内輸送拠点 で生活必需品を受け入れ、管理する	13.4.3 地域内輸送拠点 から生活必需品を配送する	13.4.4 備蓄生活必需品を配送する	(略)	関係計画の改定に伴う修正																																						
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																					
13.2生活必需品供給の方針を立てる	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	文化市民部 救援物資班	(4) 物資集積・搬送拠点 の開設 13.2.9 物資集積・搬送拠点 を開設する																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																					
13.4生活必需品を受け入れ、配分する	(略)	(略)																																																																																					
	文化市民部 救援物資班	13.4.2 物資集積・搬送拠点 で生活必需品を受け入れ、管理する																																																																																					
		13.4.3 物資集積・搬送拠点 から生活必需品を配送する																																																																																					
		13.4.4 備蓄生活必需品を配送する																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																				
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																					
13.2生活必需品供給の方針を立てる	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	(略)	(略)																																																																																					
	文化市民部 救援物資班	(4) 地域内輸送拠点 の開設 13.2.9 地域内輸送拠点 を開設する																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																					
13.4生活必需品を受け入れ、配分する	(略)	(略)																																																																																					
	文化市民部 救援物資班	13.4.2 地域内輸送拠点 で生活必需品を受け入れ、管理する																																																																																					
		13.4.3 地域内輸送拠点 から生活必需品を配送する																																																																																					
		13.4.4 備蓄生活必需品を配送する																																																																																					
(略)	(略)	(略)																																																																																					
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																				
旧 148 新 149	(4) 物資集積・搬送拠点 の開設 13.2.9 物資集積・搬送拠点 を開設する（文化市民部救援物資班） 文化市民部救援物資班は、産業観光部と協議し、 物資集積・搬送拠点 を開設する可能性があるとは判断した場合は、以下の手順で 物資集積・搬送拠点 を開設する。			(4) 地域内輸送拠点 の開設 13.2.9 地域内輸送拠点 を開設する（文化市民部救援物資班） 文化市民部救援物資班は、産業観光部と協議し、 地域内輸送拠点 を開設する可能性があるとは判断した場合は、以下の手順で 地域内輸送拠点 を開設する。			関係計画の改定に伴う修正																																																																																

頁	旧	新	修正理由																																																		
	<p align="center">(物資集積・搬送拠点の開設手順)</p> <p>(略) イ産業観光部長から、物資集積・搬送拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。 (略)</p>	<p align="center">(地域内輸送拠点の開設手順)</p> <p>(略) イ産業観光部長から、地域内輸送拠点の開設の指示があった場合は、速やかに開設する。 (略)</p>																																																			
旧 149 新 150	<p>13.4.2 物資集積・搬送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する（文化市民部救援物資班） (略)</p> <p>13.4.3 物資集積・搬送拠点から生活必需品を配送する（文化市民部救援物資班）</p>	<p>13.4.2 地域内輸送拠点で生活必需品を受け入れ、管理する（文化市民部救援物資班） (略)</p> <p>13.4.3 地域内輸送拠点から生活必需品を配送する（文化市民部救援物資班）</p>	関係計画の改定に伴う修正																																																		
旧 192 新 193	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">22.3 要配慮者に防災情報等を提供する</td> <td rowspan="2">総合企画部 広報・記録班</td> <td>22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる</td> </tr> <tr> <td>22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合企画部 (広報・記録班、国際班)</td> <td>22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する</td> </tr> <tr> <td>22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する</td> </tr> <tr> <td>22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">22.4 要配慮者向け相談窓</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	22.3 要配慮者に防災情報等を提供する	総合企画部 広報・記録班	22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる	22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する	総合企画部 (広報・記録班、国際班)	22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する	22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する	22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	22.4 要配慮者向け相談窓	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">22.3 要配慮者に防災情報等を提供する</td> <td rowspan="2">総合企画部 広報班</td> <td>22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる</td> </tr> <tr> <td>22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合企画部 (広報班、国際班)</td> <td>22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する</td> </tr> <tr> <td>22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する</td> </tr> <tr> <td>22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">22.4 要配慮者向け相談窓</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	22.3 要配慮者に防災情報等を提供する	総合企画部 広報班	22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる	22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する	総合企画部 (広報班、国際班)	22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する	22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する	22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	22.4 要配慮者向け相談窓	(略)	(略)	(略)	(略)	関係計画の改定に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
22.3 要配慮者に防災情報等を提供する	総合企画部 広報・記録班	22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる																																																			
		22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する																																																			
	総合企画部 (広報・記録班、国際班)	22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する																																																			
		22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する																																																			
		22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
22.4 要配慮者向け相談窓	(略)	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
22.3 要配慮者に防災情報等を提供する	総合企画部 広報班	22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを入れる																																																			
		22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する																																																			
	総合企画部 (広報班、国際班)	22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する																																																			
		22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する																																																			
		22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
(略)	(略)	(略)																																																			
22.4 要配慮者向け相談窓	(略)	(略)																																																			
	(略)	(略)																																																			

頁	旧			新			修正理由
	<p>口を開設する</p>	<p>保健福祉部 要配慮者支援班、子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班、総合企画部広報・記録班</p>	<p>(2)臨時相談業務の援助 22.4.3 臨時相談所情報を収集する</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>口を開設する</p>	<p>保健福祉部 要配慮者支援班、子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班、総合企画部広報班</p>	<p>(2)臨時相談業務の援助 22.4.3 臨時相談所情報を収集する</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	
<p>旧 196 新 197</p>	<p>22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを れる（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、テレビによる広報を実施する場合は、 手話通訳、字幕スーパーによる放送を実施する。 (略)</p> <p>22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する（総合企画部広報・記録 班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、必要に応じて視覚障害者向けの点字 版・拡大版の広報印刷物を作成する。 (略)</p> <p>22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する（総合企画 部（広報・記録班、国際班））</p> <p>総合企画部（広報・記録班、国際班）は、必要に応じてインター ネット等を利用して、障害者や外国人等が利用しやすい災害情報等 を提供する。 (略)</p> <p>22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する（総合企画部（広報・記録班、 国際班））</p> <p>総合企画部（広報・記録班、国際班）は、必要に応じて外国語に よる広報印刷物を作成する。</p>	<p>22.3.1 テレビによる広報を実施する場合は、手話通訳又は字幕スーパーを れる（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、テレビによる広報を実施する場合は、手話 通訳、字幕スーパーによる放送を実施する。 (略)</p> <p>22.3.2 点字版・拡大版の広報印刷物を作成する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、必要に応じて視覚障害者向けの点字版・拡 大版の広報印刷物を作成する。 (略)</p> <p>22.3.3 障害者や外国人等が利用しやすい災害情報を提供する（総合企画 部（広報班、国際班））</p> <p>総合企画部（広報班、国際班）は、必要に応じてインターネット 等を利用して、障害者や外国人等が利用しやすい災害情報等を提供 する。 (略)</p> <p>22.3.4 外国語による広報印刷物を作成する（総合企画部（広報録班、国際 班））</p> <p>総合企画部（広報班、国際班）は、必要に応じて外国語による広 報印刷物を作成する。</p>	<p>組織名称 の変更に 伴う修正</p>				

頁	旧	新	修正理由																																				
	<p>(略)</p> <p>22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部（広報・記録班、国際班））</p> <p>総合企画部（広報・記録班、国際班）は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。</p>	<p>(略)</p> <p>22.3.5 報道機関に対し外国語の広報文を提供し、広報を依頼する（総合企画部（広報班、国際班））</p> <p>総合企画部（広報班、国際班）は、必要に応じて、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する。</p>																																					
旧 197 新 198	<p>22.4.3 臨時相談所情報を収集する（保健福祉部要配慮者支援班、子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班、総合企画部広報・記録班）</p> <p>保健福祉部要配慮者支援班、子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班、総合企画部広報・記録班は、本部から被災地域内の公共施設や避難所に設置される臨時相談所の情報を収集する。</p>	<p>22.4.3 臨時相談所情報を収集する（保健福祉部要配慮者支援班、子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班、総合企画部広報班）</p> <p>保健福祉部要配慮者支援班、子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班、総合企画部広報班は、本部から被災地域内の公共施設や避難所に設置される臨時相談所の情報を収集する。</p>	組織名称の変更に伴う修正																																				
旧 201 新 202	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">23.3 災害救助を実施する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各部、区本部</td> <td>23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、<u>保健福祉部長</u>に報告する</td> </tr> <tr> <td><u>保健福祉部長</u>（保健福祉部庶務班）</td> <td>23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する</td> </tr> <tr> <td>23.4 国庫負担金の交付を申請する</td> <td><u>保健福祉部長</u>（保健福祉部庶務班）</td> <td>23.4.1 国庫負担金の交付を申請する</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	23.3 災害救助を実施する	(略)	(略)	(略)	(略)	各部、区本部	23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、 <u>保健福祉部長</u> に報告する	<u>保健福祉部長</u> （保健福祉部庶務班）	23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する	23.4 国庫負担金の交付を申請する	<u>保健福祉部長</u> （保健福祉部庶務班）	23.4.1 国庫負担金の交付を申請する	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">23.3 災害救助を実施する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>各部、区本部</td> <td>23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、<u>本部事務局</u>に報告する</td> </tr> <tr> <td><u>本部事務局</u></td> <td>23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する</td> </tr> <tr> <td>23.4 国庫負担金の交付を申請する</td> <td><u>本部事務局</u></td> <td>23.4.1 国庫負担金の交付を申請する</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	23.3 災害救助を実施する	(略)	(略)	(略)	(略)	各部、区本部	23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、 <u>本部事務局</u> に報告する	<u>本部事務局</u>	23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する	23.4 国庫負担金の交付を申請する	<u>本部事務局</u>	23.4.1 国庫負担金の交付を申請する	担当変更に伴う修正
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																					
(略)	(略)	(略)																																					
23.3 災害救助を実施する	(略)	(略)																																					
	(略)	(略)																																					
	各部、区本部	23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、 <u>保健福祉部長</u> に報告する																																					
	<u>保健福祉部長</u> （保健福祉部庶務班）	23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する																																					
23.4 国庫負担金の交付を申請する	<u>保健福祉部長</u> （保健福祉部庶務班）	23.4.1 国庫負担金の交付を申請する																																					
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																					
(略)	(略)	(略)																																					
23.3 災害救助を実施する	(略)	(略)																																					
	(略)	(略)																																					
	各部、区本部	23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、 <u>本部事務局</u> に報告する																																					
	<u>本部事務局</u>	23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23.3.5 実施状況を内閣府に報告する																																					
23.4 国庫負担金の交付を申請する	<u>本部事務局</u>	23.4.1 国庫負担金の交付を申請する																																					
旧 202 新 203	<p>(災害救助法の適用)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">災害救助法の適用基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">人 口 (H27 国勢調査)</th> <th colspan="2">滅失世帯数</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市</td> <td>1,475,183</td> <td>150</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>北 区</td> <td>119,474</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	災害救助法の適用基準				区 分	人 口 (H27 国勢調査)	滅失世帯数		A	B	京都市	1,475,183	150	75	北 区	119,474	100	50	<p>(災害救助法の適用)</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">災害救助法の適用基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">人 口 (R2 国勢調査)</th> <th colspan="2">滅失世帯数</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都市</td> <td>1,463,723</td> <td>150</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>北 区</td> <td>117,165</td> <td>100</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table>	災害救助法の適用基準				区 分	人 口 (R2 国勢調査)	滅失世帯数		A	B	京都市	1,463,723	150	75	北 区	117,165	100	50	時点修正
災害救助法の適用基準																																							
区 分	人 口 (H27 国勢調査)	滅失世帯数																																					
		A	B																																				
京都市	1,475,183	150	75																																				
北 区	119,474	100	50																																				
災害救助法の適用基準																																							
区 分	人 口 (R2 国勢調査)	滅失世帯数																																					
		A	B																																				
京都市	1,463,723	150	75																																				
北 区	117,165	100	50																																				

頁	旧	新	修正理由																																																																																
	<table border="1"> <tr><td>上京区</td><td>85,113</td><td>80</td><td>40</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>168,266</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>中京区</td><td>109,341</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>39,044</td><td>60</td><td>30</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>135,471</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>下京区</td><td>82,668</td><td>80</td><td>40</td></tr> <tr><td>南区</td><td>99,927</td><td>80</td><td>40</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>204,262</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>150,962</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>280,655</td><td>100</td><td>50</td></tr> </table> <p>(略)</p>	上京区	85,113	80	40	左京区	168,266	100	50	中京区	109,341	100	50	東山区	39,044	60	30	山科区	135,471	100	50	下京区	82,668	80	40	南区	99,927	80	40	右京区	204,262	100	50	西京区	150,962	100	50	伏見区	280,655	100	50	<table border="1"> <tr><td>上京区</td><td>83,832</td><td>80</td><td>40</td></tr> <tr><td>左京区</td><td>166,039</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>中京区</td><td>110,488</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>東山区</td><td>36,602</td><td>60</td><td>30</td></tr> <tr><td>山科区</td><td>135,101</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>下京区</td><td>82,784</td><td>80</td><td>40</td></tr> <tr><td>南区</td><td>101,970</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>右京区</td><td>202,047</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>西京区</td><td>149,837</td><td>100</td><td>50</td></tr> <tr><td>伏見区</td><td>277,858</td><td>100</td><td>50</td></tr> </table> <p>(略)</p>	上京区	83,832	80	40	左京区	166,039	100	50	中京区	110,488	100	50	東山区	36,602	60	30	山科区	135,101	100	50	下京区	82,784	80	40	南区	101,970	100	50	右京区	202,047	100	50	西京区	149,837	100	50	伏見区	277,858	100	50	
上京区	85,113	80	40																																																																																
左京区	168,266	100	50																																																																																
中京区	109,341	100	50																																																																																
東山区	39,044	60	30																																																																																
山科区	135,471	100	50																																																																																
下京区	82,668	80	40																																																																																
南区	99,927	80	40																																																																																
右京区	204,262	100	50																																																																																
西京区	150,962	100	50																																																																																
伏見区	280,655	100	50																																																																																
上京区	83,832	80	40																																																																																
左京区	166,039	100	50																																																																																
中京区	110,488	100	50																																																																																
東山区	36,602	60	30																																																																																
山科区	135,101	100	50																																																																																
下京区	82,784	80	40																																																																																
南区	101,970	100	50																																																																																
右京区	202,047	100	50																																																																																
西京区	149,837	100	50																																																																																
伏見区	277,858	100	50																																																																																
<p>旧 204 新 205</p>	<p>23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、<u>保健福祉部長</u>に報告する（各部、区本部）</p> <p>各部、区本部は、所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、<u>保健福祉部長</u>に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>）</p> <p><u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、京都市の救助の実施状況を取りまとめる。</p> <p>23.3.5 実施状況を内閣府に報告する（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>）</p> <p><u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、京都市の救助の実施状況を取りまとめ、定期的に内閣府へ報告する。</p> <p>23.4 国庫負担金の交付を申請する</p> <p>23.4.1 国庫負担金の交付を申請する（<u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>）</p> <p><u>保健福祉部長（保健福祉部庶務班）</u>は、災害救助法による救助の完了後、救助の種類ごとに、実施状況及び救助に掛かった費用を取りまとめ、内閣総理大臣に国庫負担金の交付を申請する。</p>	<p>23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、<u>本部事務局</u>に報告する（各部、区本部）</p> <p>各部、区本部は、所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、<u>本部事務局</u>に報告する。</p> <p>(略)</p> <p>23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる（<u>本部事務局</u>）</p> <p><u>本部事務局</u>は、京都市の救助の実施状況を取りまとめる。</p> <p>23.3.5 実施状況を内閣府に報告する（<u>本部事務局</u>）</p> <p><u>本部事務局</u>は、京都市の救助の実施状況を取りまとめ、定期的に内閣府へ報告する。</p> <p>23.4 国庫負担金の交付を申請する</p> <p>23.4.1 国庫負担金の交付を申請する（<u>本部事務局</u>）</p> <p><u>本部事務局</u>は、災害救助法による救助の完了後、救助の種類ごとに、実施状況及び救助に掛かった費用を取りまとめ、内閣総理大臣に国庫負担金の交付を申請する。</p>	<p>担当変更に伴う修正</p>																																																																																

頁	旧	新	修正理由																								
旧 206 新 207	24.1.4 専門職ボランティアの募集情報を発信する（本部長） 本部長は、各部等からの要請等により専門職ボランティアが京都府や日本赤十字社に要請しても、なお不足する場合は、総合企画部広報・記録班に専門職ボランティアの募集情報の発信を依頼する。	24.1.4 専門職ボランティアの募集情報を発信する（本部長） 本部長は、各部等からの要請等により専門職ボランティアが京都府や日本赤十字社に要請しても、なお不足する場合は、総合企画部広報班に専門職ボランティアの募集情報の発信を依頼する。	組織名称の変更に伴う修正																								
旧 212 新 213	<p style="text-align: center;">（京都市域の緊急事故通報受付電話）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">緊急事故通報受付電話</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><昼間 ></td> <td>9:00 ~ 1 7:30</td> <td>075-842- 9463</td> <td>N T T 西日本 設備部災害対策担当</td> </tr> <tr> <td><夜間 ></td> <td>17:30 ~ 9:00</td> <td>0120-444-1 13</td> <td>N T T 西日本 113センター</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事故通報受付電話			担 当	<昼間 >	9:00 ~ 1 7:30	075-842- 9463	N T T 西日本 設備部災害対策担当	<夜間 >	17:30 ~ 9:00	0120-444-1 13	N T T 西日本 113センター	<p style="text-align: center;">（京都市域の緊急事故通報受付電話）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">緊急事故通報受付電話</th> <th>担 当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><昼間 ></td> <td>9:00 ~ 1 7:30</td> <td>075-812- 9836</td> <td>N T T 西日本 京都支店 設備部 災害対策室</td> </tr> <tr> <td><夜間 ></td> <td>17:30 ~ 9:00</td> <td>0120-444-1 13</td> <td>N T T 西日本 113センター</td> </tr> </tbody> </table>	緊急事故通報受付電話			担 当	<昼間 >	9:00 ~ 1 7:30	075-812- 9836	N T T 西日本 京都支店 設備部 災害対策室	<夜間 >	17:30 ~ 9:00	0120-444-1 13	N T T 西日本 113センター	組織名称の変更に伴う修正
緊急事故通報受付電話			担 当																								
<昼間 >	9:00 ~ 1 7:30	075-842- 9463	N T T 西日本 設備部災害対策担当																								
<夜間 >	17:30 ~ 9:00	0120-444-1 13	N T T 西日本 113センター																								
緊急事故通報受付電話			担 当																								
<昼間 >	9:00 ~ 1 7:30	075-812- 9836	N T T 西日本 京都支店 設備部 災害対策室																								
<夜間 >	17:30 ~ 9:00	0120-444-1 13	N T T 西日本 113センター																								
旧 227 新 228	<p style="text-align: center;">（事故対策本部等の構成）</p>	<p style="text-align: center;">（事故対策本部等の構成）</p>	組織名称の変更に伴う修正																								
旧 240 新 241	<p style="text-align: center;">（オープンスペース利用計画の内容）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「応急・復旧対策用」オープンスペース</td> <td>ア物資集積・搬送拠点 イライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア物資集積・搬送拠点 イライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等）	(略)	(略)	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">（オープンスペース利用計画の内容）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>「応急・復旧対策用」オープンスペース</td> <td>ア地域内輸送拠点 イライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア地域内輸送拠点 イライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等）	(略)	(略)	(略)	(略)	関係計画の改定に伴う修正				
(略)	(略)																										
(略)	(略)																										
「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア物資集積・搬送拠点 イライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等）																										
(略)	(略)																										
(略)	(略)																										
(略)	(略)																										
(略)	(略)																										
「応急・復旧対策用」オープンスペース	ア地域内輸送拠点 イライフライン等の復旧に伴う資材、車両等の復旧拠点（電気、ガス、電信電話、上水道、下水道、鉄道、道路等）																										
(略)	(略)																										
(略)	(略)																										

頁	旧	新	修正理由																																												
旧 245 新 246	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">29.5 帰宅支援活動を実施する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合企画部広報・記録班</td> <td>29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	29.5 帰宅支援活動を実施する	(略)	(略)	(略)	(略)	総合企画部広報・記録班	29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する	(略)	<p>■ 役割分担</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>応急対策項目</th> <th>担 当</th> <th>分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">29.5 帰宅支援活動を実施する</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合企画部広報班</td> <td>29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	応急対策項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	29.5 帰宅支援活動を実施する	(略)	(略)	(略)	(略)	総合企画部広報班	29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する	(略)	組織名称の変更に伴う修正																
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																													
(略)	(略)	(略)																																													
29.5 帰宅支援活動を実施する	(略)	(略)																																													
	(略)	(略)																																													
	総合企画部広報・記録班	29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する																																													
	(略)	(略)																																													
	(略)	(略)																																													
	(略)	(略)																																													
(略)	(略)	(略)																																													
応急対策項目	担 当	分 担 内 容																																													
(略)	(略)	(略)																																													
29.5 帰宅支援活動を実施する	(略)	(略)																																													
	(略)	(略)																																													
	総合企画部広報班	29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する																																													
	(略)	(略)																																													
	(略)	(略)																																													
	(略)	(略)																																													
(略)	(略)	(略)																																													
旧 246 新 247	<p>29.2 帰宅困難者の支援体制を整備する</p> <p>市本部、区本部、防災関係機関や帰宅困難者の帰宅経路沿線にある帰宅困難者を支援する事業所（以下「自治体等」という。）は、帰宅困難者の支援に必要な体制を整備する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>29.2 帰宅困難者の支援体制を整備する</p> <p>市本部、区本部、防災関係機関や帰宅困難者の帰宅経路沿線にある帰宅困難者を支援する事業所（以下「自治体等」という。）は、帰宅困難者の支援に必要な体制を整備する。</p> <p><u>なお、大雪による鉄道輸送障害により、帰宅困難者が発生した場合には、「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき、市、府、鉄道事業者等が連携して帰宅困難者の安全確保に努める。</u></p>	関係計画の策定に伴う修正																																												
旧 247 新 248	<p>29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する（総合企画部広報・記録班）</p> <p>総合企画部広報・記録班は、本部事務局から収集した道路、交通機関情報や帰宅支援情報をマスコミ、インターネット等を活用して広報する。</p>	<p>29.5.4 マスコミ、インターネット等を活用した道路、交通機関情報や帰宅支援情報を広報する（総合企画部広報班）</p> <p>総合企画部広報班は、本部事務局から収集した道路、交通機関情報や帰宅支援情報をマスコミ、インターネット等を活用して広報する。</p>	組織名称の変更に伴う修正																																												

頁	旧			新			修正理由																																						
旧 269 新 269	■ 役割分担 <table border="1" data-bbox="190 236 1090 681"> <thead> <tr> <th data-bbox="190 236 376 277">復旧計画項目</th> <th data-bbox="376 236 555 277">担 当</th> <th data-bbox="555 236 1090 277">分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="190 277 376 319">(略)</td> <td data-bbox="376 277 555 319">(略)</td> <td data-bbox="555 277 1090 319">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="190 319 376 681" rowspan="6">2.6 義援物資を募集・配分する</td> <td data-bbox="376 319 555 360">(略)</td> <td data-bbox="555 319 1090 360">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 360 555 402">(略)</td> <td data-bbox="555 360 1090 402">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 402 555 443">(略)</td> <td data-bbox="555 402 1090 443">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 443 555 485">(略)</td> <td data-bbox="555 443 1090 485">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 485 555 558">文化市民部</td> <td data-bbox="555 485 1090 558">2.6.7 <u>物資集積・搬送</u>拠点の義援物資を配分する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="376 558 555 681">(略)</td> <td data-bbox="555 558 1090 681">(略)</td> </tr> </tbody> </table>			復旧計画項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	2.6 義援物資を募集・配分する	(略)	文化市民部	2.6.7 <u>物資集積・搬送</u> 拠点の義援物資を配分する	(略)	(略)	■ 役割分担 <table border="1" data-bbox="1108 236 2000 681"> <thead> <tr> <th data-bbox="1108 236 1294 277">復旧計画項目</th> <th data-bbox="1294 236 1473 277">担 当</th> <th data-bbox="1473 236 2000 277">分 担 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1108 277 1294 319">(略)</td> <td data-bbox="1294 277 1473 319">(略)</td> <td data-bbox="1473 277 2000 319">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 319 1294 681" rowspan="6">2.6 義援物資を募集・配分する</td> <td data-bbox="1294 319 1473 360">(略)</td> <td data-bbox="1473 319 2000 360">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 360 1473 402">(略)</td> <td data-bbox="1473 360 2000 402">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 402 1473 443">(略)</td> <td data-bbox="1473 402 2000 443">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 443 1473 485">(略)</td> <td data-bbox="1473 443 2000 485">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 485 1473 558">文化市民部</td> <td data-bbox="1473 485 2000 558">2.6.7 <u>地域内輸送</u>拠点の義援物資を配分する</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1294 558 1473 681">(略)</td> <td data-bbox="1473 558 2000 681">(略)</td> </tr> </tbody> </table>			復旧計画項目	担 当	分 担 内 容	(略)	(略)	(略)	2.6 義援物資を募集・配分する	(略)	文化市民部	2.6.7 <u>地域内輸送</u> 拠点の義援物資を配分する	(略)	(略)	関係計画の改定に伴う修正														
復旧計画項目	担 当	分 担 内 容																																											
(略)	(略)	(略)																																											
2.6 義援物資を募集・配分する	(略)	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
	文化市民部	2.6.7 <u>物資集積・搬送</u> 拠点の義援物資を配分する																																											
	(略)	(略)																																											
復旧計画項目	担 当	分 担 内 容																																											
(略)	(略)	(略)																																											
2.6 義援物資を募集・配分する	(略)	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
	(略)	(略)																																											
	文化市民部	2.6.7 <u>地域内輸送</u> 拠点の義援物資を配分する																																											
	(略)	(略)																																											
旧 273 新 273	2.6.5 義援物資受付窓口を設置する（文化市民部） 文化市民部は、「第3章 第12節 食料の調達・配分」、「第3章 第13節 生活必需品の供給」に基づき、 <u>物資集積・搬送</u> 拠点に義援物資受付窓口を設置する。ただし、市役所・区役所に直接届けられた義援物資は、必要に応じて受領する。 ⇒ 第3章 12.2.11 <u>物資集積・搬送</u> 拠点を開設する 2.6.6 義援物資を受け付け、保管する（文化市民部、区本部） 文化市民部は、 <u>物資集積・搬送</u> 拠点に届けられた義援物資を受領し、義援物資受付台帳に記入するとともに、義援物資の寄託者に受領書を交付し、当該物資の保管を行う。 (略) 特定の品目の義援物資や、企業等から同一規格で大量に届けられた義援物資については、原則として区本部が受け付けず、 <u>物資集積・輸送</u> 拠点に搬送を依頼する。 ⇒ 第3章 12.4.2 <u>物資集積・搬送</u> 拠点で食料を受け入れ、管理する ⇒ 第3章 13.4.2 <u>物資集積・搬送</u> 拠点で生活必需品を受け入れ、管理する			2.6.5 義援物資受付窓口を設置する（文化市民部） 文化市民部は、「第3章 第12節 食料の調達・配分」、「第3章 第13節 生活必需品の供給」に基づき、 <u>地域内輸送</u> 拠点に義援物資受付窓口を設置する。ただし、市役所・区役所に直接届けられた義援物資は、必要に応じて受領する。 ⇒ 第3章 12.2.11 <u>地域内輸送</u> 拠点を開設する 2.6.6 義援物資を受け付け、保管する（文化市民部、区本部） 文化市民部は、 <u>地域内輸送</u> 拠点に届けられた義援物資を受領し、義援物資受付台帳に記入するとともに、義援物資の寄託者に受領書を交付し、当該物資の保管を行う。 (略) 特定の品目の義援物資や、企業等から同一規格で大量に届けられた義援物資については、原則として区本部が受け付けず、 <u>地域内輸送</u> 拠点に搬送を依頼する。 ⇒ 第3章 12.4.2 <u>地域内輸送</u> 拠点で食料を受け入れ、管理する ⇒ 第3章 13.4.2 <u>地域内輸送</u> 拠点で生活必需品を受け入れ、管理する			関係計画の改定に伴う修正																																						

頁	旧	新	修正理由
旧 274 新 274	2.6.7 物資集積・搬送 拠点の義援物資を配分する（文化市民部） 文化市民部は、「第3章 第12節 食料の調達・配分」、「第3章 第13節 生活必需品の供給」に基づき、 物資集積・搬送 拠点で受け付けた義援物資を配分する。 ⇒ 第3章 12.4.3 物資集積・搬送 拠点から食料を配送する ⇒ 第3章 13.4.3 物資集積・搬送 拠点から生活必需品を配送する	2.6.7 地域内輸送 拠点の義援物資を配分する（文化市民部） 文化市民部は、「第3章 第12節 食料の調達・配分」、「第3章 第13節 生活必需品の供給」に基づき、 地域内輸送 拠点で受け付けた義援物資を配分する。 ⇒ 第3章 12.4.3 地域内輸送 拠点から食料を配送する ⇒ 第3章 13.4.3 地域内輸送 拠点から生活必需品を配送する	関係計画の改定に伴う修正
旧 277 新 277	4.1.2 農林水産業施設の災害復旧計画を作成する（産業観光部） 被災した農林水産業施設については、速やかに原形を復旧するとともに、被害の状況を十分検討して防災に必要な施設の整備を計画する。 <u>（追記）</u>	4.1.2 農林水産業施設の災害復旧計画を作成する（産業観光部） 被災した農林水産業施設については、速やかに原形を復旧するとともに、被害の状況を十分検討して防災に必要な施設の整備を計画する。 <u>なお、農林水産業施設の復旧にあたっては、査定前着工制度の活用により、早期の復旧に努める。</u>	関係報告書の策定に伴う修正

頁	旧	新	修正理由																																																																								
旧3 新3	<p>(1) 計画の目的 (略)</p> <p>世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成、男女共同参画をはじめとした多様な視点などを踏まえ、<u>ウイズコロナ社会、アフターコロナ社会においても</u>、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p> <p>(2) 計画の理念 (略)</p> <p>災害対策の実施に当たっては、<u>ウイズコロナ社会における感染拡大防止策を講じたうえで</u>、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。</p>	<p>(1) 計画の目的 (略)</p> <p>世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」との「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン2025」における都市経営の理念、SDGsの達成、男女共同参画をはじめとした多様な視点などを踏まえ、地震、台風等の各種の災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した場合も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう、災害に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・協力しながら進めていく。</p> <p>(2) 計画の理念 (略)</p> <p>災害対策の実施に当たっては、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体となって最善の対策を取るものとする。</p>	<p>字句修正 (感染症の類型移行に伴う修正)</p>																																																																								
旧18 新18	<p>5 林野火災</p> <table border="1" data-bbox="190 849 987 1279"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>場所</th> <th>事故概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr> <tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr> </tbody> </table>	発生年月日	場所	事故概要	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<p>5 林野火災</p> <table border="1" data-bbox="1108 849 2002 1401"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>場所</th> <th>事故概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>2023(令和5)年5月5日</u></td> <td><u>長野県諏訪市、茅野市</u></td> <td><u>1 令和5年5月5日(金)12時26分鎮火</u> <u>2 火災の状況：焼損面積約166ha</u> <u>3 人的被害：なし</u> <u>4 避難の状況</u> <u>避難指示(144世帯)</u></td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	場所	事故概要	(略)	<u>2023(令和5)年5月5日</u>	<u>長野県諏訪市、茅野市</u>	<u>1 令和5年5月5日(金)12時26分鎮火</u> <u>2 火災の状況：焼損面積約166ha</u> <u>3 人的被害：なし</u> <u>4 避難の状況</u> <u>避難指示(144世帯)</u>	<p>時点修正</p>																																																							
発生年月日	場所	事故概要																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																									
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																									
発生年月日	場所	事故概要																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
(略)	(略)	(略)																																																																									
<u>2023(令和5)年5月5日</u>	<u>長野県諏訪市、茅野市</u>	<u>1 令和5年5月5日(金)12時26分鎮火</u> <u>2 火災の状況：焼損面積約166ha</u> <u>3 人的被害：なし</u> <u>4 避難の状況</u> <u>避難指示(144世帯)</u>																																																																									

頁	旧	新		修正理由	
		<p><u>2024(令和6)年 5月4日</u></p>	<p><u>山形県南陽市</u></p>	<p><u>1 令和6年5月12日(日)18時00分鎮火</u> <u>2 火災の状況：焼損面積約137ha</u> <u>3 人的被害：なし</u> <u>4 避難の状況</u> <u>避難指示(148世帯410人)</u></p>	

頁	旧	新	修正理由
旧 24 新 24	<p>(4) 緊急輸送活動体制の整備 (略) ウ 緊急通行車両の<u>事前届</u>出の徹底</p> <p>京都市は、事故発生後に交通規制が実施された場合に、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の<u>事前届出の徹底</u>を図る。</p>	<p>(4) 緊急輸送活動体制の整備 (略) ウ 緊急通行車両の<u>確認申</u>出の徹底</p> <p>京都市は、事故発生後に交通規制が実施された場合に、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、<u>事前に</u>緊急通行車両の<u>確認申出を行うよう指導</u>する。</p>	関係法令の改正に伴う修正
旧 27 新 27	<p>(4) 緊急輸送活動体制の整備 (略) ウ 緊急通行車両の<u>事前届</u>出の徹底</p> <p>京都市は、事故発生後に交通規制が実施された場合に、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の<u>事前届出の徹底</u>を図る。</p>	<p>(4) 緊急輸送活動体制の整備 (略) ウ 緊急通行車両の<u>確認申</u>出の徹底</p> <p>京都市は、事故発生後に交通規制が実施された場合に、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、<u>事前に</u>緊急通行車両の<u>確認申出を行うよう指導</u>する。</p>	関係法令の改正に伴う修正
旧 31 新 31	<p>(4) 緊急輸送活動体制の整備 (略) ウ 緊急通行車両の<u>事前届</u>出の徹底</p> <p>京都市は、事故発生後に交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の<u>事前届出の徹底</u>を図る。</p>	<p>(4) 緊急輸送活動体制の整備 (略) ウ 緊急通行車両の<u>確認申</u>出の徹底</p> <p>京都市は、事故発生後に交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、<u>事前に</u>緊急通行車両の<u>確認申出を行うよう指導</u>する。</p>	関係法令の改正に伴う修正
旧 33 新 33	<p>(4) 緊急輸送活動体制の整備 (略) ウ 緊急通行車両の<u>事前届</u>出の徹底</p> <p>京都市は、事故発生後に、交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の<u>事前届出の徹底</u>を図る。</p>	<p>(4) 緊急輸送活動体制の整備 (略) ウ 緊急通行車両の<u>確認申</u>出の徹底</p> <p>京都市は、事故発生後に、交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、<u>事前に</u>緊急通行車両の<u>確認申出を行うよう指導</u>する。</p>	関係法令の改正に伴う修正
旧 34 新 34	<p>(1) 危険物等関係施設の安全性の確保 (略) オ 容器貯蔵施設における耐震化（転倒・落下防止のための防護棚の設置、架台の固定等） (略) (4) 施設の点検・補修等 消防法、火薬類取締法<u>又は</u>高圧ガス保安法に規定する定期点検が義務</p>	<p>(1) 危険物等関係施設の安全性の確保 (略) オ 容器貯蔵施設における耐震化（転倒<u>及び</u>落下防止のための防護棚の設置、架台の固定等） (略) (4) 施設の点検・補修等 消防法、火薬類取締法、<u>高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確</u></p>	関係法令の改正に伴う修正

頁	旧	新	修正理由
	<p>となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施や不備項目についての改修を指導する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p><u>保及び取引の適正化に関する法律</u>に規定する定期点検が義務となる危険物等関係施設に対し、定期点検の実施や不備項目についての改修を指導する。</p> <p>(略)</p> <p><u>(7) 液化石油ガスの供給設備等に係る緊急措置の指導</u></p> <p><u>液化石油ガスの供給設備等が危険な状態になったときは、直ちに応急の措置を行うとともに、設備等のガスを安全な場所に移すなど、適切な措置がとられるよう指導する。</u></p>	
旧 36 新 36	<p>(4) 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 緊急通行車両の<u>事前届</u>出の徹底</p> <p>京都市は、火災発生後、交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の<u>事前届出の徹底</u>を図る。</p>	<p>(4) 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 緊急通行車両の<u>確認申</u>出の徹底</p> <p>京都市は、火災発生後、交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、<u>事前に</u>緊急通行車両の<u>確認申出を行うよう指導</u>する。</p>	関係法令の改正に伴う修正
旧 40 新 40	<p>(5) 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 緊急通行車両の<u>事前届</u>出の徹底</p> <p>京都市は、事故発生後に、交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、緊急通行車両の<u>事前届出の徹底</u>を図る。</p>	<p>(5) 緊急輸送活動体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>ウ 緊急通行車両の<u>確認申</u>出の徹底</p> <p>京都市は、事故発生後に、交通規制が実施された場合において、円滑に緊急輸送活動を実施するため、車両管理者に対して、<u>事前に</u>緊急通行車両の<u>確認申出を行うよう指導</u>する。</p>	関係法令の改正に伴う修正

令和6年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現行	修正後	修正理由																																						
-	<p>はじめに (略)</p> <p>対策の実施に当たっては、平成31年3月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づいて、レジリエンスの視点による政策の点検・強化や京都が誇る「地域力」、「市民力」の更なる強化を図ることにより、<u>ウイズコロナ、アフターコロナ社会においても</u>、「誰一人取り残さない」SDGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指すとともに、令和3年10月に策定した「京都市SDGs未来都市計画」において「京都市レジリエンス戦略」で掲げる6つの重点的取組分野に沿った様々な施策・取組を進めることとしているため、SDGsとレジリエンス、地方創生の更なる融合により、しなやかに強く持続可能な魅力あふれる都市の実現を目指す。</p>	<p>はじめに (略)</p> <p>対策の実施に当たっては、平成31年3月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基づいて、レジリエンスの視点による政策の点検・強化や京都が誇る「地域力」、「市民力」の更なる強化を図ることにより、<u>(削除)</u>「誰一人取り残さない」SDGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指すとともに、令和3年10月に策定した「京都市SDGs未来都市計画」において「京都市レジリエンス戦略」で掲げる6つの重点的取組分野に沿った様々な施策・取組を進めることとしているため、SDGsとレジリエンス、地方創生の更なる融合により、しなやかに強く持続可能な魅力あふれる都市の実現を目指す。</p>	字句修正 (感染症の類型移行に伴う修正)																																						
6	<p>表1.6.1 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）</p> <p>資料：住民基本台帳（令和5年10月1日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区名</th> <th>地域</th> <th>世帯数（世帯）</th> <th>人口（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td> <td>久多</td> <td>38</td> <td><u>67</u></td> </tr> <tr> <td>広河原</td> <td><u>35</u></td> <td><u>111</u></td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td>京北上弓削町上川行政区</td> <td><u>45</u></td> <td><u>69</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td><u>118</u></td> <td><u>247</u></td> </tr> </tbody> </table>	行政区名	地域	世帯数（世帯）	人口（人）	左京区	久多	38	<u>67</u>	広河原	<u>35</u>	<u>111</u>	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>45</u>	<u>69</u>	計		<u>118</u>	<u>247</u>	<p>表1.6.1 緊急防護措置を準備する区域（UPZ）</p> <p>資料：住民基本台帳（令和6年10月1日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政区名</th> <th>地域</th> <th>世帯数（世帯）</th> <th>人口（人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">左京区</td> <td>久多</td> <td>38</td> <td><u>61</u></td> </tr> <tr> <td>広河原</td> <td><u>34</u></td> <td><u>110</u></td> </tr> <tr> <td>右京区</td> <td>京北上弓削町上川行政区</td> <td><u>43</u></td> <td><u>65</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td><u>115</u></td> <td><u>236</u></td> </tr> </tbody> </table>	行政区名	地域	世帯数（世帯）	人口（人）	左京区	久多	38	<u>61</u>	広河原	<u>34</u>	<u>110</u>	右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>43</u>	<u>65</u>	計		<u>115</u>	<u>236</u>	時点修正
行政区名	地域	世帯数（世帯）	人口（人）																																						
左京区	久多	38	<u>67</u>																																						
	広河原	<u>35</u>	<u>111</u>																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>45</u>	<u>69</u>																																						
計		<u>118</u>	<u>247</u>																																						
行政区名	地域	世帯数（世帯）	人口（人）																																						
左京区	久多	38	<u>61</u>																																						
	広河原	<u>34</u>	<u>110</u>																																						
右京区	京北上弓削町上川行政区	<u>43</u>	<u>65</u>																																						
計		<u>115</u>	<u>236</u>																																						
11	<p>表1.7.1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて【原子力災害対策指針 抜粋】</p> <p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>⑩ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより<u>原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること</u>、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、<u>原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること</u>。</p>	<p>表1.7.1 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて【原子力災害対策指針 抜粋】</p> <p>全面緊急事態を判断するEAL</p> <p>⑩ 原子炉制御室が使用できない場合に原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に原子炉施設の状態を表示する<u>全ての装置若しくは原子炉施設の異常を表示する全ての警報装置（いずれも原子炉制御室に設置されたものに限る。）が使用できなくなる</u>こと。</p>	関係法令の改正に伴う修正																																						

令和6年度京都市地域防災計画修正に係る新旧対照表（原子力災害対策編）

頁	現行	修正後	修正理由
47	図 3.1.2 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生通報時に係る連絡系統図 警察庁 警備運用部警備第 <u>二</u> 課	図 3.1.2 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態発生通報時に係る連絡系統図 警察庁 警備運用部警備第 <u>三</u> 課	組織改編に伴う名称変更

令和6年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（原子力災害避難計画）

頁	現行					修正後					修正理由		
120	別紙 避難時集合場所・避難退域時検査場所等 （世帯数・人口は、令和 <u>5</u> 年10月1日住民基本台帳による）					別紙 避難時集合場所・避難退域時検査場所等 （世帯数・人口は、令和 <u>6</u> 年10月1日住民基本台帳による）					時点修正		
	行政区	地域	世帯数	人口 (人)	避難時集合場所 の名称 所在地 電話番号	避難退域時検査場所 等 (所在地)	行政区	地域	世帯数	人口 (人)	避難時集合場所の 名称 所在地 電話番号	避難退域時検査場 所等 (所在地)	
	左京区	久多	38	<u>67</u>	(略)	(略)	左京区	久多	38	<u>61</u>	(略)	(略)	
					(略)						(略)		
	右京区	京北上 弓削町 上川行政区	<u>45</u>	<u>69</u>	(略)	(略)	右京区	京北上 弓削町 上川行政区	<u>43</u>	<u>65</u>	(略)	(略)	
					(略)						(略)		
	(略)					(略)							

水防法第 15 条、土砂災害防止法第 8 条に基づき定める 施設の変更について

「水防法」及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）により、市町村防災会議は、浸水想定区域、土砂災害警戒区域にある要配慮者利用施設（高齢者や障害者、子ども等の入所施設や学校、病院等）、地下街及び大規模な工場その他の施設（地下街及び大規模な工場その他の施設については、水防法のみ対象となります。）の名称及び所在地を市町村防災計画に定めることとされており、本市では資料編に掲載しております。

つきましては、今年度の防災会議において、追加等の変更を行う施設は別紙のとおりです。

1 今年度の防災会議で変更となる施設数

施設種別	追加	削除	名称変更等
地下街等	—	—	—
要配慮者利用施設	57 施設	75 施設	8 施設
大規模な工場その他の施設	—	—	—

2 変更後の施設総数（令和 5 年 1 2 月 8 日現在）

施設種別	根拠法令		合計
	水防法	土砂災害防止法	
地下街等	82 施設		82 施設
要配慮者利用施設※	1,497 施設	272 施設	1,745 施設※
大規模な工場その他の施設	—		対象なし
合 計	1,579 施設	272 施設	1,827 施設※

※ 要配慮者利用施設のうち、24 施設は水防法及び土砂災害防止法のいずれにも該当するため、内訳の足し上げと合計は一致しない。

根拠となる法令

<水防法>

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

(略)

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(略)

<土砂災害防止法>

(警戒避難体制の整備等)

第八条 市町村防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

(略)

四 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

(略)

【要配慮者利用施設 変更内訳】

資料7(別紙)

変更内容	施設名称	住所	洪水浸水想定区域								対象災害			
			桂川下流	宇治川	木津川下流	鴨川・高野川	山科川	桂川(周山)・弓削川	小畑川	天神川		急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり
追加 (59施設)	北総合支援学校中央分校	下京区油小路通 太子山町602-1				○								洪水
	開建高校	南区唐橋大宮尻町22				○				○				洪水
	グループホーム すないの家西賀茂	北区西賀茂榎ノ木町32番地				○								洪水
	絆デイサービス衣笠	北区衣笠東御所ノ内町55番地								○				洪水
	アリア京都鴨川御所東	上京区御所車通清和院口上る東側梶井町457-1				○								洪水
	レコードブック京都下鴨	左京区下鴨東本町8番地M'S MIGNON下鴨1階				○								洪水
	デイサービスジョイリハ京都下鴨	左京区下鴨西本町46番地 グランセル下鴨1階				○								洪水
	とうほうデイサービス	左京区田中上玄京町6				○								洪水
	レコードブック京都一乗寺	左京区一乗寺弘殿町29				○								洪水
	チャームプレミア京都鳥丸六角	中京区六角通鳥丸東入堂之前町245番地1				○								洪水
	介護付有料老人ホーム プレザングラン京都円町	中京区西ノ京塚本町3番地1								○				洪水
	特別養護老人ホーム 香東園やましな	山科区西野野色町15番地88					○							洪水
	木津屋橋武田病院 介護医療院	下京区油小路下魚棚下る油小路町293番地				○								洪水
	グループホーム京・みやこ	下京区西七条八幡町31番地									○			洪水
	デイサービス心々	下京区松原通油小路西入橋町42				○								洪水
	ボンブル梅小路	下京区朱雀正会町1-28				○								洪水
	京都五条ひまわりの郷	下京区中堂寺前田町26番地				○								洪水
	特別養護老人ホーム京・みやこ	下京区西七条八幡町31番地									○			洪水
	医療法人弘正会 デイサービス ファミリエール吉祥院	南区吉祥院西ノ内町37番地1		○		○				○				洪水
	八湯	南区吉祥院西ノ庄向田町6ルミエール 葛野大路103号		○						○				洪水
	医療法人弘正会 ファミリエール吉祥院	南区吉祥院西ノ内町37-1		○		○				○				洪水
	そんぼの家S東寺	南区唐橋琵琶町27		○		○								洪水
	リハビリ特化型デイサービススマイルステーション梅津	右京区梅津西浦町16番地12		○										洪水
	アクアホーム京都太秦	右京区太秦榎ノ内町10-6									○			洪水
	ジョイリハ京都花園	右京区花園木辻南町12-11									○			洪水
	すないの家太秦	右京区常盤森町12-1									○			洪水
	山本クリニック	右京区北周山町室谷1の2								○		Y		洪水・土砂災害
	悠遊庵 陽だまりデイサービス	右京区西京極東池田町12番地メゾン・ド・ハラ1階									○			洪水
	そんぼの家S桂川	西京区牛ヶ瀬西柿町75番地町70		○										洪水
	ココファン桂	西京区下津津北浦町5番		○										洪水
	デイサービスアルクスタジオ丹波橋	伏見区大宮町577番地1ルミエール丹波橋101-B			○		○							洪水
	エルケアネット京阪淀デイサービスセンター	伏見区淀池上町147番地2		○	○		○							洪水
	社会福祉法人悠久会 短期入所生活介護施設 ひかる苑	伏見区醍醐川久保町18番地1						○						洪水
	小規模多機能型居宅介護たのしい家墨染	伏見区深草大亀谷東古御香町23番地										R		土砂災害
	グループホームたのしい家墨染	伏見区深草大亀谷東古御香町23番地										R		土砂災害
	ユアサイド京都醍醐	伏見区醍醐南里町36-14										Y		土砂災害
	有料老人ホーム サニーライフ京都伏見	伏見区竹田中島町240番, 241番, 242番						○						洪水
	デイサービス Grace	伏見区深草向川原町39番地151階						○						洪水
	デイサービス夢前	伏見区向島四ツ谷池14番地19向島ニュータウンセンター商店街 A棟-18号			○	○								洪水
	特別養護老人ホームひかる苑	伏見区醍醐川久保町18番地1						○						洪水
	機能訓練型デイサービス オブラディ オブラダ	伏見区深草西浦町8丁目15番地						○						洪水
	地域密着型特別養護老人ホーム 洛和ヴィラ桃山Ⅲ番館	伏見区桃山町大島38番地531			○		○							洪水
	特別養護老人ホーム 宝生苑 西館	伏見区桃山町山ノ下66番地					○					Y		洪水・土砂災害
	児童発達支援センターこぐま園	京都府京都市中京区壬生東高田町1番地の20					○							洪水
	児童発達支援センターうさぎ園	京都府京都市中京区壬生東高田町1番地の20					○				○			洪水
	児童福祉センター	京都府京都市中京区壬生東高田町1番地の20					○				○			洪水
	菊の花幼稚園	左京区上高野東氷室町3番地					○					R		洪水・土砂災害
	東本願寺 たかくらこども園	下京区高倉通六条上る當屋町39					○							洪水
	西七条第二保育園	下京区西七条八幡町31番地									○			洪水
	清水台幼稚園	山科区勤修寺丸山町1-126										Y		土砂災害
	かみふさこども園	北区小山上総町7					○							洪水
	花咲くみらい カプリス西京極	右京区西京極畑田町44		○										洪水
	淀さくら保育園	伏見区淀下津町96		○	○									洪水
	永興京都駅みなみこども園	南区西九条春日町49					○							洪水
	大谷園林こども園	下京区鳥丸通七条下ル東塩小路町590-13					○							洪水
	セルフサポート青雲(平安徳義会介護園内)	西京区大原野灰方町249									○			洪水
	ハピネスハウス	南区唐橋赤金町62-40		○										洪水
	ファミリー・ホスピス京都北山ハウス	北区上賀茂石計町74-1番地					○							洪水
	介護老人グループホーム寛寿庵	北区西賀茂蟹ヶ坂町59-8										Y		土砂災害
デイサービス ライフサイズにしがも(通所介護)	北区西賀茂蟹ヶ坂町70番地										Y		土砂災害	
デイサービス ライフサイズにしがも(通所型サービス)	北区西賀茂蟹ヶ坂町70番地										Y		土砂災害	
岡崎ホーム	左京区岡崎円勝寺町91-67					○							洪水	
ガーデンハウス下鴨	左京区下鴨藤倉町1番地					○							洪水	
花友はなせ	左京区花脊別所町878										Y		土砂災害	
老人デイサービスセンター洛翠園	左京区岩倉村松町203										Y	Y	土砂災害	
すずらんデイサービスセンター	左京区岩倉忠在地町283					○							洪水	
市原デイサービス	左京区静市市原町1278										Y		土砂災害	
グループホーム虹 精華大前	左京区静市市原町850番地					○							洪水	
スキルアップスマイルOIKE	中京区両替町通押小路上る金吹町461番地鳥丸御池メディカルモール1階					○							洪水	
デイサービス道夢(地域密着型通所介護)	中京区壬生瀬田町12番地 レジデンスオウクラA棟1階									○			洪水	

変更内容	施設名称	住所	洪水浸水想定区域										土砂災害警戒区域 Y:警戒区域 R:特別警戒区域		対象災害				
			桂川下流	宇治川	木津川下流	鴨川・高野川	山科川	桂川(周山)・弓削川	小畑川	天神川	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり						
	デイサービス道夢(通所型サービス)	中京区壬生瀬田町12番地 レジデンスオークワA棟1階																洪水	
	デイサービスセンターライトハウス朱雀	中京区西ノ京新建町3番地																洪水	
	介護老人福祉施設 ライトハウス朱雀	中京区西ノ京新建町3番地																洪水	
	共用型認知症対応型通所介護特養都和のはな(介護予防認知症対応型通所介護)	中京区西ノ京小堀池町3-4																洪水	
	共用型認知症対応型通所介護グループホーム都和のはな(介護予防認知症対応型通所介護)	中京区西ノ京小堀池町3-4																洪水	
	はるかぜガーデン泉涌寺(小規模多機能型居宅介護)	東山区泉涌寺東林町17番地の62														Y		土砂災害	
	はるかぜガーデン泉涌寺(認知症対応型共同生活介護)	東山区泉涌寺東林町17番地の62														Y		土砂災害	
	京都市粟田老人デイサービスセンター	東山区三条通古川町東入分木町80-2																洪水	
	短期入所施設きよみず苑	山科区川田御出町29番地																洪水	
	介護老人保健施設きよみず苑	山科区川田御出町29番地																洪水	
	パナソニック エイジフリーケアセンター京都音羽・小規模多機能	山科区音羽前田町38番地の1																洪水	
	デイサービスセンターきよみず苑	山科区川田御出町29番地																洪水	
	京都市百々老人デイサービスセンター	山科区川田土仏26																洪水	
	住田リハビリテーションクリニック(介護予防通所リハビリテーション)	山科区安楽南屋敷町3-56,3-49																洪水	
	機能訓練型フィットネスIchi	下京区四条大宮東入る立中町502番地																洪水	
	地域密着型特別養護老人ホーム 京都五条ひまわりの郷	下京区中堂寺前田町26番地																洪水	
	バビディサービス・下京(通所型サービス)	下京区高辻西洞院町801番地1 アネックス西洞院1階																洪水	
	トラストガーデン 四条烏丸	下京区松原通新町東入中野の町173番地1																洪水	
	ワンディハウスゆりかご	南区吉祥院石原開町56																洪水	
	上鳥羽デイサービスセンター	南区上鳥羽錦ヶ淵町39-4																洪水	
	ライマー烏丸	南区東九条烏丸町42メディナ烏丸1F																洪水	
	レコードブック西大路(通所型サービス)	南区吉祥院御池町1番地3																洪水	
	東寺ついでデイサービス(通所型サービス)	南区西九条東柳ノ内町46番地ライズビルサウスポイント1階101号室																洪水	
	デイサービスセンターからふる 上鳥羽(通所介護)	南区上鳥羽山ノ本町38番地																洪水	
削除 (75施設)	かしの木ハウス	右京区太秦安井辰巳町2-63																洪水	
	デイサービス ジョイハ京都花園	右京区花園土津南町12-11																洪水	
	グランドマスト京都嵯峨野	右京区嵯峨野開町29-1																洪水	
	デイサービス陽だまり	右京区西京極池田町12番地																洪水	
	ハートフルトボスノア	右京区太秦森ヶ東町38-33																洪水	
	アンジェス嵯峨広沢	右京区嵯峨一本木町52-5																洪水	
	小規模多機能型居宅介護事業所山ノ内	右京区山ノ内宮前町5番地10																洪水	
	デイサービスほほえみ(通所型サービス)	右京区北山周山町河端5番地15														Y	Y	土砂災害	
	デイサービスセンターゆめじ	西京区松尾木ノ曾町36-1																洪水	
	ウェルフィット上桂	西京区上桂三ノ宮町30番地の1ブルリオン上桂 1階																洪水	
	パナソニックエイジフリーケアセンター桂・デイサービス	西京区川島調子町93																洪水	
	ウェルスタイル京都桂川デイサービスセンター(通所介護)	西京区下津林南大般若町41番地																洪水	
	ウェルスタイル京都桂川デイサービスセンター(通所型サービス)	西京区下津林南大般若町41番地																洪水	
	あやとりレイドル 醍醐	伏見区小栗栖牛ヶ淵町1-3															Y		洪水・土砂災害
	ハートフル京都・羽東師デイサービスセンター	伏見区羽東師菱川町536番地																	洪水
	オリーブデイサービスセンター	伏見区御駕籠町124-1																	洪水
	稲荷の家ほっこり	伏見区深草稲荷島居前町17番4																	洪水
	深草しみずの里 デイサービス	伏見区深草越後屋敷町17番地の5																	洪水
	ケアサービス富士	伏見区深草西浦町2-96																	洪水
	メディカルケアアタカオデイサービスセンター	伏見区深草直達橋七丁目266番1																	洪水
ケアハウスプラスしこうえん	伏見区深草弘ノ壺町27-1																	洪水	
みやびのそのデイサービスセンター	伏見区深草弘ノ壺町36-1																	洪水	
特別養護老人ホームみやびのその	伏見区深草弘ノ壺町35-1																	洪水	
特別養護老人ホームフジの園	伏見区深草弘ノ壺町37-1																	洪水	
アブリシェイト伏見	伏見区醍醐御壺ヶ下町27-16																	洪水	
松ヶ崎記念病院介護医療院	伏見区淀美豆町1077番地																	洪水	
介護老人保健施設洛和ヴィラウラノス(介護予防通所リハビリテーション)	伏見区淀美豆町1133番地																	洪水	
介護老人保健施設洛和ヴィラウラノス(介護予防短期入所療養介護)	伏見区淀美豆町1133番地																	洪水	
就労継続支援B型事業所 未来樹	伏見区竹田良福木町162ハイソニック105号																	洪水	
ランランルンルンスマイルケア(介護予防認知症対応型通所介護)	伏見区向島津田町102番地5																	洪水	
介護医療院 洛和ヴィラよつば(介護予防短期入所療養介護)	伏見区淀美豆町1077番地																	洪水	
上総幼児園	北区小山上総町7																	洪水	
清水台幼稚園 小規模保育 つぼみ	山科区勤修寺丸山町1-126															Y		土砂災害	
大谷園林保育園	下京区烏丸通七条下ル東塩小路町590-13																	洪水	
永興くじょう保育園	南区西九条春日町49																	洪水	
塔南学園 西院園	右京区西院太田町57																	洪水	
スパーク運動療育 西京極スタジオ	右京区西京極畑田町44																	洪水	
よど保育園	伏見区淀下津町96																	洪水	
名称変更 (8施設)	京都養和高等学校	伏見区深草鈴塚町13																洪水	
	ショートステイノラスト離宮	西京区下津林南大般若町120																洪水	
	認定こども園みょうりんえん	北区大将軍川端町61																洪水	
	修学院児童館	左京区一乗寺燈籠本町26															Y		土砂災害
	下鴨つどいの広場こがも	左京区下賀茂宮崎町109																	洪水
	修学院学童保育所	左京区修学院沖殿町1															Y		土砂災害
	放課後児童デイサービス・ビーブレンズ 西京極校	右京区西京極新明町45-1 アレックス 1																	洪水
かがやきこども園	伏見区小栗栖北後藤町1															Y		洪水・土砂災害	

令和 6 年度 京都市防災会議専門委員会（原子力部会）

1 日 時

令和 6 年 1 1 月 2 1 日（木） 午前 1 0 時～午前 1 1 時

2 場 所

京都市危機管理センター

3 出席者

- ・京都市防災会議専門委員会 原子力部会委員 5 名
- ・関西電力株式会社 執行役員 京都支社長 他 5 名
- ・京都市危機管理監 他 2 名

4 議 題

- (1) 京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正等について
- (2) 京都市における原子力災害対策の取組状況について

5 関連報告「大飯発電所の取組等について」（関西電力㈱から報告）

- (1) プラントの運転・定期検査の状況等
- (2) 大飯発電所 1、2 号機の廃止措置状況について
- (3) 使用済燃料対策

令和6年度 京都市防災会議専門委員会 原子力部会

出席者名簿（敬称略）

専門委員（原子力部会） ◎ 部会長

氏名	職名	分野
石川 裕彦	京都大学名誉教授	応用気象学、気象災害
大野 和子	京都医療科学大学教授	放射線管理
藤川 陽子	京都大学複合原子力科学研究所教授	環境工学、放射線の土壌への影響
堀 順一	京都大学複合原子力科学研究所教授	核データ、放射線計測測定
◎三島 嘉一郎	京都大学名誉教授	原子炉工学

（五十音順）

関西電力株式会社

職名	氏名
執行役員 京都支社長	奥戸 義昌
原子力事業本部 副事業本部長	田中 剛司
原子力事業本部 原子力発電部門 廃止措置技術センター所長	原 茂樹
原子力事業本部 原子燃料部門 専任部長	井岡 文夫
原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ チーフマネージャー	亀田 保志
原子力事業本部 原子燃料部門 原燃計画グループ マネージャー	辻 義直

京都市

職名	氏名
危機管理監	廣瀬 智史
行財政局 防災危機管理室長	和田 隆宏
行財政局 防災危機管理室 原子力災害対策・広域連携課長	高原 敏訓

議題(1) 京都市地域防災計画 原子力災害対策編の修正等について

○ 説明

ア 京都市地域防災計画 原子力災害対策編

- ・ 関係法令改正の伴う修正、統計数値の時点修正 など

イ 原子力災害避難計画

- ・ 統計数値の時点修正

○ 委員からの主な意見・質疑等

- ・ 原子力災害対策指針における全面緊急事態を判断するEALについて、原子炉制御室と原子炉制御室外操作盤室がともに使用できなくなる場合の記載内容が修正されたが、その場合、特定重大事故等対処施設も機能しないことを想定しているのか。

⇒ 特重施設は意図せぬ航空機衝突やテロのような事態に対応する目的で設置しているもので、使用想定が異なり、ここには含まれていない。

議題(2) 京都市における原子力災害対策の取組状況について

○ 説明

ア 環境放射線モニタリングの実施

イ 原子力防災訓練の実施

ウ 防災業務関係者の育成

エ 広域避難受入体制の整備

○ 委員からの主な意見・質疑等

- ・ 防災業務関係者の育成について、原子力災害時の対応は、様々な人の協力が必要になるため、研修については、参加者の対象を広げて実施いただきたい。

⇒ 現行の研修の場を最大限活用し、放射線防護研修を継続的に毎年開催することで、経験者を増やしていくことが重要と考えている。

- ・ 広域避難受入体制の整備について、原子力災害が発生した際の対象地域との連携については研修されているのか。

⇒ 広域避難者の受入要員の選任及び研修を毎年実施しているほか、今年は新たに、京都府主催の原子力総合防災訓練において、府下自治体の関係者が集まり、広域避難時対応の図上演習を実施する予定

関連報告 大飯発電所の取組等について（関西電力(株)）

○ 説明

- ア プラントの運転・定期検査の状況等
- イ 大飯発電所1、2号機の廃止措置状況について
- ウ 使用済燃料対策

○ 委員からの主な意見・質疑等

- ・ 大飯発電所1、2号機の廃止措置における放射性固体廃棄物の管理について、低レベル放射性廃棄物は順調に廃棄できているのか。また、放射性廃棄物の発生量を減らす取組についてはいかがか。
 - ⇒ 廃止措置から出る低レベル放射性廃棄物の処分場は、国内にはないため、現状はすべて発電所内で保管しており、処分場の確保に向けた取組は継続中である。なお、放射能濃度が極めて低く放射性物質として扱う必要のないものを通常の廃棄物として扱えるクリアランス制度が国により定められており、福井県ではそのような廃棄物をリサイクルしサイクルラックなどとして活用して、クリアランス制度の理解促進活動を進めている。
- ・ 残存放射能調査について、美浜1号機における計算値と分析値の比較結果では、計算値が分析値に対して高く保守的な値が出ている点と、実際の美浜1、2号機における残存放射能調査結果を踏まえた、放射性固体廃棄物の推定発生量の見直しに当たり、見直し後の推定発生量が減少している点は、同じ関係と考えてよいか。
 - ⇒ 美浜1号機の計算値及び分析値については、廃止措置に当たり初めて算出したもので、美浜1、2号機の放射性固体廃棄物の推定発生量とは直接関係するものではない。
- ・ 使用済燃料乾式貯蔵施設に保管される輸送・貯蔵兼用キャスクについて、安全機能として内部を負圧に保つために使用されるヘリウムは、枯渇が予想される資源であるが、今後の確保についての見通しはいかがか。
 - ⇒ ヘリウムの調達については、しっかり確保できるよう取り組む所存。
- ・ キャスクの遮蔽機能について、中性子遮蔽材として使用するレジンは、中性子の吸収により劣化の可能性が考えられるが、どれぐらいの耐用年数を想定しているのか。
 - ⇒ キャスクは60年間の貯蔵を想定しており、レジンの劣化率は2.5%を考慮している。
- ・ 破損した燃料用の特別なキャスクは用意されているのか。
 - ⇒ 破損燃料は乾式貯蔵施設での保管は考えていない。将来的には、破損燃料用の特別なキャスクで再処理工場などに搬出して処理することになる。

令和6年度 京都市総合防災訓練結果について

1 主催

京都市防災会議

2 実施日時

- 大規模災害対応訓練 令和6年11月9日(土) 13時00分～15時00分
- 市民防災啓発 令和6年11月9日(土) 11時00分～15時30分

3 実施場所

左京区 岡崎エリア

- 大規模災害対応訓練 岡崎公園プロムナード、冷泉通
- 市民防災啓発 岡崎公園、ローム・スクエア(ロームシアター京都)

4 訓練想定

最大震度7の都市直下型地震の発生により、京都市内広範囲で大規模な被害が発生

5 主な訓練内容及び参加機関等

(1) 大規模災害対応訓練

ア 被害情報収集訓練

ヘリコプター(京都市消防局、京都府警察本部)、機動二輪車(京都市消防局、京都府警察本部、陸上自衛隊)による被害情報の収集訓練

イ 救出救助訓練

地震発生に伴う、人命救助及び応急救護訓練

訓練名称	訓練概要	訓練参加機関
交通救助訓練	事故車両からの人命救助	消防局
避難誘導訓練	市バス乗客の救護と避難誘導	交通局 京都市消防団
瓦礫救助訓練	倒壊瓦礫からの人命救助	京都市消防団
倒壊建物救出訓練	警察犬による検索 倒壊建物からの人命救助	京都府警察本部 陸上自衛隊
火災建物救出訓練	火災建物からの人命救助 消火活動	消防局 京都府警察本部
応急救護所訓練	応急救護所の設置と運営 負傷者等の救護 (他の訓練から独立して実施)	消防局 京都府医師会 日本赤十字社 京都府看護協会 京都DMAT
映像伝送訓練	災害現場映像の撮影と伝送	京都府警察本部

ウ ライフライン復旧訓練

火災建物救助訓練で使用した建物を“病院”と見立て、周辺道路の警戒からライフラインの復旧、支援物資の到着までを想定したストーリー形式の訓練

訓練名称	訓練概要	訓練参加機関
道路啓開訓練	重機による道路上障害物の除去	建設局
応急給水訓練	給水拠点の設置 仮設給水槽、給水車による応急給水	上下水道局
都市ガス 応急供給訓練	都市ガスの応急供給	大阪ガスネットワーク
応急送電訓練	発電機車を活用した応急送電	関西電力送配電
災害廃棄物 収集訓練	災害廃棄物の収集と運搬	環境政策局
支援物資 搬送訓練	支援物資の搬送	京都府トラック協会

(2) 市民防災啓発

	機関名	啓発内容
1	京都地方気象台	気象観測・防災気象情報
2	京都府警察本部 機動隊	高性能救助車及び災害パネル展示
3	西日本電信電話株式会社 京都支店	災害用伝言ダイヤル171の体験コーナーと ポータブル衛星通信の展示
4	関西電力送配電株式会社 京都本部	防災展示
5	大阪ガスネットワーク株式会社 京滋事業部	防災展示
6	一般社団法人 京都府歯科医師会	防災パネル展示
7	公益社団法人 京都府看護協会	知っておきたい、いざという時の応急手当
8	一般社団法人 京都府薬剤師会	e おくすり手帳啓発
9	澱川右岸水防事務組合 桂川・小畑川水防事務組合	水防団の取組 体験コーナー
10	京都市災害ボランティアセンター	災害ボランティア運営サポーターの周知啓発
11	公益社団法人 京都府助産師会	母子の防災
12	京都市消防団	消防団員紹介ブース
13	京都市男女共同参画推進センター ウィングス京都	「きょうとみんなの防災カード」啓発
14	一般財団法人 京都市防災協会	非常持出品を備えましょう
15	一般社団法人 日本損害保険協会 京都府保険代理業協同組合 一般社団法人 京都損害保険代理業協会	火災保険全般に関する相談 (地震保険の加入推奨)
16	自衛隊京都地方協力本部	自衛隊の災害派遣活動
17	京都市環境政策局	災害時に役立つ次世代自動車

18	京都市行財政局防災危機管理室 一般社団法人京都府LPガス協会 京都パン協同組合	各家庭に必要な備蓄ってどれくらい？ マイ・タイムラインをつくりましょう！ 災害に強いLPガスの普及啓発
19	京都市行財政局 防災危機管理室、庁舎管理課	国民保護について 市庁舎整備について
20	京都市保健福祉局 京都市子ども若者はぐくみ局	福祉避難所や妊産婦等福祉避難所を知っていますか？ 避難生活における健康管理
21	認定NPO法人アンビシヤス 京都市保健福祉局	ペットの避難どうしよう？
22	京都市建設局	防災・減災の取組 防災クイズ
23	京都市消防局 消防団・自主防災推進室	起震車体験コーナー
24	京都市消防局 予防課	みんなで火の用心！！
25	京都市消防局 救急課・教育管理課	安心救急体験コーナー
26	京都市上下水道局 一般財団法人京都市上下水道サービス協会	災害用備蓄飲料水「疏水物語」のススメ

6 訓練参加者数及び見学者数等

- (1) 参加機関及び参加者数 38機関、322名
- ・大規模災害対応訓練 16機関、194名
 - ・市民防災啓発 31機関、128名
- ※訓練・啓発に両方に参加している機関があるため、合計機関数は合致しない。
- (2) 来賓等見学者（代理出席者を含む） 66名
- (3) 訓練見学者数 約3,700名
- 大規模災害対応訓練見学者 約2,400名
 - 市民防災啓発来場者数 約1,300名

合計 38機関 4,088名



令和6年度 京都市総合防災訓練

大規模災害対応訓練の様子

- 開会式
- 被害情報収集訓練
- 現場到着・交通救助訓練
- 避難誘導・重量物排除訓練
- 倒壊建物救助訓練
- 座屈建物救助訓練
- 火災建物救助訓練
- 指揮者退場
- 道路啓開訓練
- 応急給水訓練
- 都市ガス応急供給訓練
- 応急送電訓練
- 災害廃棄物収集訓練
- 支援物資搬送訓練
- 応急救護所運営訓練
- 訓練講評

市民防災啓発の様子

**Emergency
Training!**



大規模災害対応訓練の様子

● 開会式

京都市長、京都市会議長による挨拶・祝辞



● 被害情報収集訓練（消防局、京都府警察本部、陸上自衛隊）

ヘリ・バイク部隊による情報収集



現場到着・交通救助訓練 (消防局、京都府警察本部、陸上自衛隊)

指揮者現場到着
合同調整所の設置



事故車両からの救出



避難誘導・重量物排除訓練 (交通局、京都市消防団)

活動共有



重量物排除



市バス乗客の避難誘導



● 倒壊建物救助訓練（京都府警察本部、陸上自衛隊）

警察による救助活動

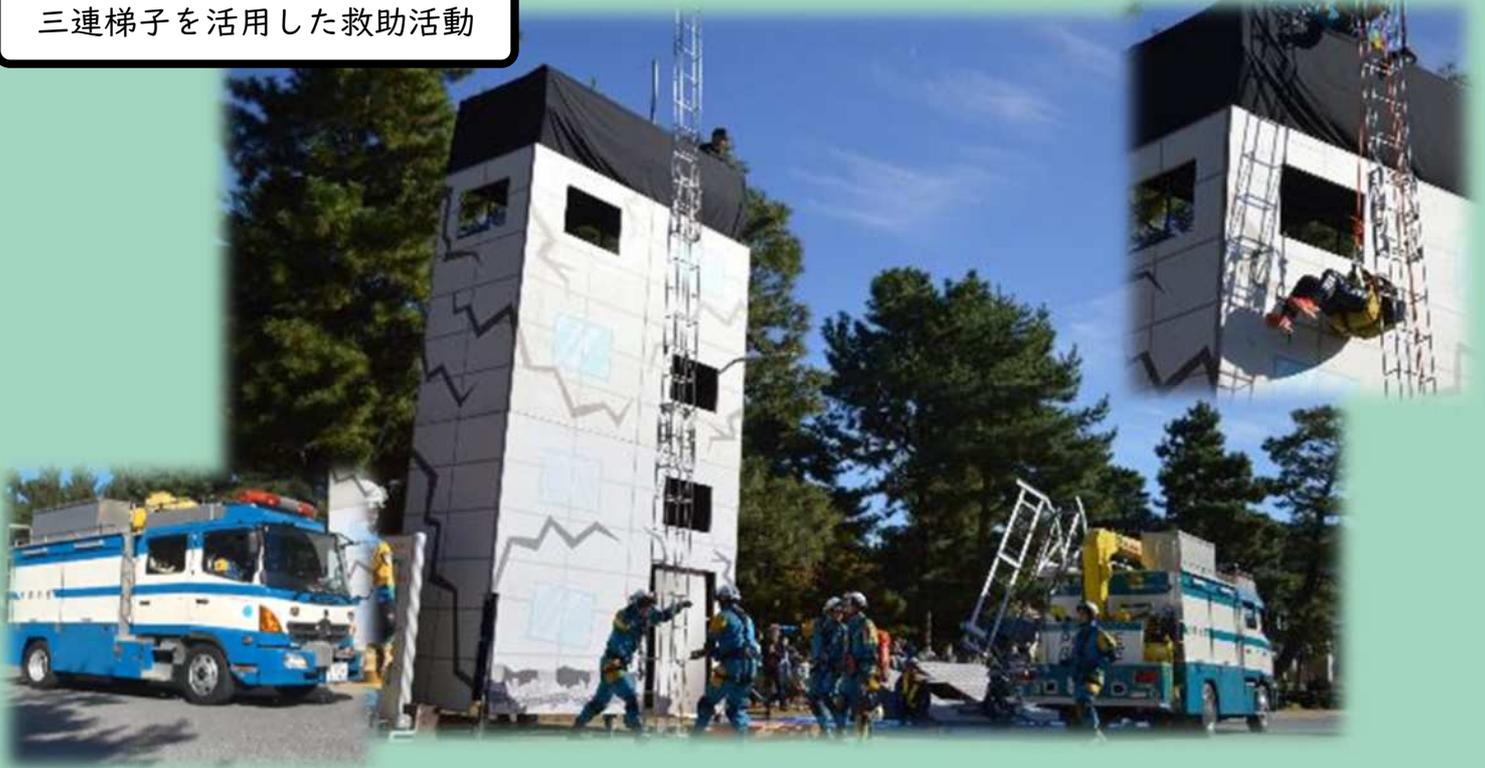


自衛隊による救出活動



● 座屈建物救助訓練（京都府警察本部）

三連梯子を活用した救助活動



● 火災建物救助訓練、指揮者退場 （消防局、京都府警察本部、陸上自衛隊）

放水・救助活動



指揮者退場



● 道路啓開訓練（建設局）



● 応急給水訓練（上下水道局）



● 都市ガス応急供給訓練（大阪ガスネットワーク）



● 応急送電訓練（関西電力送配電）



● 災害廃棄物収集訓練（環境政策局）



● 支援物資搬送訓練（京都府トラック協会）



● 訓練講評

京都市長からの訓練講評



● 応急救護所運営訓練
(消防局、京都府医師会、京都府看護協会、京都DMAT)



市民防災啓発の様子

京都地方気象台



京都警察本部



西日本電信電話株式会社



関西電力送配電株式会社



大阪ガスネットワーク株式会社



京都府歯科医師会



京都府看護協会



京都府薬剤師会



澁川右岸水防事務組合
桂川・小畑川水防事務組合



京都市災害ボランティアセンター



京都府助産師会



京都市消防団



京都市男女共同参画推進センター
ウイングス京都



環境政策局



行財政局
庁舎管理課・防災危機管理室



行財政局 防災危機管理室
京都府LPガス協会
京都パン協同組合



保健福祉局
子ども若者はぐくみ局



建設局



消防局 消防団・自主防災推進室、予防課、救急課、教育管理課



上下水道局



京都市防災協会



日本損害保険協会
京都府保険代理業協同組合
京都損害保険代理業協会



自衛隊京都地方協力本部



認定NPO法人アンビシャス
保健福祉局



国民保護の取組について

■ 令和6年度の取組

1 令和6年度京都市総合防災訓練における国民保護に関する市民への啓発活動

- (1) 時期：令和6年11月9日（土）
- (2) 場所：京都市左京区岡崎最勝寺町地内（岡崎エリア）
- (3) 内容

来場者を対象とした国民保護に関するパネル展示及び説明

2 全国瞬時警報システム（Jアラート）の全国一斉情報伝達訓練

- (1) 令和6年 5月22日（水）11時00分
- (2) 令和6年 8月28日（水）11時00分 台風の影響により中止
- (3) 令和6年11月20日（水）11時00分
- (4) 令和7年 2月12日（水）11時00分 予定

3 令和6年度国民保護研修について

- (1) 時期：令和7年1月24日（金）予定
- (2) 場所：京都市危機管理センター（京都市役所分庁舎4階）
- (3) 内容

各局等の防災担当者を対象とした国民保護の概要説明及び図上演習

